

ハザルニ因リテ消滅ス

第五十六條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルトキハ脱退シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸スベキ損失額ヲ拂込ムベシ

第五十七條 脱退シタル組合員ガ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第五十八條 無限責任組合及保證責任組合ニ在リテハ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其脱退ヲ組合原簿ニ記載シタル後二箇年間責任ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル期間ハ總組合員ノ同意アルトキハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ第一項ノ規定ニ違背セザル限り之ヲ短縮スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル組合員ニ之ヲ準用ス

第六十條 監督官廳ハ何時ニテモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事業、財産又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ事業、財産又ハ清算事務ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

監督官廳ハ組合清算ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合ニ對シ其ノ財産ノ供託ヲ命ズルコトヲ得

第六十條ノ二 理事ノ缺ケタル爲損害ヲ生ズル虞アルトキハ地方長官ハ假ニ理事ヲ選任スルコトヲ得

第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一 定款ノ定メタル事由ノ發生
- 二 總會ノ決議
- 三 組合ノ合併
- 四 組合員ガ七人未済ニ減ジタルトキ
- 五 組合ノ破産

第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組合ガ合併セントスルトキ又ハ保證責任組合若ハ有限責任組合ガ合併ニ因リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生ズベキトキハ其ノ合併ニ付總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第六十三條第一項 組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六十三條ノ二 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル選任ニ之ヲ準用ス

第六十四條 第四十條及第四十一條ノ規定ハ合併ノ場合ニ

之ヲ準用ス

第六十五條 總會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十六條第一項 組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第六十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十八條 組合ハ總組合員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

組合ガ組織變更ニ因リ組合員ノ責任ヲ減少スルトキハ第四十條及第四十一條ニ定メタル手續ヲ爲スベシ

第七十條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第七十一條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第七十二條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要

ナル金額ヲ供託スルニ非ザレバ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ズ

第七十三條 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第七十三條ノ二 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケル爲損害ヲ生ズル虞アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十三條ノ三 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十四條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スベシ

第十四條第二項及第十六條ノ三ノ規定ハ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ二 第一項 清算結了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第九十三條ノ二 組合ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上三百圓以下ノ過料ニ處セラル

- 一 本法ニ定メタル届出若ハ組合原簿ノ提出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シ若ハ組合原簿ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

- 二 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 三 第二十九條第一項及第三十條第一項ノ規定ニ違背シ又ハ第二十九條第一項及第三十條第一項ニ掲ゲタル書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ若ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 四 第一條第五項、第四十三條、第四十五條乃至第四十六條ノ二、第四十八條又ハ第七十二條ノ規定ニ違背シタルトキ
- 五 第六十條ノ報告ヲ爲サズ又ハ検査ヲ拒ミ其ノ他監督官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 六 民法第七十九條ノ期間内ニ債權者ニ辨償ヲ爲シタルトキ
- 七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 八 民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違背シタルトキ
- 九 組合ノ目的タル事業ニ非ザル營利事業ヲ營ミタルトキ
- 十 第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ違背シテ出資一口

- ノ金額若ハ組合員ノ保證金額ヲ減少シ、第五十八條ノ規定ニ依ル責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併若ハ組織變更ヲ爲シタルトキ
 - 十一 法令又ハ定款ニ違背シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ
 - 第十四條 本法ノ規定ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スベシ但シ組合原簿ニ記載シタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 登録税法抄(舊)**
- 第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録税ヲ課セズ(但書略)
 - 七 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ニ付産業組合法、漁業法、工業組合法、商業組合法又ハ輸出組合法ニ基キテ爲ス登記
- 日本勸業銀行法抄(舊)**
- 第十五條第三項 産業組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ低當ヲ徵セズシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得
 - 第三十二條第一項 日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預り金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ズ
 - 三 産業組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對

北海道拓殖銀行法抄(舊)

- 第八條第四項 産業組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

製絲業法施行規則

昭和七年十月十五日農林省令第三十二號
改正昭和八年七月十九日農林省令第十四號

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ製絲業法第一條第一項ノ製絲業者及同條第三項ノ玉絲ノ製造ヲ業トスル者ヨリ之ヲ除外ス
- 一 利用組合ノ有スル製絲工場ヲ利用シテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者
- 二 他ノ者ニ委託シテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者
- 第二條 製絲業法第二條ノ免許ハ製絲工場毎ニ之ヲ爲スモノトス
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製絲業ノ免許ヲ爲サズ
- 一 揚返又ハ東裝以後ノ工程ノミヲ行フ場合ヲ除クノ外製絲工場ニ百五十釜以上ノ繰絲機ヲ備ヘザルトキ
- 二 免許申請者ガ製絲業ノ免許ヲ取消サレ又ハ事業ノ制

農工銀行法抄(舊)

- 第七條ノ五 産業組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得
- (第六條) 農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス
- 一 五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト
- 二 拂込資本金及積立金總高ノ二倍ニ相當スル金額ヲ限リ不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
- (以下略)
- 第二十三條 農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預り金又ニ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 三 産業組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

製絲業法 製絲業法施行規則

- 限ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者ナルトキ
 - 三 免許申請者ガ製絲業法第五條ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ受ケ事業休止中ノ者ナルトキ
 - 四 免許申請者ガ製絲業法第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者ナルトキ
 - 五 前各號ノ外農林大臣ニ於テ不適當ト認ムルトキ
- 前項第一號ノ規定ハ自家用生絲ノ製造ノミヲ行フ製絲工場ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 農林大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ産業組合又ハ産業組合聯合會ノ製絲工場ニシテ百五十釜未満百釜以上ノ繰絲機ヲ備フルモノニ付製絲業ノ免許ヲ爲スコトアルベシ
- 第四條 製絲業ノ免許申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 事業計畫書
 - 二 設備要領書
 - 三 免許ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表
 - 四 二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類

- 五 製絲業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類
 - 二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ免許申請書ニ記載スベシ
 - 第一項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第五條 繰絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 製絲工場ノ所在場所
 - 二 揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ行ハザル場合ニ於テハ之ヲ行フ製絲工場ノ名稱及所在場所
 - 三 一年間ノ原料繭消費見込數量
 - 四 一年間ノ目的織度別生絲製造見込數量
 - 五 従業員ノ種類及員數
 - 六 起業費ノ收支概算
 - 七 事業ノ收支概算
 - 八 事業開始ノ豫定年月日
- 揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書ニハ前項第一號及第五號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 一年間ノ生絲取扱見込數量

二 取扱生絲ニ付キ繰絲ノ工程ヲ行フ工場ノ名稱、所在場所及一年間ノ目的織度別生絲製造見込數量

第六條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要
 - 二 繰絲機ノ名稱、釜數及緒數
 - 三 揚返機ノ窓數
 - 四 煮繭機ノ名稱、煮繭能力及臺數
 - 五 生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數
 - 六 繭ノ乾燥及貯藏ニ關スル設備ノ名稱、能力及員數
- 前項ノ設備要領書ニハ敷地内ノ建物及設備ノ配置圖並ニ敷地附近ノ概況圖ヲ添附スベシ
- 第七條 製絲業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 一 揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ行ハザル製絲工場ニ於テ新ニ揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ行ハントスルトキ
 - 二 繰絲機又ハ揚返機ノ増設、改設又ハ廢棄ヲ行ハントスルトキ
- 前項ノ認可申請書ニハ設備要領書並ニ事業ノ擴張又ハ繰絲機若ハ揚返機ノ増設、改設若ハ廢棄ニ伴フ起業費ノ收支概算及事業ノ收支概算ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ
- 前條ノ規定ハ前項ノ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製絲業ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存

- 續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 製絲業者死亡シ又ハ解散シタルトキ
 - 二 免許ヲ受ケタル製絲工場ニ付事業ノ廢止アリタルトキ
 - 三 免許ヲ受ケタル製絲工場滅失シタルトキ
- 第九條 製絲業者ハ毎年七月三十一日迄ニ前年六月一日ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ事業概況書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
- 第十條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製絲業者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
- 一 製絲業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ
 - 二 製絲業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ
 - 三 製絲業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ
 - 四 製絲業者タル法人ノ代表者又ハ第四條第二項ノ代表者ニ變更アリタルトキ
 - 五 製絲業者製絲工場ノ名稱ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキ

- 六 製絲業者引續キ十五日以上其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ
 - 七 製絲業者其ノ事業ヲ廢止シタルトキ
 - 八 製絲工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ
 - 九 製絲業者タル法人其ノ組織ヲ變更シタルトキ
 - 十 製絲業者製絲工場ニ付キ一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ置キタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキ
 - 十一 製絲業者製絲業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シタルトキ又ハ兼營事業ヲ廢止シタルトキ
 - 十二 第七條ノ認可ヲ受ケタル事業ヲ開始シ又ハ工事ヲ完了シタルトキ
 - 十三 製絲工場ニ付所有權ノ移轉アリタルトキ
 - 十四 相續又ハ合併ニ依リ製絲業ヲ承繼シタルトキ
- 前項第九號ノ場合ニ於テハ組織變更アリタルコトヲ證スル書類、定款、財産目錄及貸借對照表ヲ、第十四號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類並ニ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借對照表ヲ具シ其ノ届出ヲ爲スベシ

- 第十二條 製絲業者ニシテ其ノ製絲工場ヲ通ジ繰絲機三百釜以上ヲ有スルモノハ生絲共同施設組合ノ設立者ト爲リ又ハ之ニ加入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十三條 生絲共同施設組合ノ設立ハ組合ノ取扱フベキ生絲ヲ製造スル製絲工場(所屬製絲工場)ノ繰絲機ノ釜數ノ合計ガ五百釜ニ滿タザル場合ニ於テハ之ヲ認可セズ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十四條 生絲共同施設組合設立ノ認可申請書ニハ定款ノ外事業計畫書、設備要領書並ニ組合員毎ノ出資口數及所屬製絲工場ノ繰絲機ノ釜數ヲ記載シタル書類ヲ添附シテ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第十五條 第五條第二項及第六條ノ規定ハ取扱生絲ニ加工シテ共同販賣ヲ爲ス組合ノ事業計畫書及設備要領書ニ之ヲ準用ス
- 第十六條 生絲共同施設組合ノ役員又ハ清算人ノ受クベキ給與ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムベシ
- 第十七條 生絲共同施設組合ノ定款變更ノ認可申請書ニハ理由書及總會ノ決議錄ノ謄本ヲ添附シテ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第十一條 製絲業法第六條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

定款ノ變更ガ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少又ハ製

- 絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セラルル産業組合法第五十八條第三項若ハ同法第六十八條第二項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ前項ニ掲グル書類ノ外財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ
- 定款ノ變更ガ製絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セラルル産業組合法第五十八條第二項又ハ第六十八條第一項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ總組合員ノ同意ヲ證スル書類ヲ添附スベシ
- 第十七條 生絲共同施設組合製絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セラルル産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ手續ヲ爲シタルトキハ之ヲ證スル書類ヲ添附シ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
- 第十八條 生絲共同施設組合ガ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スベシ
- 前項ノ規定ハ生絲共同施設組合ガ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貸付額ノ最高限度ニ之ヲ準用ス
- 生絲共同施設組合ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ツベシ
- 第十九條 生絲共同施設組合ハ財産目錄、貸借對照表、事

製絲業法施行規則

- 業報告書及剩餘金處分案ニ付キ總會ノ承認アリタルトキハ其ノ決議錄ノ謄本ヲ添附シテ遲滞ナク農林大臣ニ之ヲ届出ツベシ
- 第二十條 生絲共同施設組合ノ剩餘金ノ配當ハ取扱ヒタル物ノ數量、價格其ノ他事業ノ分量又ハ拂込ミタル出資額ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 取扱ヒタル物ノ數量、價格其ノ他事業ノ分量ニ對シ配當スベキ剩餘金ニシテ出資ノ拂込ニ充テザルモノハ拂込ミタル出資額ガ出資總額ノ二分ノ一ニ滿タザル場合ニ限り配當スベキ剩餘金ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得
- 第二十一條 生絲共同施設組合ガ新ニ組合ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルベシ脱退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ殘額ニ付キ亦同ジ
- 第二十二條 生絲共同施設組合ノ總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ理由書、總會ノ決議錄ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添附シテ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十三條 生絲共同施設組合ノ合併ノ認可申請書ニハ前條ニ掲グル添附書類ノ外合併契約書ノ謄本及合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添附シテ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

合併ガ製絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セララルル産業組合法第六十三條ノ二ノ場合ニ該當スルトキハ前項ノ規定ニ依ル添附書類ノ外申請者ガ同條ノ規定ニ依リ選任セラレタル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

合併ガ製絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セララルル産業組合法第六十二條第二項但書ノ場合ニ該當スルトキハ第一項ノ規定ニ依ル添附書類ノ外當該組合ノ總組合員ノ同意ヲ證スル書類ヲ添附スベシ

第二十四條 左ノ場合ニ於テハ生絲共同施設組合ハ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

一 定款ノ施行ニ關スル規則ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ

二 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散又ハ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキ

前項第二號ノ規定ニ依ル清算終了ノ届書ニハ總會ノ承認ヲ經タル決算報告書ヲ添附スベシ

第二十五條 製絲業法第二十六條及同法第二十七條ノ規定

ニ依リ準用セララルル産業組合法第六十條第一項ニ於テ行政官廳ト稱スルハ農林大臣及地方長官トス但シ組合ノ事業ノ停止及組合ノ解散ニ付テハ農林大臣トス

製絲業法第二十七條ノ規定ニ依リ準用セララルル民法第五十九條竝ニ産業組合法第二十四條、第六十條第二項、第六十條ノ二、第七十三條ノ二及第七十三條ノ三ニ於テ主務官廳又ハ行政官廳ト稱スルハ地方長官トス

第二十六條 本則ノ適用ニ關シ多條繰繰機(十以上ノ緒ヲ備フル繰繰機ヲ謂フ)ノ釜數ノ計算ニ付テハ釜數ヲ計算スベキ多條繰繰機ヲ通ジ總緒數ヲ十ヲ以テ除シタル數ヲ以テ其ノ釜數トス

第二十七條 製絲業法又ハ本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ製絲業者ニ在リテハ製絲工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ、生絲共同施設組合ニ在リテハ其ノ主ナル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第二十八條 製絲業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 免許又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第二十九條 製絲業者本則ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スベキ場合ニ於テ届出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

附 則

第三十條 本令ハ製絲業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和七年十月二十日ヨリ施行ス)

第三十一條 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者及其ノ包括承繼人トス

一 製絲業法施行ノ際現ニ製絲業ヲ行フ目的ヲ以テ製絲工場ヲ有スル者

二 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ヲ有スル産業組合及産業組合聯合會

三 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ノ建設工事を實施シツツアル者

第三十二條 前條ノ規定ニ該當スル者ハ製絲業法施行ノ日ヨリ二月内ニ製絲工場毎ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ農林大臣ニ届出ツベシ

一 最近二年間ニ於ケル事業ノ概況

二 前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ製絲工場ノ建設工事を著手シタル年月日、其ノ工事進捗ノ程度及事業開始ノ豫定年月日

第四條ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

製絲業法施行規則

前項ノ規定ニ依リ届出ニ添附スベキ事業計畫書ニハ繰繰機ノ工程ヲ行フ製絲工場ニ在リテハ第五條第一項第一號乃至第五號ニ掲グルノ事項ヲ、揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ニ在リテハ同條同項第一號及第五號竝ニ同條第二項各號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

第六條ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依リ届出ニ添附スベキ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第三十三條 左ニ掲グル場合ニ於テハ農林大臣ハ第三條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ製絲業ノ免許ヲ爲スコトアルベシ

一 本令施行前一年内ニ滅失シタル製絲工場ヲ有シタル者又ハ其ノ包括承繼人同一場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付本令施行ノ日ヨリ一年内ニ製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ

二 本令施行ノ際貸付中ナリシ製絲工場ノ返還ヲ受ケ製絲業ヲ行ハントスル者其ノ製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ

三 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者又ハ前二號若ハ第四號ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者當該製絲工場滅失シタル爲同一場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ

製絲業法關係法規

付滅失シタル日ヨリ一年内ニ製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ

四 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者又ハ前三號ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者天災又ハ公益上ノ必要ニ因リ當該製絲工場ニ於テ事業ヲ繼續スルコト能ハザル爲他ノ場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ但シ事業廢止ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ免許申請書ニハ第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル書類ノ外左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 前項第一號又ハ第三號ノ場合ニ在リテハ滅失ノ時期及原因並ニ滅失シタル製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類

二 前項第二號ノ場合ニ在リテハ本令施行ノ際貸付中ナリシコトヲ證スル書類

三 前項第四號ノ場合ニ在リテハ當該製絲工場ニ於テ事業ヲ繼續スルコト能ハザル事由及事業廢止ノ時期並ニ其ノ製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類

附則

本令ハ昭和八年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

欄ニ至ルマデノ用紙ト組合員ノ氏名、住所等ヲ記載スベキ用紙トヲ別チ初メニ第一欄ヨリ變更欄ニ至ルマデノ用紙ヲ纏メ其ノ末尾ニ組合員ノ氏名、住所等ヲ記載スベキ用紙ヲ纏メテ之ヲ編綴スベシ

第三條 生絲共同施設組合登記見出帳ハ附錄第二號様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第四條 受附帳ハ附錄第三號様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第五條 代理人ニ依リテ申請又ハ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ其ノ權限ヲ證スル面ヲ書添附スベシ

第六條 製絲業法第二十二條第二項第四號又ハ第五號ノ掲グル事項ノ登記ハ登記簿ノ末尾ニ編綴セル用紙ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ一組合員ニ付數用紙ヲ連續シテ用フルコトヲ得

前項ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ左側ニ縱線ヲ劃シテ餘白ト分界スベシ

第七條 製絲業法第二十二條第二項第四號又ハ第五號ノ掲グル事項ノ變更又ハ消滅ノ登記ハ登記簿ノ末尾ニ編綴セル用紙中變更欄ニ之ヲ爲スベシ

生絲共同施設組合登記取扱手續

(昭和八年七月二十日ヨリ施行)

別記様式

第 號 年 月 日交付

表

製絲業法第六條第二項ノ規定ニ依ル證票

農林省又ハ	氏名
官職	道府縣印

縦八・五糎

横六・〇糎

生絲共同施設組合登記取扱手續

昭和八年六月十日司法省令第二十六條

第一條 生絲共同施設組合ニ關スル登記ノ事務ハ商業登記ヲ取扱フ登記所ニ於テ之ヲ取扱フ

第二條 生絲共同施設組合登記簿ハ附錄第一號様式ニ依リ地方裁判所長ニ於テ之ヲ調製スベシ但シ第一欄ヨリ變更

第八條 有限責任ノ組合ガ無限責任又ハ保證責任ニ組織ヲ變更シタルニ因ル變更登記ニ付キ組合員ノ氏名、住所等ノ記載ヲ爲スニハ第六條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ登記用紙中豫備欄ニ第十五欄ニ掲グベキ事項ヲ記載スベシ

第九條 組合ノ合併又ハ事務所ノ移轉若ハ新設ニ因リ製絲業法第二十二條第一項ニ定ムル登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ事由ヲ記載スベシ

第十條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印スベシ

第十一條 登記簿ニ合併ニ因ル解散ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

破産手續終結ノ登記ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ強制和議認可決定ノ確定ニ因リ破産手續終結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 不動産登記法施行細則第四條、第五條、第十二條、第十三條、第二十條乃至第二十四條、第二十七條、第三十三條乃至第三十五條ノ二、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十七條、第五十一條、第七十一條

第一項及商業登記取扱手續第六條乃至第二十條、第二十

一條第五項、第二十三條乃至第二十八條、第二十九條乃至第三十三條、第四十四條乃至第四十四條ノ三、第四十四條ノ八乃至第四十六條、第四十九條ノ三ノ規定ハ生絲共同施設組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則

(様式略)

本令ハ昭和八年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

製絲業法施行ニ關スル件

昭和七年十月十五日附七第四九九〇號
農林次官通牒

製絲業法ハ本月二十日ヨリ施行セラレ爾今新ニ器械生絲ノ製造事業ヲ經營セントスル者ハ總ベテ農林大臣ノ免許ヲ受ケシムルト同時ニ既存製絲業者及其ノ包括承繼人モ之ヲ免許ヲ受ケタル者ト看做シ之ニ對シ一様ニ農林大臣及地方長官ニ於テ監督取締ヲ爲スコトト相成ル次第ニ有之候處製絲業法ノ制定ハ製絲業ガ我が國重要産業ノ一ナルニ拘ラズ概ネ其ノ經營ノ基礎堅實ヲ缺キ從ツテ品質ノ改善ト製品聲價ノ維持ヲ妨ゲ絲價ノ變動ニ際シテハ自ラ之ニ善處スルコト能ハズ累ヲ蠶絲業全般ノミナラズ延テ國ニ及ボスコト少カラザル狀況ニ鑑ミ製絲業ノ經營ニ一定ノ基準ヲ與ヘ不健

全ナル企業ヲ防止シ以テ如上ノ弊ヲ矯メ斯業ノ改善ヲ圖ラントスル趣旨ニ有之候條右趣旨篤ト諒知ノ上貴管下製絲業ノ監督取締ニ遺憾ナキヲ期セラルト共ニ新ニ製絲工場ノ新設計畫有之場合ニ於テハ漫然其ノ計畫ヲ爲シ免許ヲ受クルコト能ハザル結果該計畫ヲシテ無用ニ歸セシムルガ如キコトナキ様當初ヨリ充分指導ヲ加ヘラレ度此段依命及通牒候也

道テ既存ノ製絲工場ニ依ル製絲業ハ一應免許ヲ受ケタル者ト看做シ存續ヲ認ムル次第ニ候ヘドモ小規模工場ニ付テハ漸次之ガ經營ヲ合理化セシムル必要アルハ勿論ノ儀ニ候條義ニ及通牒置候共同施設ノ獎勵其ノ他當該當業者ノ指導方ニ付テモ留意相成度爲念重テ申添候

製絲業法施行ニ關スル件

昭和七年十月十五日附七蠶絲局五六〇號
蠶絲局長通牒

先般公布相成候製絲業法ハ十月二十日ヨリ施行ノコトト相成今後ノ製絲業ニ對スル指導監督方ノ大綱ニ關シテハ別途農林次官ヨリ依命通牒セラレ候次第ノ處同法ノ施行ニ付テハ尙左記ノ點諒知ノ上取扱相成度此段及通牒候也

記

- 一 免許申請書ニ添附スベキ事業計畫書及設備要領書ハ別記様式ニ依リ作成セシメラルルコト
- 二 免許申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ貴官ノ意見書及左記各號ノ事項ノ調書ヲ添附シテ進達セラルルコト
 - (一) 免許申請者(法人ナルトキハ其ノ代表者)ノ經歷及信用程度
 - (二) 免許申請者個人ナルトキハ其ノ資産概要調(資産、負債共)
 - (三) 免許申請者産業組合及産業組合聯合會ナルトキハ區域内ノ上繭産額及養蠶戸數
 - (四) 既設製絲工場特ニ既設産業組合製絲ニ及ボス影響(繭、職工ノ需給關係等)
- 三 左記各號ノ一ニ該當スル事項ヲ調査ノ上十一月五日迄ニ農林大臣ニ報告セラルルコト
 - (一) 本法施行ノ際現ニ製絲工場ノ建設工事ヲ實施シツツアル者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、工場ノ建設場所、工場ノ規模及工事進捗ノ程度
 - (二) 本法施行前一年内ニ滅失シタル製絲工場ヲ有シタル者又ハ其ノ包括承繼人アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、滅失シタル工場ノ所在場所及規模、滅失ノ時

製絲業法施行ニ關スル件

期及原因

(三) 本法施行ノ際製絲工場ヲ貸付中ノ者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、貸付工場ノ所在場所及規模貸付期限借用者ノ氏名又ハ名稱

別記

様式第一號

事業計畫書

- 一 製絲工場ノ所在場所
 - 郡、市町村大字地番
- 二 揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ行フ工場ノ名稱及所在場所

名 稱	所 在 場 所

注意 揚返又ハ束裝以後ノ工程ヲ行ハザル場合ニ限り記載スベシ

製絲業法關係法規

三 一箇年ノ原料繭消費見込數量

春夏秋ノ別	見込數量
春 蠶 繭	貫
夏 秋 蠶 繭	
計	

注意 數量ハ乾繭重量ニテ記載スベシ

四 一箇年ノ目的織度別生絲製造見込數量

目的織度	春 蠶 繭 絲	夏 秋 蠶 繭 絲	計
二十四中	貫	貫	
二十一中			
.....			
計			貫

五 従業員ノ種類及員數

種類	男	女	計
作業監督員			
繰 絲 工			
煮 繭 工			
揚 返 工			
束 裝 工			
檢 査 工			
雜 工			
計			

六 起業費ノ收支概算

科 目	金 額	備 考

製絲業法施行ニ關スル件

(二) 支出

計	科目	金額	備考

計	科目	金額	備考

七 事業ノ收支概算

(一) 収入

計	科目	金額	備考

(二) 支出

計	科目	金額	備考

注意 一、收支概算ハ平年度分ヲ記載スベシ
 二、備考欄ニハ金額算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スベシ

八 事業開始ノ豫定年月日

年 月 日

第二 揚返又ハ束装以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書
 本事業計畫書ニハ第一第一號及第五號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 一 一年間ノ生絲取扱見込數量

計	目的	織度	春蠶繭絲	夏秋蠶繭絲	計
	十四	中	貫	貫	
	二十一	中			
				

製絲業法關係規則

- (三) 揚返機ノ窓數
- 四 一日平均使用釜數ハ一箇年ノ延運轉釜數ヲ一箇年ノ作業日數ニテ除シタルモノヲ記載スルコト
 - 五 備考欄ニ繰絲法(煮繰分業又ハ兼業ノ別及浮繰又ハ沈繰ノ別)ヲ記載スルコト
 - 六 多條繰絲機ニ在リテハ備考欄ニ一臺ノ緒數ヲ記載スルコト

窓	數	一日平均使用窓數

- 注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト
 二 一日平均使用窓數ハ一箇年ノ延運轉窓數ヲ一箇年ノ作業日數ニテ除シタルモノヲ記載スルコト
 三 一窓ノ總數ヲ附記スルコト

(四) 煮繭機ノ名稱、煮繭能力及臺數

名	稱	煮繭能力	貫	臺	數

- 注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト
 二 煮繭能力ハ煮繭機ノ内ニ收容シ得ベキ繭ノ數量ヲ乾繭重量ニテ記載スルコト
 (五) 生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數

種	類	員	數	備	考

注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト

二 名稱アルモノニ付テハ備考欄ニ之ヲ記載スルコト

(六) 繭ノ乾燥及貯藏ニ關スル設備ノ名稱、能力及員數

(イ) 乾繭設備

名	稱	乾繭能力	貫	員	數

注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト

二 乾繭能力ハ一晝夜ノ本乾燥能力ヲ生繭重量ニテ記載スルコト

三 他ニ本工場専用ノ乾繭設備ヲ有スル場合ハ欄外ニ其ノ所在地、名稱、乾繭能力及員數ヲ附記スルコト

(ロ) 貯繭設備

保	管	能	力	貫	面	積	坪	備	考

製絲業法施行ニ關スル件

製絲業法關係法規

- 注意
- 一 五月底現在ニ依リ記載スルコト
 - 二 保管能力欄ニハ乾繭ヲ保管スルモノニ在リテハ乾繭重量ヲ、生繭若ハ殺蛹繭ヲ冷蔵スルモノニ在リテハ生繭重量ヲ記載スルコト
 - 三 面積欄ニハ延坪數ヲ記載スルコト
 - 四 備考欄ニハ保管方法ノ概要ヲ記載スルコト
 - 五 他ニ本工場専用ノ貯繭設備ヲ有スル場合ハ欄外ニ其ノ所在地、保管能力、面積及保管方法ヲ附記スルコト

二 作業ニ關スル事項

(一) 作業日數

(二) 従業員ノ種類及員數

種	類	人		計
		男	女	
作業監督員				
繰絲工				
煮繭工				
揚返工				
束裝工				
検査工				
其他				
計				

種	類	員數
雜工		
其他		
計		

- 注意
- 一 一日平均使用人員ヲ記載スルコト
 - 二 簡人經營ノ工場ニシテ經營者及其ノ家族ガ作業ニ從事スル場合ニハ該當欄ニ其ノ旨ヲ附記スルコト
 - 三 従業員ニハ臨時傭人ヲ除クコト
 - 四 作業監督員ニハ技師、現業長、工務主任、現業員、教婦等作業ノ監督ヲ爲スモノヲ記載スルコト
 - 五 雑工中ニハ副産物整理工、選繭工、火夫、機關工、修繕工等ヲ記載スルコト
 - 六 前表中特ニ明示ナキ従業員即チ事務員、門衛、小使、賄婦、給仕等ハ其他ノ欄ニ記載スルコト

三 原料繭ノ數量及價額ニ關スル事項

種類	前年度繰越數量		本年度購入(受入)		本年度消費數量		本年度賣却		次年度繰越數量	備考
	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓		
春蠶繭										
夏秋蠶繭										
合計										

注意 一 繭ノ數量ハ總テ乾繭重量ニテ記載スルコト

製絲業法施行ニ關スル件

製絲業法關係法規

- 二 購入價額ニハ購繭ニ要スル諸費用（旅費、運搬費、荷造費其ノ他雜費並原料改費及共同出荷等ノ爲ニ支出シタル獎勵金）等ヲ包含セシメサルモノトス之等ノ費用ハ加工費ノ該當費目中ニ夫々計上記載スルコト
- 三 産業組合製絲ニ在リテハ本年度受入繭價額欄ニハ假渡金額ヲ記載シ備考欄ニ時價ニ對スル假渡金交付ノ率ヲ記載スルコト
- 四 他ノ委託ヲ受ケテノミ生絲ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ價額欄ノ記載ヲ要セサルコト
- 五 事業ノ一部ニ付他ノ委託ヲ受ケテ生絲ノ製造ヲ爲ス者ハ自ら購入シタルモノト區分シテ記載スルコト
- 六 生絲ノ製造ヲ他ニ委託シタル場合ニハ其ノ原料繭數量ヲ欄外ニ附記スルコト

四 生絲ノ製造及販賣ニ關スル事項

(一) 生絲ノ製造及販賣數量

種類	前年		本年		次年度		備考
	線	貫	線	貫	線	貫	
春蠶絲							
夏秋蠶絲							
合計							

注意 一 委託ヲ受ケテ製造シタル生絲ニシテ委託者ニ返還シタルモノ及自家用ニ供シタルモノアルトキハ其ノ數量ヲ備考欄ニ記載スルコト

(二) 織度別生絲製造數量

種類	十		四		中		二十一		計
	白	黃	白	黃	白	黃	白	黃	
春蠶絲									
夏秋蠶絲									
合計									

注意 一箇年一釜當生絲生産數量及一日一釜當生絲生産數量ヲ欄外ニ附記スルコト

(三) 生絲ノ販賣數量及價額

(イ) 輸出生絲ノ販賣數量及價額

織度	春蠶絲		夏秋蠶絲		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
十四中	貫	圓	貫	圓	貫	圓
二十一中	貫	圓	貫	圓	貫	圓

製絲業法施行ニ關スル件

賄材料費	米○○斗○○圓 麥○○斗○○圓 其	自家生産ノ米麥ヲ使用スル場合ハ時價ニ見積リ其ノ金額ヲ記載スルコト、賄費ヲ徴收スル場合ハ徴收金額ヲ附記スルコト
保險料	不動產保險料○○圓 動產保險料○○圓 運送保險料○○圓	工場ノ計算ヲ以テ荷造ヲ爲シタル場合ハ其ノ材料ヲ記載スルコト
荷造費	生絲荷造費○○圓	割戻ヲ控除シタル金額ヲ計上スルコト
生絲販賣手數料	生絲販賣手數料○○圓	繭ノ乾燥ヲ他ニ委託シタル場合ノ乾燥料ヲ計上シ委託數量ハ生繭重量ニテ記載スルコト
委託乾燥繭料	春繭○○貫○○圓 夏秋繭○○貫○○圓	乾燥購入ノ場合ニ於ケル數量ハ生繭ニ換算記載スルコト
購繭手數料	春繭○○貫○○圓 夏秋繭○○貫○○圓	工場従業員ヲシテ募集ニ從事セシメタル場合ニ要スル經費ハ本科目ニ計上セサルコト
職工募集委託費	募集人員○○名	工場従業員ヲシテ運搬セシメタル場合ハ之ヲ計上セサルコト
倉敷料	生絲倉敷料○○圓 繭倉敷料○○圓	郵便、電信、電話等一切ノ通信費ヲ計上スルコト
運搬費	生絲運搬費○○圓 燃料運搬費○○圓 其ノ他○○圓	汽車賃、船賃、車馬賃、辨當代、宿泊料等一切ノ旅費ヲ計上スルコト
通信費		公租公課一切ヲ記載スルコト
旅費	購繭旅費○○圓 職工募集旅費○○圓 其ノ他○○圓	手形割引料、生絲擔保借入利子等一切ノ利子ヲ記載スルコト
諸稅諸掛	所得稅○○圓 營業收益稅○○圓 其ノ他○○圓	
利子	繭資金借入利子○○圓 其ノ他○○圓	

消耗品費		普通ノ消耗品ニ要スル費用ノ外小道具補充費ヲモ計上スルコト
借地料	健康保險料○○圓 其ノ他○○圓	衛生費、慰安費、獎勵費、教育費、扶助料等ニ付記載スルコト
從業員福利增進施設費	帝國蠶絲組合積立金○○圓 借家料○○圓 其ノ他○○圓	主ナル費途ノ内譯ヲ記載スルコト
雜費	建物修繕費○○圓 器械修繕費○○圓	經常費ノ程度ト認ムベキ經費ヲ計上スルコト
修繕費		括弧内生絲數量ハ本加工費ノ總額ヲ以テ加工ヲ爲シタル生絲ノ總數量ヲ記載スルコト
計(生絲○斤分)		工場設備ノ増設、改設等ニ要シタル費用ニシテ臨時ノ支出ト認ムベキ程度ノ經費ヲ記載スルコト
臨時費	何○○圓 何○○圓	

- 注意
- 一 一箇年間ノ總經費ヲ記載スルコト
 - 二 備考欄ニハ算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スルコト
 - 三 購繭出張所ニ要シタル經費ハ其ノ内譯ニ付各該當科目ニ分割計上シ若シ同一購繭出張所ヲ他ノ工場ト共同使用シ經費ノ區分困難ナル場合ハ購繭數量ニ按分シ計上記載スルコト
 - 四 他ノ委託ヲ受ケ生絲ノ製造ヲ爲シタル場合ニ付テモ之ヲ記載スルコト
 - 五 生絲ノ製造ヲ他ニ委託シタル場合ニハ支拂加工料ノ總額ヲ欄外ニ附記スルコト

資本ニ關スル事項	資本金額	拂込資本金額
	圓	圓

窓	數	一日平均使用窓數
---	---	----------

注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト

二 一日平均使用窓數ハ一箇年ノ延運轉窓數ヲ一箇年ノ作業日數ニテ除シタルモノヲ記載スルコト

三 一窓ノ總數ヲ附記スルコト

(三) 生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數

種	類	員	數	備	考

注意 一 五月末日現在ニ依リ記載スルコト

二 名稱アルモノニ付テハ備考欄ニ之ヲ記載スルコト

二 作業ニ關スル事項

(一) 作業日數

日

(二) 従業員ノ種類及員數

種	類	男	女	計
作	業			
監	督			
員				
揚	返			
工				
束	裝			
工				
檢	査			
工				
雜	工			
其	他			
計				

注意 一 一日平均使人員ヲ記載スルコト

二 個人經營ノ工場ニシテ經營者及其ノ家族ガ作業ニ従事スル場合ニハ其ノ旨ヲ附記スルコト

三 従業員ニハ臨時傭人ヲ除クコト

四 作業監督員ニハ技師、現業長、工務主任、現業員、教婦等作業ノ監督ヲ爲スモノヲ記載スルコト

五 雑工中ニハ火夫、機關工、修繕工等ヲ記載スルコト

六 前表中特ニ明示ナキ従業員即チ事務員、門衛、小使、賄夫、給仕等ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト

三 取扱生絲ニ關スル事項

(一) 取扱生絲ニ付繰絲ノ工程ヲ行フ工場ノ名稱、所在場所、繰絲機ノ釜數及生絲製造數量

製絲業法施行ニ關スル件

製絲業法關係法規

五 資本ニ關スル事項

資本金額	拂込資本金額
圓	圓

注意 一 製絲業者が法人ナル場合ニ限リ五月末日現在ニ依リ記載スルコト
 二 産業組合組織ノモノニ在リテハ出資額ニ付記載スルコト
 三 合名會社及合資會社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ價額ヲ資本金額欄ニ記載スルコト

六 所屬組合ニ關スル事項

所屬組合名	總工場ノ釜數	所屬組合ノ生絲製造數量
		貫

注意 産業組合製絲ニ付テノミ記載スルコト

七 財産目錄及貸借對照表

注意 製絲業者が法人ナル場合ニ於テ最近決算期ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ添附スルコト

製絲業法施行ニ關スル件

昭和八年一月十四日附八蠶局第十五號
 蠶絲局長 通牒

製絲業法施行ニ付テハ客年十月十五日附七蠶局第五六〇號及十一月十日附七蠶局第六〇八號ヲ以テ及通牒置候處尙左記ノ點諒知ノ上取扱相成度此段及通牒候也

- 一、施行規則第六條ニ依ル設備要領書中同一目的ノ建物二棟以上アル場合ニハ同要領書及圖面ニ夫々符號ヲ附シ對照ニ便ナラシムルコト
- 二、施行規則第七條ニ基ク認可申請書添附書類ハ昭和七年十月十五日附通牒ノ様式ニ依ルモノナルモ尙其ノ記載方ニ付テハ左ノ通牒フコト
- イ、繰絲機及揚返機ノ廢棄増設ニ伴ヒ設備要領書中變更ノ生ズル項目ニ付テハ當該項目ノ建物又ハ設備ノ全部ニ付記載シ備考欄ヲ設ケ既設、廢棄、増設ノ別ヲ明示シ變更ナキ項目ニ付テハ之ガ記載ヲ省略シ其ノ旨ヲ記載スルコト
- ロ、敷地内ノ建物及設備配置圖ニハ設備要領書中變更ノ製絲業法施行ニ關スル件 製絲業法施行規則第九條ニ依ル事業概況書ニ關スル件

製絲業法施行規則第九條ニ依ル事業概況書ニ關スル件

昭和十年五月十三日十蠶局第七七〇號
 蠶絲局長 通牒

製絲業法施行規則第九條ノ事業概況書様式ニ關シテハ昭和七年十一月十日附七蠶局第六〇八號ヲ以テ及通牒置候處今後産業組合製絲ニ付過渡金アルモノハ財産目錄及貸借對照表中ニ其ノ科目ヲ設ケシメ尙産業組合法第三十條ニ依ル事業報告書中ニ蠶期別配分掛目及生繭一貫匁當リ配分金ヲ記載ノ上之ヲ添附セシメラレ度此段及通牒候也

製絲業法施行ニ關スル件

昭和十年七月二十七日十蠶局第一二四七號
 蠶絲局長 通牒

昭和七年十月十五日附七蠶局第四九九〇號ヲ以テ製絲工場ノ製絲業法施行ニ關スル件 製絲業法施行規則第九條ニ依ル事業概況書ニ關スル件

新設計畫有之場合ニ於テ其ノ計畫ニ付免許ヲ受クルコト能ハザルガ如キコトナキ様當初ヨリ十分指導ヲ加ヘラレ度旨通牒相成居候處之ガ趣旨ノ徹底ヲ缺キ往々漫然免許ノ申請ヲ爲シ來リタル結果該計畫ヲ無用ニ歸セシムルニ至リタル場合有之甚ダ遺憾トスル處輒近製絲工場ノ生産設備ハ産額ニ比シ著シク過剩トナリ既設製絲業者ノ購置ニ困難ヲ生ジ來リタルニ鑑ミ今後ハ新規免許ノ場合ハ勿論繰繰機ノ増設認可ニ際シテモ原料繭ノ需給關係ガ既設製絲工場ノ經營ニ及ボス影響ニ付慎重考慮ノ上處理相成方針ニ付右ノ事情ヲ御留意ノ上十分指導ヲ加ヘラレ度特ニ新規免許ヲ受ケントスル者アル場合ニ於テハ必ズ豫メ當省ト打合せヲ了セラレタル上具體的ノ計畫ニ入ラシメラル様致度此段及通牒候也

製絲業法施行ニ關スル件

昭和十年十一月十八日十蠶局第一八五九號
蠶絲局局長 通牒

製絲業法施行規則第七條第一項第二號ノ規定ニ依ル認可ハ工事著手前ニ之ヲ受クベキ次第ノ處設備ヲ使用スルニ非ザレバ法規ニ違反セザルモノノ如キ解釋ヲ採リ認可指令前ニ工事ニ著手シ又ハ工事ヲ完了セル向有之法律施行上遺憾ノ

點不尠ニ依リ斯ル違反無之様十分指導セラルト共ニ斯ル事態ノ發生セル場合ハ工事ノ繼續若ハ設備ノ使用ヲ停止セシムルト同時ニ法規違反トシテ處理ノ上其ノ頗末報告相成度尙工事ノ繼續若ハ設備ノ使用ニ關シテハ貴官ノ意見ヲ附シ當省ノ指揮ヲ受ケラレ度此段及通牒候也

製絲業法施行ニ關スル件

昭和七年十月十八日九日兩日
地方蠶絲業關係官會議注意事項

- 一、製絲業法施行規則第三條第一項第五號ノ「農林大臣ニ於テ不適當ト認ムルトキ」ニ該當スル場合ハ左ノ如シ
 - (一) 特別ノ事由ナキ限り原料繭ノ乾燥、貯藏並ニ生絲ノ揚返、東裝ニ必要ナル設備ヲ備ヘザルコト
 - (二) 設備ノ全部ヲ運轉スルニ必要ナル従業員ノ設置計畫ナキトキ
 - (三) 固定設備ハ自己資金ニ依リ之ヲ支辨セズ又原料資金ニ付テモ其ノ全部ヲ借入調達ニ依ルガ如キ資力薄キモノナルトキ
 - (四) 既設製絲工場ノ經營特ニ既設組合製絲ノ經營ニ對シ甚シク惡影響ヲ及ボス虞アルトキ
 - (五) 免許申請者(法人ナルトキハ其ノ代表者)ノ信用

程度甚シク不良ナルトキ
(六) 兼營事業ノ爲ニ製絲事業ノ健全ナル經營ニ支障ヲ來スト認メラルトキ

二、製絲業法施行規則第三條第三項ノ特別ノ事由アル場合トシテハ産業組合又ハ産業組合聯合會ガ其ノ區域又ハ組合員ノ關係上五十釜以上ノ工場ヲ經營スルニ足ル原料繭ヲ蒐ムルコト困難ナル場合ニ限ル

昭和八年四月五日六日兩日
地方蠶絲業關係官會議指示事項

一、製絲業ノ免許ハ左ニ掲グル程度以上ノ資金ヲ有セザル者ニ對シテハ之ヲ爲サザルコト(産業組合製絲ニ關シテハ別ニ之ヲ定ムルコト)

- (一) 製絲ヲ爲ス場合
 - イ、工場新設又ハ買入ノ場合ニ在リテハ起業費ノ全額及一箇年所要原料繭代金ノ二割ニ相當スル金額
 - ロ、工場借入ニ依ル場合ニ在リテハ一箇年所要繭代金ノ三割ニ相當スル金額(借入工場ヲ買収セントスルトキハ認可ヲ受ケシムルコト)
 - (二) 揚返又ハ東裝以後ノ工程ノミヲ爲ス場合ニ在リテハ起業費ノ全額
- 二、製絲業法施行規則第三十三條第一項各號ニ該當スル場合ニ在リテハ該當スル場

合ニ於テハ從前ノ營業成績其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ適當ト認ムルトキハ右ニ掲グル程度ノ資金ヲ有セザル場合ト雖モ免許ヲ爲スコト

昭和八年四月五日六日兩日
地方蠶絲業關係官會議注意事項

一、認可申請書ヲ受理シタルトキハ免許申請ノ場合ニ準ジ之ニ知事ノ意見書ヲ附スルノ外繰繰機ノ増加ヲ爲ス場合ハ申請者ノ資産調(法人ナルトキハ最近決算期ニ於ケル財産目録、貸借對照表、個人ナルトキハ資産概要書)ヲ添附シテ進達セラレ度尙其ノ理由及認可ヲ受ケタル事業ノ開始豫定期日又ハ認可ヲ受ケタル設備ノ使用開始豫定期日ヲ記載セシメラレ度

昭和九年四月地方蠶絲業關係官會議
蠶絲課長 注意事項

一、既存ノ製絲業者ヲ表面ノ名義人ト爲スモ實際ハ他ノ者ノ經營ヲ爲シタル事例アリ斯ル場合ノ取締ハ免許制度施行上ニ於ケル最重要ナル事項ナルヲ以テ斯ル事前ニ於テ十分ノ指導ヲ加ヘラルト共ニ右ノ疑アルモノニ對シテハ篤ト調査ノ上其ノ事實アル場合ニ於テハ速ニ法規ニ依リ相當ノ處置ヲ爲シ且事實ノ内容及經過ニ關シ本省ニ

報告スルコト

二、施行規則第七條ノ認可ハ事前ニ之ヲ受クベキニ拘ラズ認可前既ニ工事ニ着手シタル事例アリ斯ル場合ハ法規違反トシテ取扱フベキモノニシテ事後ニ於ケル認可申請書ハ受理スベキモノニ非ザルニ依リ認可申請アリタル場合ハ一應此ノ點ヲ確メ右ノ如キ違反事實ナキモノニ限リ之ヲ進達シ違反アル場合ハ意見ヲ附シ當省ノ指揮ヲ受クルコト

三、施行規則第七條ノ認可ヲ受ケタル者工事完了又ハ事業開始豫定期日ヲ經過スルモ工事完了又ハ事業開始ニ至ラザル場合ハ事情ヲ具シ之ヲ報告スルコト

四、施行規則第八條第一項第三號ニ規定スル「製絲工場ノ滅失」トハ工場ノ建物及設備ノ全部滅失シタル場合ヲ指稱シ其ノ一部殘存スル場合ハ一部滅失トシテ斯ル場合ハ免許ノ效力ヲ失ハサルモノトスルコト、工場ノ一部滅失シタルトキハ施行規則第十條ノ届書ヲ提出セシメ尙繰絲機及揚返機ニ付テハ其ノ復舊計畫ヲ樹立シ當省ノ承認ヲ受ケシムルコト若シ復舊ト同時ニ増設セムトスル場合ハ増設ノ部分ニ付施行規則第七條ニ依リ認可ヲ受ケシムルコト

五、五月三十一日迄製絲業者タリシ者ニシテ其後ニ於テ事

業ヲ廢止シタル場合ト雖モ施行規則第九條ニ依ル事業概況書ヲ提出セシメ前年六月一日ヨリ當年五月末日迄ノ一年間事業ノ全部ヲ休止シタルモノニ對シテハ個人（共同經營ヲ含ム）ニ在リテハ設備ニ關スル事項ヲ、法人ニ在リテハ設備ニ關スル事項、組合員又ハ所屬組合ニ關スル事項（産業組合ノ場合）、財産目錄及貸借對照表ヲ記載シタル事業概況書ヲ提出セシムルコト

六、施行規則第十條ノ届書ヲ怠ル向アリ、事務ノ整理及監督上支障尠カラザルヲ以テ之カ勵行ニ付嚴重督勵スルコト

七、施行規則第十條第一項第十二號ノ規定中「事業ヲ開始シ」トアルハ第七條第一項第一號ノ場合ニシテ「工事ヲ完了シタルトキ」トアルハ同條同項第二號ノ場合ナルモ其ノ意義ヲ誤解混同スル向尠カラザルヲ以テ注意スルコト

八、施行規則第三十三條第二項第二號ノ規定ニ依リ添附書類ハ建物登記簿謄本又ハ貸借公正證書寫等法律施行當時免許申請者カ當該工場ノ所有者タリシコトヲ確證スルニ足ルモノナルコト

昭和十年四月地方蠶絲業關係官會議
繭絲課長 注意事項

既存ノ製絲工一中既ニ事業ノ廢止アリタルモノ又ハ繰絲機若ハ揚返機ノ全部又ハ一部ガ腐朽ニ依リ使用ニ堪ヘザルニ至リタルモノアルニモ拘ラズ何等手續ヲ採ラザルモノアリ斯ル向ニ對シテハ事業ノ廢止又ハ設備ノ滅失アリタルモノトシテ夫々法規上ノ處置ヲナサシムル様取締ノ徹底ヲ期セラレタシ

生絲共同施設組合ニ關スル件

昭和八年八月二十六日附八蠶局第六九八號
蠶絲局長 通牒

中小製絲業者ノ事業ノ共同經營就中生絲ノ共同販賣ヲ勸奨シ其ノ經營ノ合理化ヲ圖リ以テ生絲品質ノ改善及生産費ノ低減ニ資シ事業ノ基礎ヲ健全ナラシムルハ延イテ本邦蠶絲業今後ノ堅實ナル發展ヲ期スル上ニ於テ必要缺クベカラザルモノト認メ曩ニ第六十四回帝國議會ノ協賛ヲ經テ製絲業法中改正ヲ行ヒ生絲共同施設組合制度ヲ樹立シ去ル七月二十日ヨリ之ガ施行ヲ見ルニ至リ候ニ就テハ貴管下ニ於ケル中小製絲業者ニ對シ本組合ノ趣旨ヲ徹底セシメ之ガ設立ノ勸奨ニ努メラルルト共ニ從來共同經營ヲ行ヒツツアルモノニシテ右趣旨ニ副フモノニ付テハ此ノ際之ヲ本組合ニ轉向セシムル様指導セララル等本組合制度樹立ノ目的達成方御

生絲共同施設組合ニ關スル件

配意相成度尙本組合ノ設立其ノ他ニ關シテハ左記ノ點御了知相成度此段及通牒候也
追而組合ノ定款例別添ノ通御參考迄ニ送附候也

記

一、組合設立ノ認可申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ貴官ノ意見書及左ノ各號ノ調書ヲ添附シテ進達セララルコト

(一) 組合地區ヲ申請書記載ノ地區ニ定メタル事由

(二) 組合地區内ニ於ケル製絲工場ノ名稱、所在場所及繰絲機ノ釜數

(三) 組合地區内ニ於ケル製絲業者ニシテ其ノ製絲工場ヲ通ジ繰絲機三百釜ニ滿タザルモノガ組合ニ加入セザル場合ハ其ノ事由

(四) 組合所屬製絲工場ノ繰絲機ノ釜數ノ合計ガ五百釜ニ滿タザル場合ハ其ノ事由

(五) 組合長、專務理事ノ經歷、信用程度及其ノ適否ニ對スル意見

(六) 其ノ他參考トナルベキ事項

二、地方廳ニ於テ組合ニ對スル指導又ハ獎勵ノ計畫アラバ其ノ内容ヲ記載シタル書類ヲ組合設立ノ認可申請書進達ノ際添附セララルコト

三、組合設立ノ認可申請書ニハ製絲業法施行規則第十四條

製絲業法關係法規

ノ規定ニ依ル添附書類ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附セシムルコト

(一) 所屬製絲工場ノ原料繭統一ニ關スル施設
(二) 物品ノ共同購入ヲ爲サントスル組合ニ在リテハ其ノ種類

(三) 原料繭ノ共同購入ヲ爲サントスル組合ニ在リテハ其ノ購入豫定數量、購入方法ノ詳細、購入先及購入資金調達方法

(四) 所屬製絲工場ノ生絲品質改善統一ニ關スル施設

(五) 取扱生絲ノ荷口調整方法

(六) 取扱生絲ノ販賣方法、販賣又ハ販賣委託先及販賣代金配分方法

(七) 組合員外ヨリ役員ヲ選任スル場合ニ於テハ其ノ事由

(八) 組合員タル製絲業者ガ組合地外ニ製絲工場ヲ有スル場合ハ其ノ名稱、所在場所及繰絲機ノ釜數

四、取扱生絲ニ加工セズシテ共同販賣ヲ爲ス組合ノ事業計畫書及設備要領書ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルコト

(一) 事業計畫書

一、財産目録様式

(イ) 起業費ノ收支概算

(ロ) 事業ノ收支概算

(ハ) 一箇年ノ生絲取扱見込數量

(ニ) 所屬製絲工場ノ名稱、所在場所、繰絲機ノ釜數及一箇年ノ目的織度別生絲製造見込數量

(ホ) 事業ノ開始豫定年月日

(二) 設備要領書

(イ) 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要

(ロ) 生絲ノ検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數

(ハ) 其ノ他共同設備ノ名稱及員數

五、製絲業法施行規則第十二條但書ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ特別ノ事由アルコトヲ記載シタル書類ノ外設立者ト爲ル場合ニ在リテハ他ノ設立者ノ同意書、加入ノ場合ニ在リテハ組合ノ同意書ヲ添附セシムルコト

六、前項ノ認可申請書及組合解散ノ認可申請書ハ貴官ノ意見書ヲ添附シテ進達セラルルコト

七、組合ノ財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ハ別記様式ニ準ジ作成セシムルコト

資 産		負 債	
種 目	摘 要	種 目	摘 要
拂込未済出資金	口 數	借 入 金 件	數
土 地 坪 數		假 受 金 件	數
建 物 坪 數		何 々	
機 械 器 具 種 類 及 各 點 數			
備 品 種 類 及 各 點 數			
何 々			
現 金			
合 計		合 計	
	圓		圓
差 引	圓		

二、貸借對照表様式

貸 方		借 方	
種 目	金 額	種 目	金 額
拂込未済出資金		出 資 金	
	圓		圓

生絲共同施設組合ニ關スル件

合 計	現 金	何 々 品	備 具	機 器	建 物	土 地	合 計	本 年 度 剩 餘 金	何 々	借 入 金	特 別 積 立 金	準 備 金

三、事業報告書様式

(一) 組合員出資口數

組 合 員	年 度	前 年 度 末 現 在	本 年 度 末 現 在
計			

(二) 出資拂込

年 度	區 分	各 自 拂 込	剩 餘 金 ヲリ 拂 込	合 計
前 年 度		圓	圓	圓
本 年 度				
本 年 度 末 現 在 高				

(注 意) 一 「剩餘金ヨリ拂込」欄ノ本年度拂込高ハ前年度剩餘金處分ニ依リ配當セラレタル剩餘金ノ内拂込

ニ充當シタル金額ヲ記載スルコト

二 本年度拂込高ハ本年度ノ脱退者ノ拂込濟額ヲ記載スルコト

(三) 準備金及各種積立金

區 別	年 度	前 年 度 末 現 在 高	本 年 度 積 立 高	本 年 度 處 分 高	本 年 度 末 現 在 高
計		圓	圓	圓	圓

(注意) 本年度積立高及本年度處分ノ金額ニ付テハ其ノ積立又ハ處分シタル種目別ノ金額ヲ附記スルコト

(四) 共同販賣シタル物ノ數量及價額

種目	年度	前年度末現在高		本年度受入高		本年度販賣高		本年度末現在高
		貫	圓	貫	圓	貫	圓	
生絲								
合計								

(五) 共同販賣シタル生絲ノ絲格別織度別數量

織度	絲格	特別		A		B		C		D		E		F		G		其他		計
		貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	貫	圓	
二十四中																				
二十一中																				
計																				

(注意) 本表ハ黃白別ニ之ヲ作成スルコト

(六) 共同購入シタル物ノ數量及價額

種目	年度	前年度末現在高		本年度購入高		本年度賣却高		本年度末現在高
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
計								

(七) 借入金及其ノ償還

借入先	年度	前年度末現在高		本年度借入高		本年度償還高		本年度末現在高
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	
計								

(八) 費途別借入金

區別	年度	前年度末現在高		本年度借入金		本年度償還高		本年度末現在高
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	
共同購入事業資金								
共同販賣事業資金								
何々事業資金								
計								

生絲共同施設組合ニ關スル件

一金	何	圓	本年	度	總	益	金
一金	何	圓	本年	度	總	損	金
一金	何	圓	本年	度	剩	餘	金
一金	何	圓	此	處	分	準	備
一金	何	圓	（	剩	餘	金	ノ
一金	何	圓	何	分	ノ	一	）
一金	何	圓	（	年	何	分	）
一金	何	圓	內	何	圓	出	資
一金	何	圓	何	圓	々	積	立
一金	何	圓	何	々	積	立	金

生絲共同施設組合定款例

第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員ノ製絲業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ保證責任何々生絲共同施設組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ保證責任有限責任トス

第四條 本組合ノ地區ハ何縣何郡、々トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何縣何郡何町ニ置ク

第六條 組合員ハ本組合ノ地域内ニ於テ器械生絲（玉絲）ノ製造ヲ業トスル者ニ限ル

第七條 本組合ノ行フ事業左ノ如シ

- 一 組合員ノ製造シタル生絲ノ共同販賣
- 二 組合員ノ製造シタル生絲ノ共同加工
- 三 組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ共同購入
- 四 組合員ノ營業ニ必要ナル共同設備ノ設置

五 組合員ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付

六 組合員ノ製造シタル生絲ノ検査

七 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究及調査

八 ……………

九 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第八條 製絲業法ニ依ル公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且ツ何新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スモノトス

第九條 組合財産ニ對スル組合員ノ持分ハ其ノ拂込済出資額ニ應ズルモノトス

第十條 出資一口ノ金額ハ金何圓トス

第十一條 出資第二回ノ拂込金額ハ一口ニ付金何圓以上トス

第十二條 第一回後ノ出資拂込ハ相當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外總會ノ決議ニ依リ其ノ金額及時期ヲ定ム

第十三條 組合員ハ組合所屬製絲工場ニ設備スル製絲機何釜ニ付一口以上ノ出資ヲ爲スベキモノトス但シ製絲機何釜ニ付何口ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 組合員組合所屬製絲工場ノ製絲機ノ釜數ヲ増加シタル場合ニ於テ其ノ出資口數ガ前條ノ規定ニ依ル出資

口數ヲ下ルニ至リタルトキハ何月以内ニ増加釜數ニ對スル出資ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事 何名

二 監事 何名

理事ハ組合長一名專務理事一名ヲ互選ス

第十六條 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

組合長事故アルトキハ專務理事之ニ代リ組合長及專務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ一名之ニ代ル

專務理事ハ組合長ヲ補佐シ專ラ組合事務ヲ掌理ス

第十七條 理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ一年トス但シ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス

前項但書ノ場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前項本文ノ期間ヨリ伸長期間ヲ控除シタル期間トス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ現任者ノ殘任期ニ依ル但シ理事又ハ監事ノ全員缺ケタル場合ニ於ケル就任者ノ任期ハ第一項本文ノ期間トス

第十八條 役員ニ關員ヲ生ジタルトキハ通常總會ノ時期迄

猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ其ノ總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

第十九條 理事及監事ハ名譽職トス但シ組合長及専務理事ハ之ヲ有給トス

前項但書ノ給料ノ額ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

理事及監事ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬、手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 通常總會ハ毎年何月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一 理事ガ必要ト認メタルトキ
- 二 監事ガ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル爲必
要ト認メタルトキ
- 三 理事又ハ監事ノ全員缺ケタルトキ

四 組合員ガ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ召集ヲ請求シタルトキ

第二十一條 總會ヲ召集セントスルトキハ少クトモ何日前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各組合

員ニ通知スルコトヲ要ス

第二十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スコトヲ得但シ緊急ヲ要スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第二十四條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

監事ノ召集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ召集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十五條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數

三 出席者數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及賛否ノ數

第二十六條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ノ決議ヲ經テ

別ニ之ヲ定ム

第二十七條 本組合ニ事務員何名以内及技術員何名以内ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

第四章 事業執行

第二十八條 本組合ノ事業年度ハ毎年六月一日ニ始リ翌年五月三十一日ニ終ルモノトス

第二十九條 組合員ハ組合所屬製絲工場ニ於テ製造シタル生絲ノ全部ヲ本組合ニ委託シテ販賣スルコトヲ要ス但シ理事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 組合員ハ生絲ノ製造又ハ取扱方法ニ付本組合ノ指示ニ從フコトヲ要ス

第三十一條 理事必要アリト認ムルトキハ組合員ニ對シ製絲ニ關スル事項ノ報告ヲ爲サシメ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 本組合ニ於テ生絲ヲ受取りタルトキハ理事ハ其ノ品等及數量ヲ査定シ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス品等査定ノ方法及標準ニ關スル事項ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 生絲ハ本組合ニ於テ揚返及東裝ヲ爲シ之ヲ品等ニ應ジテ荷造シ販賣スルモノトス

第三十四條 組合員ハ生絲ノ販賣ニ付價格、販賣時期、販賣方法等ニ關シテ之ヲ引取り且ツ同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ

生絲共同施設定款例

賣方法及販賣先ヲ指定スルコトヲ得ズ

第三十五條 本組合ガ生絲代金ノ假渡ヲ爲ストキハ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付日歩何錢何厘以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第三十六條 生絲ノ販賣代金ハ毎計算期末ニ於テ各品等ニ付等差ヲ附シテ之ヲ組合員ニ配分スルモノトス

前項ノ計算期、各品等ニ付スベキ等差其ノ他販賣代金ノ配分ニ關シ必要ナル事項ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 本組合ニ於テ共同購入ヲ爲ス物品左ノ如シ

一 繭

二 機械器具

三 ……………

四 其ノ他總會ノ決議ニ依リ定メタル物品

第三十八條 購入シタル物品ノ配給並ニ代價ハ總會ノ定ムル標準ニ依リ理事之ヲ定ム

第三十九條 理事ハ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ購入物品ノ見積代金ノ全部又ハ一部ヲ豫納セシムルコトヲ得

第四十條 組合員ハ購入物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取り且ツ同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ

要ス但シ理事ノ承認アリタルトキハ代金ノ支拂ハ延納又ハ分納ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 第二項、第四十二條第一項及第四十五條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條 本組合ニ於テ設置スル共同設備左ノ如シ

一 乾繭裝置

二 繭倉庫

三 ……………

第四十二條 本組合ノ組合員ニ對スル貸付金ノ額ハ總會ノ定ムル最高限度内トシ其ノ辨濟期限ハ一箇年以内ニ於テ理事之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三箇年内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ最高限度ハ練絲機ノ釜數ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第四十三條 貸付ハ資金ノ用途及信用程度ヲ考査シ其ノ金額及方法ヲ定メ之ヲ爲スモノトス

第四十四條 貸付金ノ利率ハ年何分以下ニ於テ理事之ヲ定ム

第四十五條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルモノトス

第四十六條 貸付金ノ辨濟又ハ其ノ利息ノ支拂ヲ怠リタルトキハ年何分以下ニ於テ理事ノ定メタル遅延利息ヲ徵收スルモノトス

第四十七條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 本組合ニ於テ徵收スル販賣、購買ノ手数料及共同設備ノ利用料ノ額並ニ其ノ徵收方法ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 本組合ニ於テ保管中ノ販賣又ハ購買物品ノ危険ハ本組合ノ負擔トス但シ天災其ノ他不可抗力ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 本章ニ定ムルモノノ外事業執行ニ關シ必要ナル事項ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 本組合ハ出資總額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第五十二條 加入金、増口金、過怠金及第六十二條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サザル持分ハ之ヲ準備金ニ組入ルモノトス

第五十三條 本組合ハ固定設備減價却積立金ヲ積立ツ前項ノ積立金ハ工場建物及設備ノ減價却積立金ニ充ツルモノトス

第五十四條 本組合ハ特別積立金ヲ積立ツルコトヲ得

前項ノ積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得

第五十五條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ特別積立金、事業ノ分量ニ對スル配當金、拂込タル出資額ニ對スル配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第五十六條 事業分量ニ對スル配當ハ事業年度内ニ於テ組合員ガ本組合ニ委託シテ販賣シタル生絲ノ價額ニ應ズルモノトス

拂込ミタル出資額ニ對スル配當ハ事業年度ノ終ニ於ケル組合員ノ拂込濟出資額ニ應ジテ之ヲ爲シ其ノ率ハ年六分以下トス

前二項ノ配當金ノ計算ニ付テハ圓位未滿ノ基礎金額ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第五十七條 本組合財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於ケル各組合員間ノ損失分擔ハ割合ハ「保證金

額」ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同ジ(本規定ハ無限責任組合ニ在リテハ「内ヲ」出資額」トシ有限責任組合ニ在リテハ本規定ハ之ヲ削除スルコト)

第六十條 加入、増口及脱退

第五十八條 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口數ヲ増加セントスル者ハ申込書ニ總會ノ決議ヲ以テ定メタル加入金又ハ増口金ヲ添へ理事ニ差出スコトヲ要ス

「理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」(「内ハ無限責任組合ニ在リテハ「理事前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ總會員ニ對シ加入ニ異議アラバ何週間内ニ之ヲ述ブベキ旨催告スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル組合員ナキトキハ理事ハ申入ニ對シ加入承諾ノ通知ヲ爲シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」ト規定スルコト)

加入又ハ増口ノ效力ハ出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス但シ第五十九條ノ場合ハ理事承諾ノ通知ヲ發シタルトキトス

第五十九條 組合員其ノ持分ヲ讓渡セントスルトキハ當事者連署ノ上理事ノ承諾ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ加入

額」ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同ジ(本規定ハ無限責任組合ニ在リテハ「内ヲ」出資額」トシ有限責任組合ニ在リテハ本規定ハ之ヲ削除スルコト)

第六十條 加入、増口及脱退

第五十八條 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口數ヲ増加セントスル者ハ申込書ニ總會ノ決議ヲ以テ定メタル加入金又ハ増口金ヲ添へ理事ニ差出スコトヲ要ス

「理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」(「内ハ無限責任組合ニ在リテハ「理事前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ總會員ニ對シ加入ニ異議アラバ何週間内ニ之ヲ述ブベキ旨催告スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル組合員ナキトキハ理事ハ申入ニ對シ加入承諾ノ通知ヲ爲シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」ト規定スルコト)

加入又ハ増口ノ效力ハ出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス但シ第五十九條ノ場合ハ理事承諾ノ通知ヲ發シタルトキトス

第五十九條 組合員其ノ持分ヲ讓渡セントスルトキハ當事者連署ノ上理事ノ承諾ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ加入

額」ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同ジ(本規定ハ無限責任組合ニ在リテハ「内ヲ」出資額」トシ有限責任組合ニ在リテハ本規定ハ之ヲ削除スルコト)

第六十條 加入、増口及脱退

第五十八條 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口數ヲ増加セントスル者ハ申込書ニ總會ノ決議ヲ以テ定メタル加入金又ハ増口金ヲ添へ理事ニ差出スコトヲ要ス

「理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」(「内ハ無限責任組合ニ在リテハ「理事前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ總會員ニ對シ加入ニ異議アラバ何週間内ニ之ヲ述ブベキ旨催告スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル組合員ナキトキハ理事ハ申入ニ對シ加入承諾ノ通知ヲ爲シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ」ト規定スルコト)

加入又ハ増口ノ效力ハ出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス但シ第五十九條ノ場合ハ理事承諾ノ通知ヲ發シタルトキトス

第五十九條 組合員其ノ持分ヲ讓渡セントスルトキハ當事者連署ノ上理事ノ承諾ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ加入

金又ハ増口金ヲ徵收セズ
前項ノ規定ハ持分ノ相續其ノ他包括承繼アリタル場合ニ
之ヲ準用ス

第六十條 組合員脱退セントスルトキハ其ノ事業年度末六
箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十一條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ
決議ニ依リ之ヲ除名ス

一 出資ノ拂込、購買代金ノ支拂、貸付金ノ辨濟、過意
金ノ納付、利用料又ハ利息ノ支拂ヲ怠リ何箇月内ニ其ノ
義務ヲ履行セザルトキ

二 第二十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 組合ノ業務ヲ妨グル所爲アリタルトキ

第六十二條 組合員脱退シタル場合ニ於テ拂戻スベキ持分
ノ額ハ其ノ拂込出資額ノ二分ノ一ニ止ムルモノトス但
シ除名ニ因ル場合ニ於テハ其ノ拂込出資額ノ四分ノ一
ニ止ムルモノトス

第七章 解散

第六十三條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲
ル但シ總會ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スルコト
ヲ得

第八章 過怠金

第六十四條 左ノ場合ニ於テハ過怠金ヲ徵收ス

一 組合員出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期日後百圓
ニ付一日何錢

二 組合員第二十九條ノ規定ニ違反シタルトキハ生絲一
俵ニ付金何圓

三 組合員購買物品ノ引取ヲ遅延シ又ハ之ヲ拒ミタルト
キハ購買價額ノ何分ノ一

附 則

本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第
一回通常總會ニ於テ之ヲ改適ス

理事 何 某

監事 何 某

製絲業共同施設獎勵規則

昭和七年九月二十四日農林省令第二十四號
改正昭和九年二月五日農林省令第二號

第一條 農林大臣ハ製絲業法第一條ニ規定スル製絲業者ノ
共同施設ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ

於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ前條ノ製絲業者ガ共同施設ヲ爲ス目的ヲ
以テ組織スル法人又ハ組合ノ施設スル器械生絲ノ揚返、
束裝、荷造、検査又ハ販賣ニ必要ナル建物、工作物、又
ハ器具機械ノ新設、増設、改設又ハ買入ニ要スル費用ニ
對シ之ヲ交付ス

第三條 獎勵金ノ額ハ前條ノ費用ノ二分ノ一以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書
類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 設備要領書

三 費用豫算書

四 定款又ハ規約

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命
ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ニ著手シタル
トキ及工事ヲ完了シ又ハ物件ノ買入ヲ了シタルトキハ遲
滯ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事又ハ買入物
件ニ付農林大臣ノ指定シタル者ノ検査ヲ受クベシ

第七條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ノ仕様ニ重要

製絲業共同施設獎勵規則

ナル變更ヲ加ヘ又ハ買入物件ノ變更ヲ爲サントスルトキ

ハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請
求セントスルトキハ工事完了又ハ物件買入終了後請求書

ニ精算書ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第八條ノ二 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付
ヲ受クル前ニ於テ其ノ事業又ハ物件ヲ第二條ノ法人又ハ

組合ニ讓渡セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者解散シタルトキハ許可ハ
其ノ效力ヲ失フ但シ合併後存續シ又ハ合併ニ因リ設立シ

タル法人ガ事業ノ承繼ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケタルト

キハ此ノ限ニ在ラズ解散シタル法人ト同一ノ事業ヲ行フ
法人ガ獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル物件ノ讓受ニ付農林

大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ亦同ジ

前二項ノ認可アリタルトキハ承繼人又ハ讓受人ヲ以テ獎
勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス(昭和九年二月五

日農林省令第二號ヲ以テ本條ヲ追加)

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業計畫書ニ記載シ
タル目的ニ從ヒ其ノ設備ヲ使用スルコトヲ要ス

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ廢止シ又ハ
獎勵金ノ交付ヲ受ケテ施設シタル物件ニ重要ナル變更ヲ

製絲業法關係法規

加へ若ハ之ヲ讓渡セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

- 一 定款又ハ規約ヲ變更シタルトキ
- 二 事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ開始シタルトキ
- 三 代表者ニ變更アリタルトキ

第十二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ每事業年度經過後遲滞ナク事業報告書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十三條 農林大臣又ハ地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ何時ニテモ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ事業執行若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條 前五條ノ規定ニ依ル義務ノ存續期間ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間トス

第十五條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ

第十六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農

林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金ノ交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月三十一日迄トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和九年二月五日農林省令第二號）

製絲業共同施設獎勵ニ關スル件

昭和七年九月二十四日附七號第四、五一九號
農 林 次 官 通 牒

本邦ノ製絲業ハ中小規模ノ工場所在ニ分散シ之ガ經營基礎概ネ堅實ヲ缺キ斯業ノ統制ヲ亂リ其ノ改善ヲ阻グル所少ナカラザルヲ以テ之等中小製絲工場ニ對シ事業ノ共同經營ヲ

ルコト

(四) 所屬工場ノ原料繭統一ニ關スル施設ヲ行フモノナルコト

二 事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

- (一) 名稱及事務所
 - (二) 施設ノ目的及種類
 - (三) 所屬工場ノ名稱、所在地、繰絲機ノ釜數及一箇年ノ生絲製造數量
 - (四) 揚返機ノ窓數
 - (五) 一箇年ノ生絲取扱數量
 - (六) 所屬工場ノ繰絲機及煮繭機ノ圖面（揚返ヲ共同セザル場合ニハ揚返機ノ圖面ヲモ添付スルコト）
 - (七) 建物ノ種類及面積並ニ工作物及器具機械ノ種類及員數（既設、新設、増設、改設及買入ニ區分シ一切ノ設備ニ付之ヲ記載スルコト）
 - (八) 起業費ノ收支概算
 - (九) 事業費ノ收支概算
 - (十) 原料繭統一ニ關スル施設
 - (十一) 生絲ノ東裝及荷造ノ方法
 - (十二) 生絲販賣方法及販賣代金分配方法
- 三 設備要領書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト（獎勵金ノ交

獎勵スルハ畜ニ中小製絲工場ノ經營ヲ改善スルノミニ止マラズ延テハ製絲業全般ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ緊要ナル事項ニ有之政府ハ本年度ヨリ製絲業共同施設獎勵計畫ヲ樹テ今回之ガ實施ノ爲製絲業共同施設獎勵規則ヲ制定公布セラレ候ニ付テハ左記事項御了知ノ上本施設ノ目的達成ノ爲御配意相成度依命此段及通牒候也

追テ貴管下ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者アル場合ニハ其ノ計畫書ヲ具シテ豫メ當省ト打合セテラレタル上具體的ノ實行手續ニ入ラシメラレ度尙申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ意見書ヲ添へ進達相成度申添候

一 獎勵金ハ左ノ條件ヲ具備スル共同施設ニ對シ之ヲ交付スルコト

(一) 特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外繰絲機ノ釜數百五十釜以下ノ製絲工場ヲ以テ其ノ所屬工場トスルモノニシテ其ノ所屬工場ノ繰絲機ノ總釜數ハ三百釜以上ナルコト

(二) 生絲ノ製造設備相互ニ統一セル製絲工場ヲ以テ其ノ所屬工場トスルモノナルコト

(三) 所屬工場ニ於テ製造シタル生絲ニ付揚返、東裝、荷造又ハ検査ヲ爲シタル上之ヲ共同販賣スルモノナルコト

製絲業共同施設獎勵ニ關スル件

製絲業法關係法規

注意 一 釜數及生絲製造數量ハ最近年度ノ事實ニ依ルコト
 二 揚返窓數ハ揚返ヲ共同セザルモノニ付テノミ記載スルコト

(四) 揚返機ノ窓數

窓	數	一窓ノ總數
---	---	-------

(五) 一箇年ノ生絲取扱數量

春蠶繭絲	夏秋蠶繭絲	計
貫	貫	貫

(六) 所屬工場ノ繰絲機及煮繭機ノ圖面
 別紙添附ノ通リ

(七) 建物ノ種類及面積並工作物及器具機械ノ種類及員數

(イ) 建物

種	類	面	積	備	考
			坪		

計

注意 一 一切ノ建物ニ付記載スルコト

二 備考欄ニハ既設、増設、改設及買入ノ別並構造ノ概要ヲ記載スルコト

(ロ) 工作物及器具機械

品	目	員	數	備	考

注意 前項ニ準ジ記載スルコト

(ハ) 起業費ノ收支概算

(イ) 收入

科	目	金	額	備	考
			圓		

製絲業共同施設獎勵規則ニ依ル様式ニ關スル件

製絲業法關係法規

- 四 再繰機ニ付テハ備考欄ニ名稱及窓數ヲ記載スルコト
- 五 「セリブレーション」ニ付テハ備考欄ニ名稱及手捲又ハ動力附ノ別ヲ記載スルコト
- 六 水分検査器ニ付テハ備考欄ニ名稱及熱源ノ種類ヲ記載スルコト
- 七 汽罐ニ付テハ備考欄ニ名稱、罐胴ノ長サ及徑並常用壓力ヲ記載スルコト
- 八 煙突ニ付テハ備考欄ニ構造ノ種類、高サ及徑ヲ記載スルコト
- 九 「タンク」及貯水池ニ付テハ備考欄ニ構造ノ種類及容量ヲ記載スルコト
- 十 「ポンプ」ニ付テハ備考欄ニ名稱、手押又ハ動力附ノ別及一分間ノ揚水量ヲ記載スルコト

一 建物費用精算書

種類	員數	預算額	精算額	増比		減較		備考
				圓	圓	圓	圓	
計								
工作物及器具機械								

三 總計金額

種類	員數	預算額	精算額	増比		減較		備考
				圓	圓	圓	圓	
計								

- 注意一 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケ竣工又ハ買入ヲ了シタル建物、工作物及器具機械ニ付テノミ之ヲ記載スルコト
- 二 種類及員數欄ニハ申請書添附ノ費用豫算書（變更認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ變更後ノ費用豫算書）ニ記載シタル種類及員數ヲ記載スルコト

製絲業共同施設獎勵ニ關スル件

昭和八年十月十四日附蠶絲局第八四二號
蠶絲局長 通牒

製絲業共同施設獎勵ニ關シテハ客年九月二十四日附蠶第四五一九號ヲ以テ通牒相成候處今般製絲業法中改正法律施行相成候ニ付テハ爾今營業製絲業者ガ共同施設獎勵金ノ交付

製絲業共同施設獎勵ニ關スル件

ヲ受ケムトスル場合ハ特別ノ事由ナキ限り生絲共同施設組合ヲ組織セシムル様指導相成度尙生絲共同施設組合以外ノ團體ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル場合ニ於テモ所屬工場ノ繰絲機ノ總釜數ハ五百釜以上ナラシムル様併セテ指導相成様致度此段及通牒候也

追テ製絲業共同施設獎勵規則第十二條ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ事業報告書及收支決算書ハ製絲業法施行規則

第十九條ニ依リ届出ヅベキ財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ノ様式ニ準ジ作成セシメラレ度申添候

製絲業共同施設ノ獎勵方針ニ關スル件

昭和七年十月十八。九日兩日 地方蠶絲業關係官會議注意事項

- 一 所屬工場ノ簽數及其ノ總簽數
所屬工場ハ百五十簽以下ノ工場トシ總簽數三百簽以上ナルコトヲ原則トスレドモ例ヘバ當該地方ニ百五十簽以上ノ工場介在シ之ヲ加入セシムルヲ便宜トスル場合或ハ當該地方ノ工場ニテ三百簽ヲ共同セシムルコト困難ナル場合等ハ特別ノ事由アルモノト認メ例外的ニ之ヲ認ムル見込ナリ
- 二 共同施設ノ區域
所屬工場ガ遠隔ノ地ニ散在スルハ生絲ノ運搬其ノ他ニ不便少カラズ從テ經費ヲ多カラシムル虞アルヲ以テ共同施設ノ區域ハ廣範ニ涉ラザルヲ可トスベク、且ツ區域内ノ中小工場ニシテ共同ニ適スルモノハ成ルベク其ノ全部ヲ共同セシメラレタシ
- 三 生絲製造設備統一ノ範圍

- 煮繭機及繰絲機械ハ各所屬工場總テ同一形式ノモノナルコトヲ可トスレドモ多少形式ヲ異ニスルモノト雖モ同一品質ノ生絲ヲ製造スルニ支障ナキ程度ノモノハ之ヲ認ムル方針ナリ
- 四 共同施設ノ種類
共同施設ハ揚返ヨリ販賣ニ至ル迄ノ作業ヲ共同スルモノ及束裝以後ノ作業ヲ共同スルモノニ付獎勵スル方針ナリ
- 五 荷造方法ハ混合荷造トスルコト
各所屬工場ノ生産生絲ヲ工場別ニ荷造スルハ共同施設ノ趣旨ニ副ハザル憾アルヲ以テ品等ニ應ジ混合荷造トシ販賣代金ノ分配ハ品等ニ依ル數量ニ按分スルノ方法ニ據ラレタキモノナリ
- 六 原料繭統一ノ施設
所屬工場ノ使用スベキ原料繭ハ成ルベク共同購入ヲ可トスレドモ之ニ依リ難キ事情アル場合ハ購入繭ニ付檢定ヲ行ヒ同一時期ニ類似セル品質ノ原料繭ヲ繰絲スル様セラレタシ
- 七 獎勵金ヲ交付スベキ工作物及器具機械
場返機、生絲整理及檢査ニ關スル設備、蒸氣管裝置、給水裝置、汽罐、原動機、廻轉計、濕度計、動力傳導裝置、衡器、煙突

附 錄

施行規則第十條ニ依ル諸届書様式

製絲業届書

製絲工場名
製絲工場所在場所
右製絲工場ニ付左記事項(添附書類ヲ具シ)及届出候也

年 月 日
(申請者個人ナルトキ)
住所
氏名 何 某
事務所
名稱 何何組合又ハ會社
代表者 何 某
(申請者共同者ナルトキ)
住所
何某外何名代表者 何 某

製絲業法施行規則第十條ニ依ル諸届書ノ様式(附錄)

- 一 氏名又ハ名稱ノ變更 (第一項第一號)
(一) 新氏名又ハ名稱
舊氏名又ハ名稱
(二) 變更ノ時期 年 月 日
- 又ハ
一 住所又ハ事務所ノ變更 (第一項第一號)
(一) 新住所又ハ事務所
舊住所又ハ事務所
(二) 變更ノ時期 年 月 日
- 又ハ
一 定款ノ變更 (第一項第二號)
(一) 新條文
舊條文
第何條
(二) 變更ノ事由
(三) 變更ノ時期 年 月 日
- 又ハ
一 事業ノ開始 (第一項第三號)
年 月 日 事業開始

又ハ
一 代表者ノ變更 (第一項第四號)

(一) 新代表者	住所	氏名	、	、	、	、	、
舊代表者	住所	氏名	、	、	、	、	、
(二) 變更ノ事由	氏名	、	、	、	、	、	、
(三) 變更ノ時期	年	月	日	、	、	、	、

又ハ
一 製絲工場ノ名稱ノ設定 (第一項第五號)

(一) 名	稱	、	、	、	、	、	、
(二) 設定ノ時期	年	月	日	、	、	、	、

又ハ
一 製絲工場ノ名稱ノ變更 (第一項第五號)

(一) 新	名	稱	、	、	、	、	、
舊	名	稱	、	、	、	、	、
(二) 變更ノ時期	年	月	日	、	、	、	、

類ヲ明記スルコト

又ハ
一 製絲工場ノ滅失 (第一項第八號)

(一) 滅失ノ時期	年	月	日	、	、	、	、
(二) 滅失ノ事由	、	、	、	、	、	、	、
(三) 滅失ノ程度	、	、	、	、	、	、	、
(四) 工場回復ノ見込	、	、	、	、	、	、	、

又ハ
一 法人ノ組織ノ變更 (第一項第九號)

(一) 新	組	織	、	、	、	、	、
舊	組	織	、	、	、	、	、
(二) 變更ノ時期	年	月	日	、	、	、	、
(三) 變更ノ事由	、	、	、	、	、	、	、

又ハ
一 工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ設置 (第一項第十號)

(一) 住所	、	、	、	、	、	、	、
氏名	、	、	、	、	、	、	、
(二) 設置ノ時期	年	月	日	、	、	、	、

又ハ
一 工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ノ變更

製絲業法施行規則第十條ニ依ル諸屆書ノ様式(附録)

(一) 年 月 日 事業休止

(二) 休止ノ事由 年 月 日

(三) 休止シタル事業ノ開始豫定 年 月 日

又ハ
一 一部ノ事業休止 (第一項第六號)

(一) 休止 釜數 (設備釜數 釜ノ内 釜休止)

(二) 休止ノ時期 年 月 日

(三) 休止ノ事由 年 月 日

(四) 休止シタル事業ノ開始豫定 年 月 日

注意
一部休止ノ届出ヲ爲シタル工場ガ其期間中更ニ他ノ一部ヲ休止シタル場所ニハ休止釜數ノ合計ヲ記載スルコト

一 休止シタル事業ノ開始 (第一項第八號)

(一) 年 月 日 事業開始 (休止釜數 釜ノ内 釜開始)

(二) 休止シタル時期 年 月 日

又ハ
一 事業ノ廢止 (第一項第七號)

(一) 廢止ノ時期 年 月 日

(二) 廢止ノ事由 年 月 日

注意
事業ノ一部ヲ廢止シタルトキハ廢止シタル事業ノ種

(一) 新 管理 人

住所	氏名	、	、	、	、	、	、
舊 管理 人	住所	氏名	、	、	、	、	、

(二) 變更ノ時期 年 月 日

(三) 變更ノ事由 年 月 日

又ハ
一 製絲業以外ノ兼營事業 (第一項第十一號)

(一) 兼營シタル事業 年 月 日

(二) 兼營シタル事業ノ大要 年 月 日

(三) 兼營ノ時期 年 月 日

又ハ
一 製絲業以外ノ兼營事業ノ廢止 (第一項第十一號)

(一) 廢止シタル事業 年 月 日

(二) 廢止ノ時期 年 月 日

又ハ
一 認可ヲ受ケタル事業ノ開始 (第一項第十二號)

(一) 事業ノ種類 年 月 日

製絲業法關係法規

(二) 開始ノ時期 年 月 日
 (三) 認可年月日及指令番號 年 月 日附蠶第 號

又ハ

一 認可ヲ受ケタル工事ノ完了 (第一項第十二號)

(一) 工事ノ内容 年 月 日

(二) 完了ノ時期 年 月 日

(三) 認可年月日及指令番號 年 月 日附蠶第 號

又ハ

一 製絲工場ノ所有權ノ移轉 (第一項第十三號)

(一) 新 所 有 者 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

舊 所 有 者 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

一 製絲業ノ相續 (第一項第十四號)

(一) 相 續 者 年 月 日

住 所 年 月 日

失届書ノ場合

二 組織變更アリタルコトヲ證スル書類、定款、財産目

録、貸借對照表(組織變更届ノ場合)

三 相續アリタルコトヲ證スル書類(製絲業相續届書ノ

場合)

四 合併アリタルコトヲ證スル書類、合併後存續スル法

人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ定款、財産目録、

貸借對照表(製絲業合併届書ノ場合)

(二) 死亡シタル製絲業者 氏名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

氏 名 年 月 日

住 所 年 月 日

(三) 相續ノ時期 年 月 日
 (注意 相續者未成年者ナルトキハ法定代理人ノ連署ヲ以テ届出ヅルコト)

又ハ

一 製絲業ノ合併 (第一項第十四號)

(一) 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法

人

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

(二) 合併シタル法人

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

事務所 年 月 日

名 稱 年 月 日

(三) 合併ノ時期 年 月 日

一 滅失シタル部分ヲ知ルニ足ルベキ圖面(製絲工場滅

五 絲價安定融資補償法關係法規

Faint, illegible text on the left page, likely bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the top half of the right page, likely bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the bottom half of the right page, likely bleed-through from the reverse side.

絲價安定融資補償法

昭和四年三月二十八日法律第十四號

ノ日ヨリ五年トス

第三條 損失補償ノ契約ニ基キ政府ノ支拂フベキ損失補償金ノ總額ハ三千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ損失ハ銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ニ付債權ノ辨濟ヲ受ケ尙不足アルトキ其ノ不足分トス
前項ノ損失ニ付政府ノ補償スベキ額ハ損失補償ノ契約ニ定ムル金額ノ制限其ノ他ノ條件ニ從ヒ絲價安定融資補償審査會之ヲ決定ス
絲價安定融資補償審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ヲ債權ノ辨濟ヲ受クル爲處分セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第六條 政府ガ銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

第一條 生絲ノ價格ガ一般經濟狀況ニ照シ異常ナル低落ヲ爲シ蠶絲業ノ基礎ヲ危クスル虞アル場合ニ於テ其ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ハ銀行ガ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シ主務大臣ノ定ムル條件ニ從ヒ生絲ヲ擔保トシ手形割引ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ之ニ因リ損失ヲ受クルトキ銀行ニ對シ其ノ損失ニ付補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ者ニ對シ銀行ガ前項ノ條件ニ從ヒ生絲ヲ擔保トシ手形割引ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

- 一 生絲ノ問屋
 - 二 主務大臣ガ絲價委員會ノ議ヲ經テ適當ト認ムル者
- 前二項ノ規定ニ依リ政府ガ損失補償ノ契約ヲ爲スニ付テハ絲價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス
- 絲價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 損失補償ノ契約ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行

絲價安定融資補償法

第九條 損失ノ補償ヲ受ケタル銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ債權ノ取立ヲ爲シ其ノ取立金ヲ政府ニ納付スベシ
銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ問屋其ノ他生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ヲシテ其ノ取扱ニ係ル生絲ノ販賣代金中ヨリ前項ノ債權ノ取立ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ損失補償ノ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 主務大臣本法施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者及第一條第二項各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ事業又ハ財產ニ關スル報告ヲ爲サシメ、其ノ事業又ハ財產ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第十二條 本法ノ適用ニ付テハ産業組合中央金庫ハ之ヲ銀行ト看做ス

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

農林大臣ハ前項ノ申請ヲ爲シタル銀行ヲシテ損失補償ノ契約ヲ爲スニ付必要ト認ムル書類ヲ提出セシムルコトアルベシ

第三條 農林大臣損失補償ノ契約ヲ爲シタルトキハ契約ヲ爲シタル銀行ノ資金ノ融通ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及所在地ヲ告示ス

第四條 銀行絲價安定融資補償法第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
一 處分セントスル事由
二 處分セントスル生絲ノ數量、品質及保管ノ場所
三 處分ノ時期、場所及方法

第五條 銀行損失ノ補償ヲ受ケントスルトキハ請求書ニ損失ニ關スル計算書及必要ナル證據書類ヲ添へ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第六條 銀行損失ノ補償ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク債權ノ取立ヲ爲スベシ但シ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ノ事業ノ經營ヲ困難ナラシムルノ虞アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ銀行ハ其ノ債權ニ付絲價安定融資補償法第九條第二項ノ規定ニ依リ取立ヲ爲スベシ

絲價安定融資補償法施行期日 絲價安定融資補償法施行規則

絲價安定融資補償法施行期日

昭和四年八月十二日勅令第二百五十六號
絲價安定融資補償法ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

絲價安定融資補償法施行規則

昭和四年八月三十一日農林省令第二十號

第一條 農林大臣絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ損失補償ノ契約ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ左ノ事項ヲ定メ之ヲ告示ス
一 損失補償ノ條件
二 銀行(産業組合中央金庫ヲ含ム以下同ジ)ノ爲ス資金融通ノ條件

三 絲價安定融資補償法第一條第二項各號ノ一ニ該當スル者ノ爲ス資金融通ノ條件
四 其ノ他必要ナル事項
農林大臣前項各號ノ事項ヲ變更スルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ之ヲ告示ス

第二條 銀行損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲サントスルトキハ申請書ニ融通セントスル資金ノ總額、補償ヲ受ケントスル總金額並ニ資金ノ融通ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及所在地ヲ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ銀行ハ別ニ債權ノ取立方法ヲ定ムベシ

前二項ノ場合ニ於テハ銀行ハ其ノ取立方法ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 農林大臣ハ銀行ニ對シ債權ノ取立方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他取立ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第八條 銀行絲價安定融資補償法第九條第二項ノ規定ニ依リ債權ノ取立ヲ爲サントスルトキハ生絲ノ問屋其ノ他債務者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ニ債務者ノ氏名又ハ名稱、債權ノ金額、取立ヲ爲サシメントスル金額其ノ他取立ニ關シ必要ナル事項ヲ通知スベシ

第九條 銀行債權ノ取立ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク取立金ヲ政府ニ納付スベシ但シ銀行補償ヲ受ケザル損失アル場合ニ於テハ政府ニ納付スベキ額ハ補償ヲ受ケタル額ト之ヲ受ケザル額トノ割合ニ應ジ之ヲ定ム

銀行農林大臣ノ認可ヲ受ケ手數料其ノ他取立ニ必要ナル費用ヲ支拂ヒタルトキハ取立金ヨリ先ヅ之ヲ控除スルコトヲ得

附 則

本令ハ絲價安定融資補償法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和四年九月一日ヨリ施行)

絲價安定融資補償法施行規則

絲價安定融資擔保生絲買收法

昭和七年七月一日法律第十八號
改正昭和九年三月二十九日法律第三十五號

第一條 政府ハ生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲左ニ掲グル生絲

ヲ一括シテ買入ルコトヲ得

一 銀行ガ絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ本法
施行前ニ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ基キ生絲ノ
製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シテ爲シタル資金融通ノ擔
保タル生絲七千四百四十一荷口

二 銀行ガ帝國蠶絲株式會社ニ對シ同社ガ絲價安定ノ爲
昭和四年十一月ヨリ昭和五年六月迄ノ間ニ於テ行ヒタ
ル生絲共同保管事業ノ資金トシテ爲シタル資金融通ノ
擔保タル生絲二千三百九十荷口

第二條 生絲ノ買入代價ハ一荷口四千五百二十二圓二十五
錢トス

政府ノ買入レタル生絲中検査ノ結果品質著シク不良ナリ
ト認ムルモノアルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ買
入代價ノ一部ヲ返還セシム

第三條 政府ハ其ノ買入レタル生絲ヲ命令ノ定ムル所ニ依
リ第一條ノ銀行ヲシテ保管セシムルコトヲ得

前項ノ保管ニ要スル經費ハ銀行ノ負擔トス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條但書ノ規定ニ依リ繰入ヲ要セザル金額ハ當分ノ内本
法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬
分ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分ノ一トス

附 則(昭和九年三月二十九日法律第三十五號追加)
昭和九年度以降當分ノ内第九條ノ規定ニ依ル繰入ハ之ヲ爲
サザルコトヲ得

本法ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

絲價安定融資擔保生絲買收法施行規則

昭和七年七月一日 農林省令
大藏省令

第一條 農林大臣ハ買入生絲ノ荷口ニ付絲價安定融資擔保
生絲買收法第二條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ生絲検査所
ヲシテ行ハシメ當該荷口中左ノ各號ノ一ニ該當スル生絲
アリト認ムルトキハ買收生絲審査會ノ議ヲ經テ其ノ買入
代價ノ一部返還金額ヲ決定ス

一 切絲、蟲喰絲其ノ他著シク損傷シタルモノ

二 著シク強伸力ヲ失ヒタルモノ

三 著シク微ノ附著シタルモノ

四 著シク總ノ膠著シタルモノ

前項ノ規定ニ依リ返還金額決定シタルトキハ農林大臣ハ
遲滞ナク銀行(産業組合中央金庫ヲ含ム以下同ジ)ニ之
ヲ通知ス

絲價安定融資擔保生絲買收法 絲價安定融資擔保生絲買收法施行規則

第四條 生絲ノ買入代價ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ買入
ノ日ヨリ五年間ニ之ヲ分割シテ支拂フコトヲ得

第二條第二項ノ返還金ハ前項ノ支拂金額ヨリ之ヲ控除ス

第五條 生絲ノ買入代價ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコ
トヲ得

付スルコトヲ得

第六條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ
限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第七條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ
參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

第八條 政府ノ買入レタル生絲ノ處分ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ新規ノ用途又ハ販路ニ向ケラルベキ場合ニ限り之ヲ
爲スコトヲ得

第九條 前條ノ規定ニ依ル生絲ノ處分ニ依ル收入金ニ相當
スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル
繰入ノ外國債ノ元金償還ニ充ツル爲之ヲ一般會計ヨリ國
債整理基金特別會計ニ繰入ルベシ但シ本法ニ依リ發行シ
タル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬分ノ百十六ニ
相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 本法ノ適用ニ付テハ産業組合中央金庫ハ之ヲ銀行
ト看做ス

第二條 絲價安定融資擔保生絲買收法第三條ノ規定ニ依リ

政府ガ銀行ヲシテ買入生絲ヲ保管セシムル期間ハ之ヲ銀
行ガ政府ノ爲ニ買入生絲ノ保管ヲ開始シタル日ヨリ五年
以内トス

農林大臣ハ銀行ニ對シ絲價安定融資擔保生絲買收法第三
條ノ規定ニ依ル保管ニ關シ必要ナル指揮又ハ命令ヲ爲ス
コトヲ得

第三條 生絲ノ買入代價ハ其ノ買入ノ日ヨリ五年間ニ十回
ニ分割シテ之ヲ支拂ヒ第一回ノ支拂金額ハ之ヲ七百五十
萬圓トシ殘額ハ之ヲ九回ニ分割シテ支拂フモノトス

前項ノ分割支拂ノ時期ハ第一回ノ支拂ヲ除クノ外昭和八
年以降毎年六月及十二月トス

第四條 第一條第一項ノ規定ニ依リ返還金額決定シタルト
キハ其ノ直後ノ前條ノ規定ニ依ル分割支拂金額ヨリ之ヲ
控除ス但シ生絲ノ買入代價ノ支拂ヲ完了シタル後ニ於テ
ハ銀行ハ第一條第二項ノ規定ニ依リ農林大臣ヨリ通知ヲ
受ケタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ納付スベシ

第五條 新規ノ用途又ハ販路ニ向クル目的ヲ以テ買入生絲
ヲ讓受ケントスル者ハ申請書ニ其ノ用途又ハ販路ヲ詳細
ニ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第六條 政府ガ買入生絲ヲ賣却セントスルトキハ生絲需要

絲價安定融資補償法關係法規

- 增進調査會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス
- 第七條 生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓ノ爲必要ナル場合ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキニ限り政府ハ買入生絲ヲ其ノ用ニ供スルコトヲ得
 - 加工シ又ハ加工セズシテ博覽會、展覽會等ヘノ出品ノ用ニ供スルトキ
 - 加工シ又ハ加工セズシテ標本ノ用ニ供スルトキ
 - 試験研究ノ用ニ供スルトキ
 - 前各號ノ外生絲需要増進調査會ノ適當ト認ムル用ニ供スルトキ

附 則

本令ハ絲價安定融資擔保生絲買收法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和七年七月一日ヨリ施行)

絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依リ買入レタル生絲ノ讓與ニ關スル件

- 昭和七年七月一日勅令第百六號 改正昭和十年五月二十五日勅令第百四十三號
- 生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓ノ爲絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依リ政府ノ買入レタル生絲ヲ利用セントスル者ニ對シ農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ讓與スルコトヲ得
 - 利用者ガ加工シ又ハ加工セズシテ博覽會、展覽會等ヘノ出品ノ用ニ供セントスルトキ
 - 利用者ガ加工シ又ハ加工セズシテ標本又ハ見本ノ用ニ供セントスルトキ

- 三 利用者ガ試験研究ノ用ニ供セントスルトキ
- 四 公共團體其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ガ新規絹製品ノ普及ヲ圖ル爲利用セントスルトキ
- 農林大臣前項第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ讓與ヲ爲スニ付テハ利用者其ノ讓與ヲ受ケタル生絲又ハ其ノ加工品ヲ其ノ用ニ供シタル後之ヲ處分シ又ハ他ノ用ニ供セントスル場合ハ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコトノ條件ヲ附スベシ
- 農林大臣第一項第四號ノ規定ニ依リ讓與ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ絲價安定融資擔保生絲買收法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和七年七月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十年五月二十五日勅令第百四十三號追加)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十年五月二十五日ヨリ施行)

絲價安定融資損失善後處理法

- 昭和七年七月一日法律第十九號
- 第一條 政府ハ銀行ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル銀行ノ損失ニ付千五百八十七萬圓ヲ限り之ヲ補填スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
 - 銀行ガ絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ本法施行前ニ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ基キ損失ノ補償ヲ受ケタル場合ニ於テ尙補償ヲ受ケザル損失アル

トキハ其ノ損失

- 二 銀行ガ帝國蠶絲株式會社ニ對シ同社ガ絲價安定ノ爲昭和四年十一月ヨリ昭和五年六月迄ノ間ニ於テ行ヒタル生絲共同保管事業ノ資金トシテ生絲ヲ擔保トシテ爲シタル資金ノ融通ニ付受ケタル損失
- 前項第二號ノ損失ハ銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ニ付債權ノ辨濟ヲ受ケ尙不足アルトキ其ノ不足分トス
- 第二條 政府ノ補填スベキ額ハ損失補填ノ契約ニ定ムル條件ニ從ヒ絲價安定融資補償法ニ依リ絲價安定融資補償審査會之ヲ決定ス
- 第三條 政府ガ銀行ニ對シテ交付スベキ損失補填金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
- 第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得
- 第五條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム
- 第六條 絲價安定融資補償法第九條ノ規定ハ同法第一條ノ規定ニ依リ本法施行前銀行ガ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 第七條 損失ノ補填ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法ニ基キテ發スル命令又ハ損失補填ノ契約ニ違反シタルト

絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依リ買入レタル生絲ノ讓與ニ關スル件
絲價安定融資損失善後處理法、絲價安定融資損失善後處理法施行規則

- キハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補填ヲ爲サズ又ハ損失補填金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得
- 第八條 本法ノ適用ニ付テハ産業組合中央金庫ハ之ヲ銀行ト看做ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

絲價安定融資損失善後處理法施行規則

昭和七年七月一日農林省令第六號

- 第一條 銀行(産業組合中央金庫ヲ含ム以下同シ)絲價安定融資損失善後處理法第一條ノ規定ニ依リ損失補填ノ契約ヲ爲サントスルトキハ申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
- 農林大臣ハ前項ノ申請ヲ爲シタル銀行ヲシテ損失補填ノ契約ヲ爲スニ付必要ト認ムル書類ヲ提出セシムルコトアルベシ
- 第二條 銀行損失ノ補填ヲ受ケントスルトキハ請求書ニ損失ニ關スル計算書及必要ナル證據書類ヲ添ヘ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第三條 銀行債權ノ取立ヲ爲スニ付テハ其ノ取立方法ヲ定

絲價安定融資補償法關係法規

メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

附 則

本令ハ絲價安定融資損失善後處理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和七年七月一日ヨリ施行)

買收生絲審查會規則

昭和七年七月十六日決議ニヨリ設置
昭和七年七月十五日閣議承認

第一條 買收生絲審查會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依ル買入生絲ノ買入代價ノ一部返還ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 審查會ハ會長一人及委員七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ジ又ハ囑託ス

- 一 大藏省高等官
- 二 農林省高等官
- 三 日本中央蠶絲會會長
- 四 橫濱正金銀行頭取

織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク農林大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

買收生絲審查會規則 生絲需要増進調査會官制

- 五 生絲輸出業者
- 六 生絲問屋業者

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 審查會ニ幹事ヲ置ク關係各廳高等官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ジ又ハ囑託ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 審查會ニ書記ヲ置ク農林省判任官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

生絲需要増進調査會官制

昭和七年七月二十三日勅令第七十二號

第一條 生絲需要増進調査會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓其ノ他繭絲ノ需要増進ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ外農林大臣ノ諮問ニ應ジ絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依リ政府ノ買入レタル生絲ノ處分ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組

六 輸出生絲取引法關係法規

輸出生絲取引法

昭和九年四月七日公布法律第四十三號

- 第一條 本法ニ於テ輸出生絲問屋ト稱スルハ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引（取引所ノ賣買取引ヲ含マズ以下之ニ同ジ）ノ仲立又ハ取次ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 主務大臣ノ指定スル地ニ於テ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ其ノ地ニ事務所ヲ設ケ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ輸出生絲問屋ト看做ス
- 第二條 主務大臣ノ指定スル地ニ於テ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ヲ買主トスル生絲ノ賣買取引ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引ト看做ス
- 第三條 輸出生絲問屋タラントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ
- 前項ノ免許ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 輸出生絲問屋ノ免許ノ期間ハ十年以内トス
- 第五條 輸出生絲問屋支店其ノ他ノ事務所ヲ設置セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第六條 主務大臣ハ輸出生絲問屋ノ業務ノ狀況ニ依リ必要

輸出生絲取引法

ト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

- 第七條 主務大臣ハ輸出生絲問屋ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ認可若ハ免許ヲ取消スコトヲ得
- 第八條 輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引若ハ其ノ仲立ヲ爲ス者又ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣買取引又ハ輸出ニ關スル事項ヲ輸出生絲登錄原簿ニ登錄スルコトヲ要ス
- 第九條 前條ノ規定ニ依リ登錄ヲ爲シタル者又ハ其ノ利害關係人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出生絲登錄原簿ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 第十條 主務大臣ハ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引若ハ其ノ仲立ヲ爲ス者又ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ニ對シ生絲ノ販賣ノ統制上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 主務大臣取締上必要アリト認ムルトキハ輸出生絲問屋又ハ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ

輸出生絲取引法關係法規

検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證
票ヲ携帯スベシ

第十二條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ輸出生絲問屋ノ業
務ヲ行ヒタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ第六條若ハ第七條ノ規
定ニ依ル業務停止ノ處分ニ違反シタル者

三 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金
ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル登録ヲ怠リ又ハ不正ノ登録ヲ爲
シタル者

二 第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ臨檢検査ヲ拒
ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ
若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十五條 第八條ノ規定ニ依ル登録ノ事務ニ從事シ又ハ從
事シタル者故ナク其ノ職務ニ關シ知得シタ他人ノ業務上
ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引若ハ其ノ
仲立ヲ爲ス者又ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶
主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法
ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出
デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ輸出ノ
目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引若ハ其ノ仲立ヲ爲ス者又
ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人
ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル
役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理
人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成ニ者ト同一ノ能力ヲ有
スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ六月以上輸出
生絲問屋タル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ五年間之
ヲ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス
前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サル者ハ本法施
行ノ際現ニ支店其ノ他ノ事務所ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ
支店其ノ他ノ事務所ニ付第五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタ
ルモノト看做ス

輸出生絲取引法施行期日ノ件

昭和九年六月二十三日勅令第一八八號

輸出生絲取引法ハ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

輸出生絲取引法施行規則

昭和九年六月二十三日農林省令第十二號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸出生絲問
屋ノ免許ヲ爲サズ

一 一事務所ノ一年間ニ於ケル生絲ノ取扱豫定數量(輸
出生絲取引法第一條第一項ニ該當スル者ニ在リテハ輸
出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引ノ仲立又ハ取次ヲ
爲ス數量、同法同條第二項ニ該當スル者ニ在リテハ生
絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ販賣ヲ爲ス數量)五千俵
ニ滿タザルトキ

二 免許申請者ガ輸出生絲問屋ノ免許ヲ取消サレタル後
一年ヲ經過セザル者ナルトキ

三 免許申請者ガ輸出生絲取引法第十二條乃至第十四條
ノ規定ニ依リ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者ナ
ルトキ

輸出生絲取引法施行期日ノ件 輸出生絲取引法施行規則

四 前各號ノ外農林大臣ニ於テ不適當ト認ムルトキ

第二條 輸出生絲問屋ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ
左ニ掲グル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事務所ノ位置ヲ記載シタル書類

二 年間ニ於ケル生絲ノ取扱豫定數量及收支概算ヲ記
載シタル書類

三 免許ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿
ノ謄本、財産目録及貸借對照表

四 二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ事業ニ
關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタ
ル書類

五 輸出生絲問屋業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ
其ノ兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類

二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代
表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ申請書ニ記載スベシ

第一項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ
命ズルコトアルベシ

第三條 輸出生絲問屋免許ノ期間滿了後引續キ輸出生絲問
屋ヲラントスルトキハ期間滿了ノ日ヨリ少クトモ三月前
ニ前條ノ規定ニ依リ免許ノ申請書ヲ提出スベシ

第四條 輸出生絲問屋ノ支店其ノ他ノ事務所設置ノ認可ハ

其ノ事務所ノ一年間ニ於ケル生絲ノ取扱豫定數量三千俵ニ滿タザル場合ニ於テハ之ヲ爲サズ

第五條 第二條第一項第一號、第二號及第三項並ニ第三條ノ規定ハ輸出生絲問屋支店其ノ他ノ事務所設置ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 輸出生絲問屋事務所ノ所在地ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第七條 輸出生絲問屋左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ其ノ免許又ハ認可ヲ取消スコトアルベシ

一 免許又ハ認可ヲ受ケタル後六月以内ニ其ノ事務所ニ於テ業務ヲ開始セズ又ハ引續キ一年間業務ヲ休止シタルトキ

二 引續キ三年間一事務所ノ一年間ニ於ケル生絲ノ取扱數量五千俵(支店其ノ他ノ事務所ニ付テハ三千俵)ニ滿タザルトキ

第八條 輸出生絲問屋死亡シ又ハ解散シタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ但シ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ業務ヲ行フトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 輸出生絲問屋ハ毎年六月三十日迄ニ各事務所毎ニ前年六月一日ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ業務概

況書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

法人タル輸出生絲問屋ハ每事業年度毎ニ總會又ハ社員ノ承認アリタル財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ遲滞ナク農林大臣ニ提出スベシ

第十條 輸出生絲問屋ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 氏名若ハ名稱又ハ事務所ノ位置ヲ變更シタルトキ
二 輸出生絲問屋タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ
三 輸出生絲問屋タル法人ノ代表者又ハ第二條第二項ノ代表者ニ變更アリタルトキ

四 輸出生絲問屋タル法人其ノ組織ヲ變更シタルトキ
五 輸出生絲問屋業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シ又ハ兼營事業ヲ廢止シタルトキ

六 相續又ハ合併ニ因リ輸出生絲問屋業ヲ承繼シタルトキ
七 業務ヲ廢止シタルトキ

前項第四號ノ場合ニ於テハ組織變更アリタルコトヲ證スル書類、定款、財産目錄及貸借對照表ヲ、第六號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類並ニ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借對照表ヲ具シ其

ノ届出ヲ爲スベシ

第十一條 賣買取引ニ關スル登録ハ買主ノ買入ヲ爲シタル地ノ輸出生絲登録所ニ、輸出ニ關スル登録ハ輸出ヲ爲ス地ノ輸出生絲登録所ニ之ヲ申請スベシ但シ其ノ地ニ輸出生絲登録所ナキ場合ニ於テハ當該生絲ニ付輸出生絲検査法ニ依ル検査ヲ受ケタル生絲検査所ノ所在地ノ輸出生絲登録所ニ之ヲ申請スベシ

第十二條 代理人ニ依リ登録ノ申請ヲ爲サントスル者ハ豫メ代理人タルベキ者ヲ定メ輸出生絲登録所長ノ承認ヲ受ケベシ

第十三條 登録ノ申請ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スベシ

第十四條 登録申請者ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登録ノ變更ヲ申請スベシ
輸出生絲登録所ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ旨ヲ登録申請者ニ通知スベシ

第十五條 輸出生絲登録原簿ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ノ請求ハ登録ノ申請アリタル日ヨリ五年間ヲ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 輸出生絲登録原簿ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ル利害關係人ハ登録セラレタ

輸出生絲取引法施行規則

ル賣買取引又ハ輸出ノ委託ヲ爲シタル者トス

第十七條 輸出生絲登録原簿ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ノ請求ハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スベシ

第十八條 輸出生絲取引法第十一條第二項ノ證票ハ様式第三號ニ依ル

第十九條 輸出生絲問屋本則ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スベキ場合ニ於テ届出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ輸出生絲取引法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輸出生絲取引法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ニ基キ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル輸出生絲問屋又ハ其ノ承繼人ハ同法施行ノ日ノ六月前ヨリ本令公布ノ日迄ノ期間ニ於テ現實ニ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引ノ仲立若ハ取次ヲ爲シ又ハ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ生絲ノ販賣ヲ爲シタル者又ハ其ノ包括承繼人ニ限ル

輸出生絲取引法施行前六月間ニ於テ輸出生絲問屋ノ包括承繼ヲ爲シタル者ハ輸出生絲取引法附則第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ被承繼人ガ輸出生絲問屋ト爲リタルトキヨリ引續キ輸出生絲問屋タル者ト看做ス

輸出生絲取引法關係法規

第七條第二號ノ規定ハ輸出生絲取引法附則第二項ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

輸出生絲取引法附則第二項ノ規定ニ該當スル者ハ輸出生絲取引法施行ノ日ヨリ二週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ農林大臣ニ届出ヅベシ

- 一 輸出生絲問屋ト爲リタル年月日(附則第三項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ被承繼人ガ輸出生絲問屋ト爲リタル年月日及包括承繼ヲ爲シタル年月日)
- 二 支店其ノ他ノ事務所ノ位置及其ノ設置ノ年月日
- 三 各事務所毎ノ附則第二項ノ期間内ニ於ケル生絲取扱數量

前二條ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

輸出生絲取引法第一條第二項及第二條ノ地指定ノ件

昭和九年六月二十三日農林省告示第二二三號

輸出生絲取引法第一條第二項及第二條ノ地ヲ左ノ通指定ス

横濱市
神戸市

輸出生絲登錄令

昭和九年六月二十三日勅令第百八十九號

第一條 輸出生絲取引法第八條ノ規定ニ依ル登錄ハ輸出生絲登錄所ニ於テ之ヲ行フ

第二條 在ニ掲グル生絲ノ賣買取引又ハ輸出ニ付テハ登錄ヲ爲スコトヲ要セズ

- 一 輸出生絲検査法第一條及第二條ノ規定ノ適用ヲ除外セラルル生絲ノ賣買取引又ハ輸出
- 二 賣買取引ニ關スル登錄アリタル生絲ノ輸出
- 三 賣買取引ニ關スル登錄ハ賣主、買主及仲立ヲ爲シタル者ヨリ輸出ニ關スル登錄ハ輸出ヲ爲ス者ヨリ之ヲ申請スベシ

前項ノ登錄ノ申請ハ命令ノ定ムル所ニ依リ代理人ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 登錄ハ左ニ掲グル日ノ翌日(祭日、祝日、日曜日其ノ他登錄所所在地ニ行ハルル一般ノ休日ニ當ルトキハ其ノ翌日)ノ正午迄ニ之ヲ申請スベシ

- 一 現物賣買ニ在リテハ賣買契約成立ノ日
- 二 値極先約定ニ在リテハ生絲受渡ノ日

請スベシ

第七條 登錄ハ生絲一荷口毎ニ之ヲ爲スモノトス

第八條 登錄申請者ハ一件ニ付手数料二十錢ヲ納付スベシ

第九條 輸出生絲取引法第九條ノ規定ニ依リ輸出生絲登錄原簿ノ閲覧又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ一件ニ付手数料五錢ヲ納付スベシ

輸出生絲登錄原簿ノ謄本又ハ抄本ハ前項ノ手数料ノ外郵便料ヲ納付シテ其ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第十條 前二條ノ規定ニ依ル手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ

第十一條 本令ニ規定スルモノノ外登錄ノ申請手續其ノ他登錄ニ關シ必要ナル事項ハ農林大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ輸出生絲取引法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時輸出生絲登錄所設置ニ關スル件

昭和九年六月二十三日勅令第一九〇號

第一條 農林大臣ハ横濱市及神戸市ニ輸出生絲登錄所ヲ設ケ輸出生絲ノ登錄ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

輸出生絲取引法第一條第二項及第二條ノ地指定ノ件

臨時輸出生絲登錄所設置ニ關スル件

- 三 成行約定其ノ他前二號ニ掲グル以外ノ賣買取引ニ在リテハ賣買價額決定ノ日
- 四 輸出ニ在リテハ輸出免許ノ日
- 五 賣買取引ニ關シ登錄スベキ事項左ノ如シ
 - 一 賣買取引ノ種類
 - 二 生絲檢定證ノ發行ノ年及検査番號
 - 三 生絲ノ種別、織度、絲格、俵數、斤量及製産工場ノ名稱
 - 四 賣買單價及賣買價額
 - 五 賣買契約成立ノ年月日
 - 六 生絲受渡ノ年月日(現物賣買ノ場合ヲ除ク)
 - 七 販賣委託者ノ氏名又ハ名稱
 - 八 賣主、買主及仲立ヲ爲シタル者ノ氏名又ハ名稱
- 六 輸出ニ關シ登錄スベキ事項左ノ如シ
 - 一 前項第二號及第三號ニ掲グル事項
 - 二 仕向地
 - 三 委託ニ依ル輸出ニ在リテハ委託者ノ氏名又ハ名稱
 - 四 輸出ヲ爲ス者ノ氏名又ハ名稱
- 第六條 登錄申請ノ日ヨリ五年以内ニ登錄セラレタル賣買取引又ハ輸出ノ解除又ハ廢止其ノ他登錄セラレタル事項ノ變更アリタルトキハ遲滞ナク抹消又ハ變更ノ登錄ヲ申請ス

輸出生絲取引法關係法規

第二條 臨時農林省ニ左ノ職員ヲ置キ輸出生絲登錄所ニ屬

セシム

所長

專任二人

所長ハ農林事務官ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輸出生絲登錄所ノ名稱及位置ノ件

昭和九年六月二十三日農林省告示第二二四號

輸出生絲ノ登錄ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲左ノ通輸出生絲登錄所ヲ置ク

名稱

位置

横濱輸出生絲登錄所
神戸輸出生絲登錄所

神奈川縣横濱市
兵庫縣神戸市

様式 (第一號甲)

輸出生絲賣買取引登録申請書

下記賣買取引登録相成度及申請候也

収入印紙

20 錢

昭和 年 月 日

申請者 賣主 _____ 印
買主 _____ 印
仲立人 _____ 印

何々輸出生絲登録所長殿

受付番號 年横(神)第 號

契印

切取線

契約成立 昭和 年 月 日
生絲受渡 昭和 年 月 日

賣買取引ノ種類

登録番號 年横(神)第 號
登録年月日 昭和 年 月 日

生絲ノ内容		取引數量及價額		氏名又ハ名稱	
絲格		俵數	俵	賣主	
生絲ノ種別		正量	斤	買主	
織度		價額	圓	仲介人	
		百斤價	圓	販賣委託者	
製産工場		備考欄			
檢定證番號		年横(神)第	號		

摘要

販賣委託者ガ生絲ノ所有者ニ非ザル場合ニ在リテハ所有者ノ氏名又ハ名稱ヲ備考欄ニ記載スルコト

輸出生絲登錄所ノ名稱及位置ノ件 (第一號甲)

様式(第一號乙、第二號、第三號)

輸出生絲登録簿 閱 本 交付申請書
 謄抄 本

収入印紙
 5 銭

登録ノ種類	
検定證番號又ハ登録番號	
製産工場	
利害關係ノ表示	

上記 及申請候也
 昭和 年 月 日
 申請者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 何々輸出生絲登録所長殿

第二號

第三號

縦八・五糎 横六・〇糎

官職 氏名	農林省之印 輸出生絲取引法第十一條第二項ノ證票	第 號
		年 月 日 交付

二七三

輸出生絲輸出登録申請書

下記輸出登録相成度及申請候也

収入印紙
 20 銭

昭和 年 月 日

申請者 _____ (印)

何々輸出生絲登録所長殿

受付番號 年横(神)第 號

(契印)

輸 出

登録番號 年横(神)第 號
 登 録 昭 和 年 月 日
 年 月 日

生絲ノ内容		輸 出 數 量		氏名又ハ名稱	
絲 格		俵數	俵	輸出者	
生絲ノ種別				輸出委託者	
織 度		正量 斤數	斤	仕向地	
製 産 工 場				備 考	
檢 定 證 番 號		年横(神)第 號			

(様式第一號乙)

輸出生絲取引法關係法規

二七二

輸出生絲檢查法

大正十五年三月二十九日法律第三十五號
改正 昭和六年三月二十八日法律第二十六號

第一條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ正量及品位ニ付
國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ輸
出スルコトヲ得ス

主務大臣必要アリト認ムルトキハ公共團體ノ設クル生絲
検査所ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 生絲ハ前條ノ検査ニ依ル正量及品位ニ依ルニ非サ
レハ輸出ノ目的ヲ以テ其ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス
輸出ヲ業トスル者ノ主務大臣ノ指定スル地ニ於テ買入ノ
爲ニ爲ス生絲ノ賣買取引ハ之ヲ輸出ノ目的ヲ以テ爲スモ
ノト看做ス

第三條 主務大臣特別ノ事情ニ依リ前二條ノ規定ヲ適用ス
ル必要ナシト認ムル場合ハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外ス
ルコトヲ得

第四條 當該官吏取締上必要アリト認ムルトキハ店舗、倉
庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況及帳簿、生絲其ノ他
ノ物件ヲ検査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證券ヲ
携帯スヘシ

輸出生絲検査法

第五條 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下

ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、
妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛
偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 生絲ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ生絲ノ賣買取
引ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其
ノ他ノ從業者カ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之
ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テ
サルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ生絲ヲ輸
出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ生絲ノ賣買取引ヲ爲ス者ニ適
用スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其
ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治
產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ
關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ
限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
生絲検査所法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ノ賣買契約ニ因ル生絲ノ受渡及其ノ生絲ノ輸出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用セザルコトヲ得

附 則 (昭和六年法律第二十六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ノ賣買契約ニ因ル生絲ノ受渡及其ノ生絲ノ輸出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用セザルコトヲ得

輸出生絲檢查法施行期日ノ件

大正十五年八月二十日勅令第二百八十七號

輸出生絲檢查法ハ大正十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年七月八日勅令第七十六號

昭和六年法律第二十六號ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

輸出生絲檢查法施行規則

昭和六年十二月十八日農林省令第二十九號
改正昭和十年一月一日農林省令第一號
改正昭和十年十一月二十二日農林省令第二十四號

第一條 輸出生絲檢查法第一條第一項ノ規定ニ依ル正量及品位ノ検査ヲ請求セントスル者ハ様式第一號ニ依ル検査請求書ニ検査ヲ受クベキ生絲ヲ添へ之ヲ生絲検査所ニ提出スベシ
前項ノ検査請求ハ正量及品位ニ付各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 生絲検査所ニ於テ前條第一項ノ生絲ヲ受理シタルトキハ預證ヲ検査請求者ニ交付スベシ
第三條 検査ヲ受クベキ生絲ハ俵造(外装ヲ施サザルモノ)トシテ之ヲ提出スベシ

第四條 検査ハ生絲ノ各荷口ニ付之ヲ行フ
前項ノ場合ニ於ケル一荷口ハ十俵ヲ超エザルモノトス
第五條 品位検査ハ肉眼検査及器械検査ニ依リ之ヲ行フ
肉眼検査ハ總荷及認ニ付左ノ検査ヲ行フ

一 總荷検査
一 荷口全部ノ生絲ニ依リ左ノ項目検査ヲ行フ
(一) 荷揃検査
荷揃ノ状態ヲ検査シ優、良、並又ハ稍劣ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

(二) 整理検査
揚返、仕上及荷造ニ關スル缺點並ニ荷傷ノ有無及程

度ヲ検査シ優、良、並又ハ稍劣ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

(三) 性状検査

色相ニ付其ノ種類及程度ヲ検査シ其ノ種類ハ白繭絲ニ在リテハ白、笹味、黄味、褐味又ハ黝味ヲ以テ、黄繭絲ニ在リテハ黄、赤味又ハ黝味ヲ以テ之ヲ表シ其ノ程度ハ極淡、淡、中、濃又ハ極濃ヲ以テ之ヲ表ス
光澤ニ付其ノ種類及程度ヲ検査シ其ノ種類ハ底光、並又ハ上光ヲ以テ、其ノ程度ハ強、並又ハ弱ヲ以テ之ヲ表ス

手觸ニ付其ノ硬軟及滑粗ヲ検査シ其ノ硬軟ハ硬、並又ハ軟ヲ以テ、其ノ滑粗ハ滑、並又ハ粗ハ之ヲ以テ表ス

二 認検査

再繰検査ニ供シタル認ノ繰取殘ノモノ十本ニ付特大類ノ多寡ヲ検査シ通常ノ程度ヲ超ユルモノニ在リテハ其ノ程度ニ依リ特大類少數アリ、特大類稍多シ又ハ特大類多シヲ以テ其ノ成績ヲ表ス
但シ必要アリトキハ検査料絲ノ本數ヲ増加スルコトヲ得

器械検査ハ總荷検査ヲ行ヒタル後五十本ノ供試料絲ヲ採

輸出生絲檢查法施行期日ノ件 輸出生絲檢查法施行規則

取シ之ニ依リ左ノ項目検査ヲ行フ

一 再繰検査

五十本中ノ二十本ハ認ノ表ヨリ、他ノ二十本ハ認ノ裏ヨリ、他ノ十本ハ認ノ内部ヨリ各本ニ付左ノ區分ニ依ル卷取速度ヲ以テ繰返シ一時間ノ絲條切斷數ヲ検査シテ其ノ總切斷數ヲ求メ之ヲ以テ再繰成績ヲ表ス但シ目的織度十七「デニール」以下ノモノニ在リテハ五十本中ノ十五本ハ認ノ表ヨリ、他ノ十五本ハ認ノ裏ヨリ、他ノ二十本ハ認ノ内部ヨリ繰返スコトヲ得

目的織度	一分間ノ卷取速度
十二「デニール」以下	百十メートル
十三「デニール」乃至十七「デニール」	百四十メートル
十八「デニール」以上	百六十五メートル

二 織度検査

各本ヨリ絲長四百五十メートルノ織度絲四口宛合計二百口ヲ採リ左ノ検査ヲ行フ

(一) 平均織度検査
各口ヲ同時ニ乾燥シテ無水量ヲ求メ之ニ其ノ百分ノ十一ヲ加算シタル正量ニ依リテ平均織度ヲ求ム

(一) 織度偏差検査
各口ノ織度ヲ秤定シ其ノ總平均ト各口ノ織度トノ差ヲ求メ之ヲ平均シタルモノヲ以テ織度偏差ノ成績ヲ表ス

(三) 織度最大 差検査
織度偏差検査ニ於テ得タル各口ノ織度ノ總平均ト最大織度四口平均及最細織度四口平均トノ差ヲ求メ其ノ大ナルモノヲ以テ織度最大偏差ノ成績ヲ表ス

三 絲條斑検査
各本ヨリ左ノ區分ニ依ル絲長ノ絲條二口宛合計百口ヲ採リ「セリブレン」ヲ使用シ一口ヲ一區劃トシテ板ニ卷附ケ各區劃ニ付絲條斑標準寫眞ト對照シテ附點ス

目的織度	絲長
十三「デニール」以下	六百六十六メートル
十四「デニール」乃至	五百メートル
十六「デニール」乃至	四百メートル
十七「デニール」乃至	三百三十三メートル
二十三「デニール」以上	三百三十三メートル

絲條斑成績ハ全區劃ノ平均點數及四分ノ一劣等區劃ノ平均點數ヲ以テ之ヲ表ス

シタル後「セリグラフ」ヲ使用シテ絲條切斷ノ際ニ於ケル強力及伸度ヲ検査シ強力ハ「デニール」ニ對スルグラムヲ以テ、伸度ハ絲條ノ伸長割合ヲ以テ之ヲ算定シ各其ノ平均ニ依リ強力及伸度ノ成績ヲ表ス

六 抱合検査
二十本ヨリ絲條一口ニ合計二十口ヲ採リ「デュブラン」式抱合検査器ニ依リ一分間百四十回ヲ超エザル速度ヲ以テ絲條ヲ摩擦シ其ノ分裂ニ要スル摩擦回数ヲ検査シ其ノ平均ニ依リ抱合成績ヲ表ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シタル荷口ニハ附録ノ定ムル所ニ依リ格ヲ附ス
前項ノ格ノ等級ハ特別A A格、A A格、A A格、A格、A格、B格、C格、D格、E格、F格、G格ノ順トス

第七條 正量検査ハ第五條第三項ノ供試料絲ヲ採取シタル後左ノ各號ニ掲グル方法ニ依リ之ヲ行フ
一 供試料絲一荷口ニ付十六本ヲ荷口ノ各部分ヨリ採取ス但シ必要アルトキハ更ニ四本ヲ採取スルコトヲ得
二 採取シタル供試料絲ハ之ヲ四本宛ノ區ニ分チ各區ニ付原量ニ對スル水分量ノ百分比例ヲ求メテ其ノ區ノ水分率トシ各區ノ水分率ヲ平均シタルモノヲ以テ其ノ荷口ノ水分率トス

輸出生絲檢查法施行規則

四 類節検査
前號ニ於テ板ニ卷附ケタル絲條ノ各區劃ニ付左ノ検査ヲ行フ

(一) 小類検査
小類標準寫眞ト對照シテ附點シ全區劃ノ平均點數ヲ以テ小類成績ヲ表ス
(二) 大類検査
大類標準寫眞ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ其ノ數ヲ檢定ス

大別	區別	
	細	別
特大類	大類ノ特大ナルモノ	
大類	練節、大ズル節、擦附節、大繫節、大ビリ節	
中類	小ズル節、中繫節、中ビリ節、大環節及裂節	

大類ノ成績ハ特大類一箇ニ付〇・八點、大類一箇ニ付〇・三點、中類一箇ニ付〇・〇八點ノ失點ヲ附シ全區劃ノ總失點數ヲ算出シ之ヲ百點ヨリ控除シタル點數ヲ以テ之ヲ表ス

五 強力及伸度検査
十本ヨリ絲條一口宛合計十口ヲ採リ各口ノ織度ヲ秤定

三 一荷口全部ノ生絲ハ供試料絲ヲ採取シタル後六十匹ヲ標準トシ成ルベク均等ニ區分シテ俵造トシ各俵毎ニ其ノ全量ヲ秤量シ各俵ノ全量中ヨリ其ノ風袋量ヲ控除シテ各俵ノ生絲ノ原量ヲ定ム

四 各俵ノ原量ニ其ノ荷口ノ水分率ヲ乗ジタル積ヲ其ノ原量ヨリ控除シテ其ノ俵ノ無水量ヲ求メ之ニ其ノ百分ノ十一ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ俵ノ正量トス

五 各俵ノ正量ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ荷口ノ正量トス

第八條 生絲検査所長検査ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ荷口ノ整理ヲ爲スコトヲ得

第九條 生絲検査所長検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ検査請求者ヲシテ生絲ノ解裝又ハ包裝ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 第五條第三項ノ供試料絲ニシテ検査ノ爲繰取リタル部分ハ之ヲ還付セズ
第十一條 生絲検査所検査ヲ終リタルトキハ其ノ生絲ノ荷口ノ各俵ニ様式第二號ニ依ル検査照合票ヲ挿入シ様式第三號ニ依ル検査證書ヲ結附シ且封印ヲ施スベシ封印ニハ様式第四號ニ依ル證印ヲ捺捺スベシ
第十二條 生絲検査所前條ノ手續ヲ終リタルトキハ検査請

求者ニ對シ検査終了ノ旨ヲ通知シ様式第五號乃至第八號ニ依ル検査證各一通ヲ交付スベシ

第十三條 検査請求者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク預證ト引換ニ生絲ノ引取ヲ爲スベシ

検査請求者前項ノ生絲ノ引取ヲ無サザルトキハ生絲検査所長ハ検査請求者ノ負擔ニ於テ之ヲ返送スルコトヲ得

第十四條 検査請求者其ノ他検査ヲ受ケタル生絲ニ付利害關係アル者ハ檢定證ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 汚損其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ検査済生絲ヲ改装セントスル場合又ハ商標挿替ノ爲検査済生絲ヲ開封セントスル場合ニ於テハ申請書ニ生絲並ニ正量及品位ノ檢定證ヲ添ヘ之ヲ生絲検査所ニ提出シ検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ受クベシ

生絲検査所長ハ前項ノ申請者ノ申請ニ依リ生絲検査所ノ所在地ニ於ケル申請者ノ店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ於テ前項ノ検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ爲スコトヲ得

生絲ノ輸出ヲ業トスル者輸出ノ爲特ニ必要アル場合ニ於テ其ノ買入レタル生絲ニ付俵ノ内容ノ閱覽ヲ爲サントスルトキハ生絲検査所長ノ許可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テ

ハ申請書ニ正量及品位ノ檢定證ヲ添ヘ之ヲ生絲検査所ニ提出シ生絲検査所ノ所在地ニ於ケル申請者ノ店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ於テ閱覽ヲ爲シ検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ受クベシ

前三項ノ検査済生絲ノ開封、改装、商標ノ挿替及内容ノ閱覽ハ生絲検査所ノ職員ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第三項ノ規定ニ依ル俵ノ内容ノ閱覽ノ際俵間ノ括ノ異動ヲ爲シタル場合ニ於テ正量檢定證ノ書換ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ生絲ヲ添ヘ之ヲ生絲検査所ニ提出スベシ

第十六條 生絲検査所長前條ノ規定ニ依リ検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ爲ス場合ニ於テ汚損其ノ他ノ事由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ認若ハ括ノ除去ヲ爲シ又ハ荷口ノ一部若ハ全部ニ付検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ爲サザルコトヲ得

第十七條 生絲ヲ輸出ノ爲包裝スル場合ニ於テハ検査済證票ノ證印ノ部分ハ之ヲ包裝ノ外部ニ表スベシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸出生絲検査法第一條及第二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
一 玉絲又ハ野蠶絲ヲ輸出セントスルトキ
二 玉絲又ハ野蠶絲ヲ賣買取引セントスルトキ
三 本邦産ニ非ザル生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セントス

ルトキ

四 商品見本用生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セントスルトキ但シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル

五 博覽會、展覽會、品會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用其ノ他營利ノ目的ニ供セラレザル生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セントスルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ生絲ノ外裝ニ玉絲又ハ野蠶絲ナル旨ヲ表示スベシ

第十條 検査請求者生絲検査所ノ所在地ニ住所又ハ營業所ヲ有セザルトキハ検査ノ請求ニ關シ其ノ地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル代理人ヲ定メ之ヲ生絲検査所長ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第二十條 輸出生絲検査法第四條ノ證票ハ様式第九號ニ依ル
第二十一條 農林大臣輸出生絲検査法第二條第二項ノ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス之ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第二十二條 輸出生絲検査法第一條第一項ノ規定ニ依ル検査ニ關シ必要ナル事項ハ本則ニ規定スルモノノ外生絲検査所長ノ定ムル所ニ依ル
第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金

輸出生絲検査法施行規則

ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
二 檢定證又ハ検査済證票ヲ不正ニ使用シ又ハ使用セントシタル者

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ爲シタル正量検査（從前ノ第十九條ノ規定ニ依ルモノヲ含ム）ハ検査ヲ受ケタル生絲カ其ノ検査ニ基ク封印ナル場合ニ限り之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

昭和六年農林省令第三十號ニ依ル改正前ノ生絲検査所検査及鑑定規則又ハ昭和四年十一月三十日神戸市告示甲第二十號ニ依リ一荷口ニ付行ヒタル品位検査ハ検査ヲ受ケタル生絲カ其ノ検査ニ基ク封印ナル場合ニ限り之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

昭和六年法律第二十六號施行前ノ賣買取約ニ因リ昭和七年一月三十一日以前ニ生絲ノ受渡ヲ爲ス場合ニハ同法ニ依ル輸出生絲検査法第二條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ輸出生絲検査法第二條ノ規定ヲ適用ス但シ昭和六年法律第二十六號施行ノ際現ニ生絲検査所ノ所在地ニ存スル生絲ニ付其ノ受渡前豫メ生絲検査所長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限ル

輸出生絲檢查法並生絲檢查所關係法規

左ノ各號ノ一ニ該當スル生絲ヲ輸出スル場合ニハ昭和六年法律第二十六號ニ依ル輸出生絲檢查法第一條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ輸出生絲檢查法第一條ノ規定ヲ適用ス但シ輸出前豫メ生絲檢查所長ノ承認ヲ受ケ且昭和七年六月三十日迄ニ關稅法第三十一條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケタル場合ニ限ル

本令ハ昭和十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ規定ニ依リ爲シタル正量及品位検査ハ検査ヲ受ケタル生絲カ其ノ検査ニ基ク封印附ナル場合ニ限り之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

一 前項ノ規定ニ依リ從前ノ輸出生絲檢查法第二條ノ適用アルモノ
 二 輸出ヲ業トスル者カ昭和六年法律第二十六號施行前輸出ノ目的ヲ以テ買入ヲ了シ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタル生絲ニシテ同法施行ノ際現ニ生絲検査所ノ所在地ニ存スルモノ
 前二項ノ生絲ノ正量検査ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ出張検査ヲ爲スコトヲ得
 第一條第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 第二項ノ生絲ニ付品位検査ノ請求ヲ爲ス場合
- 二 第三項ノ生絲ニ付正量検査ノ請求ヲ爲ス場合
- 三 第四項又ハ第五項ノ生絲ニ付正量検査又ハ品位検査ノ請求ヲ爲ス場合

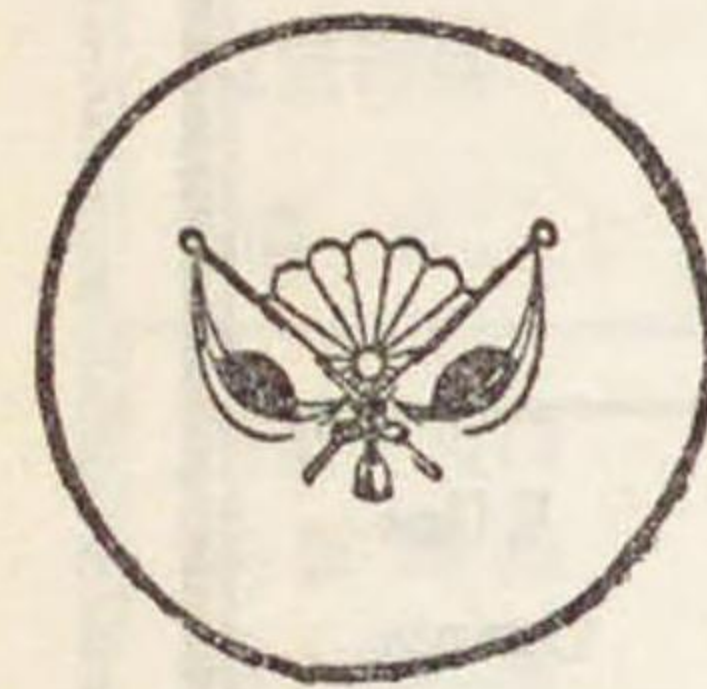
附 則 (昭和十年一月農林省令第一號)

様式第一號

輸出生絲檢查請求書										
手 取 料 額	檢 査	品 位	正 量		印 紙 收 入	受 付 番 號				
		品 位	英文 通	和文 通						
	品 位	英文 通	和文 通							
	正 量	英文 通	和文 通							
檢 査 費		本 計								
種 別		春 秋	數 量							
目 的 織 度				原 料 年						
製 造 工 場				製 造 工 場						
記 番 號		商 標			檢 定 證 記 載		記 號			
備 考										
上記ノ生絲検査請求候也 年 月 日 住 所 氏 名(名稱) 印 何々生絲検査所長宛										

備考 檢定證ニ記號、俵番號又ハ商標ノ記入ヲ欲スル場合ニハ檢定證記載欄ニ其ノ記號、俵番號又ハ商標ヲ記載スベシ

輸出生絲檢查法施行規則



直徑 一、二纏

第四號

樣式中楕圓ノ大サ 短徑 二、四、八纏 長徑

 (Location)

第三號

 THE JAPANESE GOVERNMENT SILK CONDITIONING HOUSE (Location)	
IDENTIFICATION TEST TICKET	
Test No.	
Colour	White (Yellow)
Bales in Lot	No. Bale of Bale Lot _____

大 日 本 政 府 生 絲 檢 査 所					
正 量 檢 定 證					
検査番號 (場所)		記 帳 番 號 商 標			
生絲一荷口 供試稱絲 同上無水量		袋ノ正量 本ノ原量		斤 瓦 瓦	
袋	括 數	總 原 量		正 量	
番 號		斤	封 度	斤	封 度
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
番 號					
計		斤		斤	正量ニ對スル 増減量歩合 %
何々生絲検査所長氏名					

THE JAPANESE GOVERNMENT SILK CONDITIONING HOUSE					
CONDITIONED WEIGHT CERTIFICATE					
Test No. (Location)		Mark & Bale Nos. (Date)		Chop	
Raw Silk Conditioned Weight of		Bale Lot		Kilos	
Original Weight of		Sample Skeins		Grams	
Absolute Weight of		Sample Skeins		Grams	
Bales in Lot	Books	Net Weight		Conditioned Weight	
No.		Kilos.	Lbs.	Kilos.	Lbs.
No.					
No.					
No.					
No.					
No.					
No.					
No.					
No.					
No.					
Total		Kilos.		Kilos.	Increased or Diminished % on Conditioned Weight
		Lbs.		Lbs.	
		Kin		Kin	
Director					

臨檢證票

省農林

官氏名

縱 八・五 橫 六・〇 粒

附錄

品位検査ヲ爲シタル荷口ニハ左ノ方法ニ依リ格ヲ附ス

- 一 絲條斑平均點數及絲條斑劣等點數ニ夫々百分ノ三十ヲ、小絲點數及大中類點數ニ夫々百分ノ二十ヲ乘ジ各積ヲ合計シテ得タル綜合點數並ニ絲條斑平均、絲條斑劣等、小類及大中類ノ點數カ別記格付表ニ於テ該當スル點數ノ屬スル夫々ノ格ノ中最下位ノ格ヲ以テ其ノ荷口ノ格トス
- 二 織度偏差、再繰、強力、伸度及抱合ノ成績カ別記格

- 付表ニ於テ該當スル成績ノ屬スル階級中前號ニ依リ定マリタル格ニ屬スル階級ヨリ下位ノモノアルトキハ當該階級下前號ニ依リ定リタル格ニ屬スル階級トノ差ノ中最大階級數該格ヨリ下位ノ格ヲ以テ其ノ荷口ノ格トス
- 三 織度最大偏差成績カ別記格付表ノ當該項目ニ於テ前二號ニ依リ定マリタル格ニ屬スル階級ノ成績ヨリ劣等ナル場合ニ於テハ前二號ニ依リ定マリタル格ヨリ一等級下位ノ格ヲ以テ其ノ荷口ノ格トス
- 四 總荷検査ニ於テ荷揃若ハ整理ノ成績カ稍劣ノ場合又ハ總検査ニ於テ其ノ成績カ特大類多シノ場合ニ於テハ前三號ニ依リ定マリタル格ヨリ更ニ一等級下位ノ格ヲ以テ其ノ荷口ノ格トス
- 五 再繰成績ノ切斷回數カ十七「デニール」以下ノモノニ在リテ九十回超過ノ場合及十八「デニール」以上ノモノニ在リテ八十回超過ノ場合ニ於テハ其ノ荷口ノ格ハ之ヲG格トス

格付表		特別	AAA	AA	A	B	C	D	E	F	G
項目	階級	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
綜合點	17「デニール」以下 18「デニール」以上	89	87	85	83	81	79	77	72	67	67
絲條斑平均(點)		92	89	86	84	82	80	77	72	67	67
絲條斑劣等(點)		83	80	77	74	72	69	65	60	54	54
小類(點)	16「デニール」以下 17「デニール」以上	90	89	87	86	84	81	78	74	70	70
大中類(點)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	87	85	83	83	78	75	73	70	67	67
項目	階級	a	b	c	d	e	f	g			
織度偏差(デニール)	15「デニール」以下 16乃至18「デニール」 19乃至22「デニール」 23乃至27「デニール」 28「デニール」以上	0.90	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80
織度最大偏差(デニール)	15「デニール」以下 16乃至18「デニール」 19乃至22「デニール」 23乃至27「デニール」 28「デニール」以上	4.0	4.1	4.3	4.6	5.0	5.5	6.0	7.0	8.0	9.0
項目	階級	a	b	c	d	e	f				
再繰(回)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	30	40	50	60	70	80				
項目	階級	a	b	c	d	e					
強力(瓦)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	3.40	3.30	3.20	3.20	3.20					
項目	階級	a	b	c	d	e					
伸度(%)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	19.0	18.0	18.0	17.0	17.0					
項目	階級	a	b	c	d	e					
伸度(%)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	20.0	19.0	18.0	18.0	18.0					
項目	階級	a	b	c	d	e					
抱合(回)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	30	30	30	30	30					
項目	階級	a	b	c	d	e					
抱合(回)	17「デニール」以下 18「デニール」以上	50	45	40	40	40					

生絲検査手数料令

昭和六年十二月二十二日勅令二百九十三號

第一條 國ノ生絲検査所ニ輸出生絲検査法第一條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ正量又ハ品位ノ検査ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムベシ

- 一 正量検査 一俵ニ付 一圓
- 二 品位検査 六俵以上ノ荷口ニ付行フ検査 一荷口ニ付 十五圓
- 五俵以下ノ荷口ニ付行フ検査 一荷口ニ付 十圓

輸出生絲検査法第一條第一項ノ検査ヲ受ケタル生絲ニ付検査済證書ノ再結附及封印ノ再施行ノ申請ヲ爲ス者ノ納ムベキ手数料ハ農林大臣之ヲ定ム

第二條 輸出生絲検査法第一條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ正量又ハ品位ノ検査ノ請求ヲ爲ス場合ヲ除クノ外國ノ生絲検査所ニ生絲ノ検査又ハ生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査若ハ鑑定ヲ依頼スル者ノ納ムベキ手数料ハ農林大臣之ヲ定ム

第三條 國ノ生絲検査所ニ検査又ハ鑑定ニ依ル檢定證又ハ成績書ノ謄本ヲ請求スル者ノ納ムベキ手数料ハ農林大臣

神戸生絲検査所 兵庫縣神戸市

生絲検査所官制

- 明治四十年五月一日勅令第百七十七號
- 改正 明治四十三年三月勅令第百八十一號
- 大正二年六月勅令第百九十七號
- 大正五年四月勅令第百九十七號
- 大正六年勅令第百八十五號
- 大正七年勅令第百四十五號
- 大正八年五月勅令第百六十八號
- 大正十年六月勅令第百七十八號
- 大正十二年三月勅令第百七十五號
- 大正十三年十二月勅令第百八十五號
- 大正十四年三月勅令第百八十五號
- 昭和二年六月勅令第百七十四號
- 昭和四年九月勅令第百七十四號
- 昭和六年三月勅令第百九十二號
- 昭和六年十二月勅令第百九十二號
- 昭和七年四月勅令第百九十二號
- 昭和七年七月勅令第百四十六號

第一條 生絲検査所ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生絲ニ關スル各種ノ検査
- 二 生絲ノ検査及貯藏ニ關スル各種ノ研究及調査
- 三 生絲ノ検査及整理ニ關スル講習及講話
- 四 生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定
- 五 附屬生絲絹物倉庫ノ管理

之ヲ定ム

第四條 前三條ノ規定ニ依ル手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和六年法律第二十六號附則第二項ノ生絲ニ付輸出生絲検査法第一條第一項ノ正量検査ヲ受クル爲検査員ノ出張ヲ請求スル者ノ納ムベキ増加手数料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸出生絲検査法第二條第二項ノ地指定ノ件

昭和二年七月一日農林省告示第百七十九號
輸出生絲検査法第二條第二項ノ地ヲ指定スルコト左ノ如シ

横濱市 神戸市

生絲検査所ノ名稱及位置

昭和六年四月一日農林省告示第七十四號

名稱	位置
横濱生絲検査所	神奈川縣横濱市

第二條 生絲検査所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長	技師	事務官	理事官	技手	屬
專任 二十八人	專任 二人	專任 一人	專任 一人	專任 一百五十五人	專任 十三人
奏任	奏任	奏任	奏任	判任	判任

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
所長タル技師ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第三條 所長ハ農林大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所中全般ノ事務ヲ掌理ス

- 第四條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ分掌ス
- 第五條 事務官及理事官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル
- 第六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス
- 第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第八條 生絲検査所ノ名稱及位置ハ農林大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十九年勅令第一號ハ之ヲ廢止ス

附 則 (大正十年六月勅令第二七五號附則)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ生絲検査所書記タル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ同俸給ヲ以テ生絲検査所屬ニ任セラレタルモノトス

附 則 (昭和二年六月勅令第一七四號附則)

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和六年三月勅令第二一號附則)

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和六年十二月勅令第二九六號附則)

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年四月二十二日勅令第六二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年七月十九日勅令第一四六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生絲検査所検査及鑑定規則

昭和六年十二月十八日農林省令第三〇號

第一條 生絲検査所ハ輸出生絲検査法ニ依ル検査ヲ除クノ

外本則ノ規定ニ依リ生絲ノ検査並ニ生絲ノ検査ニ關スル

器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定ヲ行フ

第二條 生絲ノ検査ヲ依頼セントスル者ハ左ニ掲グル事項

ヲ記載シタル依頼書ニ現品ヲ添へ之ヲ生絲検査所ニ提出

スベシ

一 検査ノ種類及項目

二 検査依頼ノ目的

三 生絲ノ種類及數量

四 生絲ノ種別(春秋及黃白ノ別)及目的織度

五 製産工場ノ名稱及所在地

第三條 前條ノ規定ニ依リ生絲ノ検査ノ爲提出スベキ現品

ノ數量左ノ如シ但シ生絲検査所長ノ承認ヲ得タル場合ニ

於テハ品位検査ノ爲第四號ニ掲グル數量未満ノ生絲ト雖

モ之ヲ提出スルコトヲ妨グズ

一 正量検査 每件 一俵又ハ一捆以上

二 原量検査 每件 一俵又ハ一捆以上

三 水分検査 每件 四本又ハ八本

四 品位検査 每件 十本又ハ二十本

五 練減検査 每件 一本乃至三本

第四條 生絲ノ検査ハ左ニ掲グル方法ニ依リ之ヲ行フ

一 正量検査 輸出生絲検査法施行規則第七條ニ定ムル方法ニ準ズル

方法ニ依リ正量ヲ算定ス

二 原量検査 生絲ノ全部ニ付一俵又ハ一捆毎ニ其ノ全量ヲ秤量シ其

ノ全量中ヨリ風袋量ヲ控除シテ其ノ原量ヲ算定ス

三 水分検査

生絲ノ全部ニ付其ノ原量ヲ算定シタル後其ノ無水量ヲ

求メテ其ノ水分率ヲ求ム

四 品位検査

輸出生絲検査法施行規則第五條ニ定ムル方法ニ準ズル

方法ニ依リ左ノ項目検査ノ全部又ハ一部ヲ行フ但シ檢

査依頼者ガ他ノ方法ヲ指定シタルトキハ之ニ依ルコト

アルベシ

(一) 性狀検査

(二) 再練検査

(三) 絲條斑検査

(四) 額節検査

(五) 平均織度及織度偏差検査

(六) 強力、伸度及抱合検査

五 練減検査

生絲ノ全部ニ付無水量ヲ求メタル後之ヲ精練シテ再ビ

其ノ無水量ヲ求メ練減量ヲ算出シテ其ノ練減率ヲ求ム

第五條 生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ檢

査又ハ鑑定ヲ依頼セントスル者ハ依頼書ニ現品ヲ添へ之

ヲ生絲検査所ニ提出スベシ

第六條 生絲検査所長検査又ハ鑑定ヲ行フコト能ハザルト

キ又ハ其ノ價值ナシト認ムルトキハ依頼ニ應ゼザルコト

アルベシ

輸出生絲検査法ニ依ル検査ノ施行ニ支障アリト認ムルト

キ亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ依頼者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第七條 生絲検査所ニ於テ検査又ハ鑑定ノ爲提出シタル生

絲其ノ他ノ物件ヲ受理シタルトキハ依頼者ニ預證ヲ交付

スベシ

第八條 生絲検査所長必要アリト認ムルトキハ検査又ハ鑑

定ノ依頼者ヲシテ検査又ハ鑑定ニ關シ生絲検査所所在地

ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メシムルコトヲ得

第九條 生絲検査所長生絲ノ検査ニ關シ必要アリト認ムル

トキハ依頼者ヲシテ生絲ノ解裝又ハ包裝ヲ爲サシムルコ

トヲ得

第十條 品位検査ノ爲提出シタル生絲ニシテ検査ノ爲練取

リタル部分ハ之ヲ還付セズ

第十一條 生絲検査所ニ於テ検査又ハ鑑定ヲ終リタルトキ

ハ依頼者ニ其ノ旨ヲ通知シ檢定證又ハ成績書ヲ交付スベ

シ 正量検査又ハ原量検査ヲ終リタルトキハ生絲ノ各俵又ハ

生絲検査所及鑑定手数料規則

各相ニ検査照合票ヲ挿入シ且封印ヲ施スベシ但シ依頼者ノ請求ニ依リ封印ノ施行ヲ爲サザルコトヲ得
前二項ノ検査證、成績書及検査照合票ノ様式ハ生絲検査所長之ヲ定ム

第十二條 検査又ハ鑑定ノ依頼者第六條第二項又ハ前條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク預證ト引換ニ検査又ハ鑑定ノ爲提出シタル生絲其ノ他ノ物件ノ引取ヲ爲スベシ
依頼者前項ノ引取ヲ爲サザルトキハ生絲検査所長ハ依頼者ノ負擔ニ於テ之ヲ返送ススコトヲ得

第十三條 検査又ハ鑑定ノ依頼者ハ検査證又ハ成績書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
第十四條 本則ニ依ル検査又ハ鑑定ニ關シ必要ナル事項ハ本則ニ規定スルモノノ外生絲検査所長ノ定ムル所ニ依ル

附 則
本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ノ依頼ニ依ル検査又ニ鑑定ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

生絲検査所検査及鑑定手数料規則

昭和六年十二月二十二日農林省令第三一號
改正 昭和十年一月農林省令第二號
第一條 生絲検査手数料令第一條第二項ノ検査濟證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ爲ス場合ノ手数料左ノ通定ム

二 前號以外ノ検査證及成績書ノ謄本 一通ニ付五錢
附 則 (昭和六年十二月農林省令第三一號)
本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
生絲検査手数料令附則第二項ノ增加手数料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
附 則 (昭和十年一月農林省令第一號)
本令ハ昭和十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

生絲検査所處務規程

明治三十七年七月一日農商務省訓令第八號
改正 大正八年九月二十六日訓令第十號
昭和二年六月三十日訓令第二號
昭和四年九月十四日訓令第八號

- 第一條 生絲検査所ニ左ノ部ヲ置ク
一 正量部
一 品位部
一 庶務部
第二條 正量部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 生絲ノ原量、正量、練減及水分ノ検査ニ關スル事項
二 前號ノ検査ニ關スル研究及調査並ニ講習及講話ニ關スル事項
三 第一號ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定ニ關スル事項
四 第一號ノ検査ノ検査證並ニ前號ノ検査及鑑定ノ成績

- 一 生絲検査所ニ於テ検査濟生絲ノ改裝又ハ商標ノ挿替ヲ爲ス場合 一俵ニ付十錢
二 生絲検査所以外ノ場所ニ於テ検査濟生絲ノ改裝商標ノ挿替又ハ俵ノ内容ノ閱覽ヲ爲ス場合 一俵ニ付三十錢
三 検査濟生絲ノ改裝又ハ商標ノ挿替及俵ノ内容ノ閱覽ヲ爲ス場合 一俵ニ付四十錢
四 検査濟生絲ノ俵ノ内容ノ閱覽ヲ爲シ且シ俵間ノ證ノ書換ヲ受クル場合 一俵ニ付八十錢
五 検査濟生絲ノ改裝又ハ商標ノ挿替及俵ノ内容ノ閱覽ヲ爲シ且シ俵間ノ證ノ書換ヲ受クル場合 一俵ニ付九十錢

- 第二條 生絲検査手数料令第二條ノ手数料左ノ通定ム
一 生絲ノ検査ヲ依頼スル場合ノ手数料
(一) 正量検査 一俵又ハ一相ニ付 一圓
(二) 原量検査 一俵又ハ一相ニ付 七十五錢
(三) 水分検査 一件ニ付 一圓
(四) 品位検査 一件ニ付 一圓
(五) 練減検査 一件ニ付 一圓
二 生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査又ハ鑑定ヲ依頼スル場合ノ手数料 一件ニ付一圓以上十圓以下ニ於テ生絲検査所長ノ定ムル所ニ依ル
第三條 生絲検査手数料令第三條ノ手数料左ノ通定ム
一 輸出生絲検査法第一條第一項ノ品位検査ノ検査證ノ謄本 一通ニ付二十錢

- 書ノ調製ニ關スル事項
第三條 品位部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 生絲ノ品位検査ニ關スル事項
二 生絲ノ品位検査及貯藏ニ關スル研究及調査ニ關スル事項
三 生絲ノ品位検査及整理ニ關スル講習及講話ニ關スル事項
四 生絲ノ品位検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定ニ關スル事項
五 生絲ノ品位検査ノ検査證並ニ前項ノ検査及鑑定ノ成績書ノ調製ニ關スル事項
第四條 庶務部ニ庶務課及調査課ヲ置ク
第五條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 官印ノ保管ニ關スル事項
二 所員ノ進退身分ニ關スル事項
三 所内取締ニ關スル事項
四 文書ノ接受、發送及保管ニ關スル事項
五 豫算及決算並ニ會計ニ關スル事項
六 手数料徴收ニ關スル事項
七 國有財産及物品ニ關スル事項
八 附屬生絲絹物倉庫ノ管理ニ關スル事項

九 他部課ノ主掌ニ屬セサル事項

第六條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 事業報告ノ編纂刊行ニ關スル事項

二 生絲ノ検査ニ關スル研究及調査並ニ講習及講話ニシテ他部ノ主掌ニ屬セザルモノニ關スル事項

三 蠶絲ニ關スル標本ノ蒐集ニ關スル事項

第七條 所長處務細則又ハ講習規程ヲ設クルトキハ農林大臣ニ報告スヘシ

第八條 所長檢定證又ハ成績書ヲ作成スルトキハ之ニ署名又ハ記名捺印スベシ

第九條 所長ハ毎年事業ノ成績ヲ農林大臣ニ報告スベシ

検査受付時間

横濱 生絲検査所

生絲検査ノ請求書又ハ依頼書及生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査又ハ鑑定ノ依頼書受付時間左ノ通定ム

昭和二年六月二十八日

四月一日ヨリ十月三十一日迄

午前八時ヨリ午後三時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

十一月一日ヨリ三月三十一日迄

生絲検査所

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

午前九時ヨリ午後三時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
休日及休暇日ハ之ヲ除ク

検査鑑定依頼書

横濱 生絲検査所

生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査又ハ鑑定ノ依頼ヲ爲サントスルモノハ左記様式第一號ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘ提出スベシ

前項ノ器具、機械ヲ受理シタルトキハ様式第二號ノ預證ヲ交付ス検査又ハ鑑定ヲ終リタルトキハ様式第三號ノ成績書ヲ交付ス

様式第一號

収入 印紙

検査(鑑定)依頼書

左記検査(鑑定)依頼候也

年月日

住所

生絲検査所長宛

氏名(名稱)印

一品名

第四條 講習期間ハ毎年三月ヨリ五月迄三箇月間トス

第五條 講習志願者ハ左記各號ノ資格ヲ具備シ且製絲工場主、蠶絲業團體代表者、若ハ蠶絲業關係者ノ推薦ニ係ル者ニ限ル

一、年齢滿拾七歳以上ノ者

二、高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者

三、貳箇年以上製絲業ニ從事シタル者

四、身體健全ナル者

第六條 講習志願者ノ許否ハ所長之ヲ定メ本人ニ通知ス

第七條 講習生ノ費用ハ自辨トス但シ講習料ヲ徴收セズ

第八條 講習志願者ハ様式第一號ノ願書、様式第二號ノ推薦書、履歷書、戸籍抄本及身體検査書ヲ添附シ二月十日迄ニ本所ニ差出スベシ

第九條 志願者入所ノ許可ヲ得タルトキハ様式第三號ノ保證書ヲ本所ニ差出スベシ

第十條 講習科程ヲ習得シタル者ニハ習得證書ヲ授與ス

第十一條 講習中體面ヲ損スル行爲アル者若ハ習得ノ見込無シト認メタル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 既ニ生絲整理ノ素養アル者ニシテ尙本所ニ於テ之ガ研究ヲナサムトスル者ハ第四條ノ期間中ニ於テ其ノ志願ヲ許可スルコトアルベシ

生絲検査所

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

検査(鑑定)依頼書

横濱 生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

生絲整理法講習規程

横濱 生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

一、實習 揚返、捻造、括造、肉眼検査

二、講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

昭和二年六月二十八日

生絲検査所

第三號 成績書(同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

前項ノ場合ニハ様式中「講習」ヲ「研究」ト改メ希望研究期間ヲ記入シテ本所ニ差出スベシ
 研究生ニハ第二條第二號、第四條及第十條ヲ適用セズ
 (様式第一號)

生絲整理法講習願

原籍 現住所
 戸主何某何男(女)
 氏名
 年月日生
 私儀御所生絲整理法講習相受度別紙書類添附ノ上及志願候也

年月日

生絲検査所長宛

備考

- 一、履歴書及醫師ノ身體検査書ノ様式ハ適宜トス
- 一、履歴書ハ志願者ノ自書トス

(様式第二號)

推薦書

原籍

現住所
 戸主何某何男(女)
 氏名

年月日生

右ノ者御所生絲整理法講習志願ノ處極メテ適當ノ者ト相認メ候條規程ニ據リ及推薦候也

年月日

住所

職名

推薦者 氏名

名

生絲検査所長宛

(様式第三號)

保證書



原籍

現住所

戸主何某何男(女)
 氏名

名

年月日生

令般右ノ者生絲整理法講習ノ爲メ入所御許可相成候ニ就テハ同人在在所中ニ係ル一切ノ事項ハ私共ニ於テ引受可申此段保證候也

年月日

住所

保證人 氏名

名

住所

保證人 氏名

名

生絲検査所長宛

備考

- 一、保證人ノ一名ハ推薦者、一名ハ横濱市在住者トス

生絲整理法講習規程

神戸生絲検査所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲生絲整理法ノ講習ヲ爲ス

第二條 講習科目左ノ如シ

- 一 實習 捻造、括造、肉眼検査
- 二 講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

第四條 講習期間ハ毎年二月ヨリ四月ニ至ル間ニ於テ六十日間トス

第五條 講習志願者ハ左記各號ノ資格ヲ具備シ且ツ製絲工場主又ハ蠶絲業團體代表者若ハ蠶絲業關係者ノ推薦ニ係

ル者ニ限ル

一、年齢滿拾七歳以上ノ者

二、高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者

三、一年以上生絲整理ニ從事シタル者

四、身體健全ナルモノ

第六條 講習志願者ノ許否ハ所長之ヲ定メ本人ニ通知ス

第七條 講習生ノ費用ハ自辨トス但シ講習料ヲ徴收セズ

第八條 講習志願者ハ様式第一號ノ願書ニ様式第二號ノ推薦書、履歴書、戸籍抄本及身體検査書ヲ添附シ一月二十

日迄ニ本所ニ之ヲ差出スベシ

第九條 志願者入所ノ許可ヲ得タルトキハ様式第三號ノ保證書ヲ本所ニ差出スベシ

第十條 講習科程ヲ習得シタル者ニハ習得證書ヲ授與ス

第十一條 講習中體面ヲ損スル行爲アル者若クハ習得ノ見

込ナシト認メタル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

附則

昭和八年ニ限り講習期間ヲ三月十五日ヨリ五月十五日迄トシ第八條中一月二十日迄トアルヲ二月末日迄トス

(様式第一號)

生絲整理法講習願

原籍

現住所

推薦者 氏名

職名

生絲検査所長宛

(様式第三號)

保證書



原籍

現住所

戸主何某何男(女)
 氏名

名

年月日生

令般右ノ者生絲整理法講習ノ爲メ入所御許可相成候ニ就テハ同人在在所中ニ係ル一切ノ事項ハ私共ニ於テ引受可申此段保證候也

シ
農林大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官又ハ市長ニ對
シ地方生絲検査所ノ業務ニ關シ報告ヲ命ズルコトアルベ
シ

第五條 地方生絲検査所又ハ其ノ支所ヲ廢止セムトスルト
キハ地方長官又ハ市長ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可
ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第四條ノ事業ヲ行フ爲北海道地方費又ハ府縣費
ヲ以テ常置シタル生絲検査所ハ本令ニ依リ設立シタルモノ
ト看做ス

地方長官ハ前項ノ生絲検査所ニ付第四條各號ニ掲クル事項
ヲ本令施行後一月以内ニ農商務大臣ニ届出ツヘシ

附 則 (昭和三年九月農林省令第十二號附則)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第三條ノ業務ヲ行フ爲市費ヲ以テ設立シタル生
絲検査所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

八 蠶業試験場及繭檢定所關係法規

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

蠶業試驗場ノ位置並ニ支場及出張所ノ位置及名稱

大正三年六月十七日農商務省告示第百八十號
改正 大正十三年十二月同第百八十一號
改正 大正十三年十二月同第百八十二號
改正 昭和七年十一月農林省告示第百五十五號
改正 昭和九年十二月同第四百五十五號

Table with columns: 蠶業試驗場 (Silk Industry Experiment Station), 名稱 (Name), 位置 (Location). Lists various stations like 東京市杉並區高圓寺二丁目, 福島縣福島市, etc.

蠶業試驗場附屬試育所及附屬桑園ノ位置及名稱

大正十三年十二月二十日農商務省告示第百八十二號
改正 昭和六年十二月農林省告示第百七十二號
改正 昭和九年十二月同第四百五十一號

Table with columns: 蠶業試驗場 (Silk Industry Experiment Station), 名稱 (Name), 位置 (Location). Lists stations like 山梨縣北巨摩郡小淵澤村, 沖繩縣島尻郡眞和志村, etc.

蠶業試驗場處務規程

大正三年十月七日農商務省訓令第十號
改正 大正七年七月同第十三號
改正 大正八年九月同第九號
改正 大正十三年十二月同第十五號
改正 昭和五年三月農林省訓令第二號

- 第一條 蠶業試驗場ニ左ノ部課ヲ置ク
一 桑樹部
一 生理部
一 病理部
一 製絲部
一 化學部
一 蠶種部
一 庶務課
第二條 桑樹部ニ於テハ桑樹ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル
第三條 生理部ニ於テハ蠶ノ種類並生理ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル
第四條 病理部ニ於テハ蠶ノ病理ニ關スル試驗調查及講習

講話ノ事務ヲ掌ル

第五條 製絲部ニ於テハ製絲ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル

第六條 化學部ニ於テハ蠶絲ニ關スル化學的試驗調查、分析及講習講話ノ事務ヲ掌ル

第七條 蠶種部ニ於テハ原蠶種ノ製造配付ノ事務ヲ掌ル

第八條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官印ノ保管ニ關スル事項
二 場員ノ進退身分ニ關スル事項
三 場内取締ニ關スル事項
四 文書ノ接受、發送及保管ニ關スル事項
五 豫算及決算會計ニ關スル事項
六 國有財産及物品ニ關スル事項
七 他部ノ主掌ニ屬セサル事項
第九條 蠶業試驗場支場ニ支場長ヲ、出張所ニ出張所長ヲ置ク
支場長及出張所長ハ場長ノ指揮監督ヲ承ケ支場又ハ出張所全般ノ事務ヲ處理ス
第十條 場長處務細則、講習規程又ハ支場若ハ出張所ノ處務規程ヲ設クルトキハ農林大臣ニ報告スヘシ
第十一條 場長分析成績書ヲ作成スルトキハ其ノ擔任者ト蠶業試驗場ノ位置並ニ支場及出張所ノ位置及名稱所及附屬桑園ノ位置及名稱 蠶業試驗場處務規程

共ニ之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

第十二條 場長ハ毎年事業ノ成績ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

蠶業試驗場處務細則

大正三年十月七日蠶達第二號
改正 大正九年四月同 第九號
改正 昭和五年三月同 第四號

- 第一條 桑樹部ノ主掌事務左ノ如シ
一 桑樹ニ關スル試驗及調査
二 桑園管理ニ關スル事項
第二條 生理部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶ノ種類及生理ニ關スル試驗及調査
二 氣象ノ觀測ニ關スル事項
第三條 病理部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶ノ病理消毒其ノ他蠶病豫防ニ關スル試驗及調査
二 桑樹ノ病蟲害ニ關スル試驗及調査
三 蠶種ノ検査ニ關スル事項
第四條 製絲部ノ主掌事務左ノ如シ
一 製絲ニ關スル試驗及調査
第五條 化學部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶絲業ニ關スル化學的試驗、調査及分析

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

- 第六條 蠶種部ノ主掌事務左ノ如シ
 - 一 蠶種ノ製造保護及配付ニ關スル事項
- 第七條 庶務課ノ主掌事務左ノ如シ
 - 一 文書ノ受授、發送及保管ニ關スル事項
 - 二 場員ノ進退出張等ニ關スル事項
 - 三 官印ノ保管ニ關スル事項
 - 四 會計事務ニ關スル事項
 - 五 物品會計ニ關スル事項
 - 六 國有財産ニ關スル事項
 - 七 事務報告成案並編纂ニ關スル事項
 - 八 報告類ノ印刷及配付ニ關スル事項
 - 九 圖書類ノ保管ニ關スル事項
 - 十 統計ニ關スル事項
 - 十一 場内取締ニ關スル事項
 - 十二 傭人ノ傭罷ニ關スル事項
 - 十三 不用品ノ處分ニ關スル事項
 - 十四 他部ノ主掌ニ屬セサル事項
- 第八條 委託試驗、講習、講話、標本及事業報告成案並編纂ニ關スル事務ハ其ノ管掌ニ從ヒ各部ニ於テ之ヲ掌ル
- 第九條 文書ノ接受發送ハ庶務課ニ於テ之ヲ取扱フヘシ
- 第十條 本場ニ到達スル文書ハ掛員ニ於テ接受シ親展文書

- ヲ除クノ外之ヲ開封シ簿冊ニ登錄シタル後場長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ各部主任又ハ庶務課長ニ配付スヘシ
- 第十一條 文書ニ金券印紙又ハ物品等ヲ添附シタルモノアルトキハ其ノ旨ヲ簿冊ニ登錄シ文書ト共ニ配付スヘシ
- 第十二條 各部主任又ハ庶務課長文書ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ處分ノ要旨ヲ示シテ掛員ニ交付シ其ノ處分案ヲ作ラシメ重要ナルモノニ就テハ部課中回議ノ上庶務課長ニ回付スヘシ
- 發議ヲ要スルトキ亦前項ニ同シ
- 第十三條 庶務課長前條ノ文書ヲ受ケタルトキハ場長ノ決裁ヲ受ケ掛員ヲシテ其ノ處理ヲ爲サシムヘシ
- 第十四條 各部主任又ハ庶務課長ニ於テ接受シタル文書ハ遅クトモ接受ノ日ヨリ五日以内(休暇日ヲ除ク)ニ之ヲ處理スヘシ
- 事件ノ種類ニ依リ前項ノ期限内ニ處理シ難キモノアルトキハ場長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十五條 文書掛員ニ於テ發送ヲ要スル文書ヲ受ケタルトキハ即日淨書校正ヲ爲シ簿冊ニ登錄ノ上發送スヘシ但シ文書輻輳シテ即日施行シ難キトキハ場長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ處理スヘシ
- 第十六條 文書ニ添附スヘキ附屬書又ハ圖表等ハ主務部課ニ於テ調製スヘシ

- 第十七條 場員名ヲ以テ發送スル文書ハ其ノ封筒ニ所屬ノ部主任又ハ課長ノ檢印ヲ受クヘシ
- 第十八條 文書ハ部課ノ名ヲ以テ發送スルコトヲ得ス
- 第十九條 秘密文書ニシテ發送ヲ要スヘキモノハ庶務課長ニ於テ淨書檢印ヲ爲シ封緘ノ上發送ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十條 文書ハ完結ノ都度類別ニ依リ會計ニ關スル文書ハ會計年度毎ニ其ノ他ノ文書ハ曆年度毎ニ之ヲ一括編綴スヘシ但シ一事件ニシテ翌年度ニ連續スルモノハ完結ノ年ニ於テ編綴スヘシ
- 第二十一條 文書ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ保存スヘシ
 - 第一類 永久保存 諸達其ノ他例規徵證ニ供スヘキ文書 並報告材料及調査參考ニ供スヘキ文書
 - 第二類 二十ヶ年保存 會計ニ關スル文書
 - 第三類 七ヶ年保存 例規ニ依リ處理シタルモノ
 - 第四類 一ヶ年保存 一時限リ處辨ニ關スルモノ
- 第二十二條 文書保存期間ハ處分完結ノ翌年ヨリ起算ス其ノ期間滿了シタルトキハ庶務課長之ヲ調査シ關係部主任ニ合議ノ上場長ノ決裁ヲ得テ廢棄ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十三條 保存文書貸附期間ハ特別ノ理由アルモノノ外三十日以内トシ貸附ノ際證書ヲ徵スヘシ
- 第二十四條 圖書ハ掛員ニ於テ受入貸借其ノ他諸般ノ整理

- ヲ爲スヘシ
- 圖書保管規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十五條 物品ノ購入、修繕又ハ傭人ノ雇入ヲ要スルトキハ物品取扱主任ニ於テ其ノ員數理由ヲ記シ關係部主任ノ檢印ヲ受ケ庶務課長ニ回付スヘシ
- 第二十六條 庶務課長ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ場長ノ決裁ヲ得テ購入修繕又ハ傭人ノ雇入ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十七條 物品取扱主任ハ其ノ主管ノ物品ニ就キ毎年二月物品會計官吏立會ノ上臺帳ニ就キ現品ヲ照査スヘシ
- 第二十八條 場員出勤後直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ
- 第二十九條 場員退廳ノトキハ各自其ノ取扱ノ書類物品ヲ收藏シ重要ナル印鑰ノ類ハ宿直員ニ其ノ保管ヲ託スヘシ
- 第三十條 場員病氣其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ缺勤スルトキハ即日其ノ旨場長ニ届出ツヘシ但シ病氣缺勤一週間以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ届出ツヘシ爾後二週間毎ニ亦同シ
- 第三十一條 場員出張シタルトキハ歸着後直ニ口頭ヲ以テ概要ヲ復命シ且復命書ヲ一週間以内ニ場長ニ差出スヘシ若シ一週間以内ニ差出シ難キ事情アルトキハ其ノ旨場長ニ届出ツヘシ又特ニ大臣ヨリ命令アリタルトキハ場長ヲ

- 經テ大臣ニ復命スヘシ
- 第三十二條 場員旅費ノ概算渡ヲ受ケタルトキハ歸着後七日以内ニ精算書ヲ差出スヘシ
- 第三十三條 場員ヨリ大臣ニ提出スヘキ願何屆等ハ場長ヲ經由スヘシ
- 第三十四條 養蠶期中ハ總テ休暇ヲ廢ス但シ休暇ヲ得ムトスルモノハ其ノ事由ヲ具シ場長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三十五條 一般執務時間ノ外場員執務時間ノ増加並備人ノ服務時間及休日ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十六條 宿直ハ判任官以下ノ場員輪番ニ之ヲ勤務スヘシ
- 宿直規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十七條 看護歸省、墓參、轉地療養又ハ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、日數、旅行先ヲ明記シ場長ノ許可ヲ受クヘシ但シ轉地療養ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
- 第三十八條 忌服ヲ受ケタルモノハ其ノ續柄ヲ記載シ届出ツヘシ

蠶業試驗場支場處務規程

昭和十年一月三十一日一〇蠶達第三號
第一條 蠶業試驗場支場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、桑樹ノ試験ニ關スル事項
- 二、蠶種ノ試験ニ關スル事項
- 三、養蠶ノ試験ニ關スル事項
- 四、原蠶種ノ製造ニ關スル事項
- 五、桑樹及蠶ノ試験委託ニ關スル事項
- 六、講習講話ニ關スル事項
- 第二條 支場長事故アルトキハ部下ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代決セシムルコトヲ得
- 第三條 支場長ハ主管事務ニ付官廳其ノ他ニ照會往復スルコトヲ得
- 第四條 支場長ハ左ニ掲グル事項ヲ專決處理スルコトヲ得但シ特ニ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、場員ノ受驗、看護歸省、墓參、轉地療養、旅行願及除服出仕ニ關スル件
- 二、場員ノ大正十一年閣令第六號ノ規定ニ依ル休暇ニ關スル件
- 三、場員ノ十四日以内ノ内國出張ニ關スル件
- 四、常備人ノ傭罷及給與ニ關スル件
- 五、圖書、印刷物又ハ標本等ノ領收ニ關スル件
- 六、五百圓ヲ超エザル印刷物ノ調製、物件ノ賣買、貸借、

蠶業試驗場桑ノ接穗及苗木配付規程

大正十二年三月七日農商務省告示第五二號
改正 大正十四年一月同第一七號

- 運搬又ハ職工、人夫ノ雇傭ニ關スル件
- 七、建物其ノ他ノ營造物ニシテ二百圓ヲ超エザル修繕ニ關スル件
- 八、價格二百圓ヲ超エザル物品ノ亡失又ハ毀損ニ關スル件但シ故意又ハ怠慢ニ因ルモノヲ除ク
- 九、本場及支場相互間ニ於ケル物品ノ保管轉換ニ關スル件
- 十、場員ノ受託出張ニ關スル件
- 第五條 支場長ハ前條第三號、第四號及第八號ノ事項ヲ處理シタルトキハ其ノ都度場長ニ報告スベシ
- 支場長受託出張ヲ許可シタルトキハ出張事項及旅費ノ概算、申請者ヲ場長ニ報告スベシ
- 第六條 支場長ハ場員ノ事務分擔ヲ定メ場長ノ承認ヲ受クベシ
- 第七條 支場長會計事務規程第二十七條ニ依リ物品取扱主任ヲ命ジタルトキハ其ノ都度場長ニ報告スベシ
- 第八條 支場長ハ前年度ノ事業成績ヲ編纂シ四月十五日迄ニ場長ニ報告スベシ

附 則

本規程ハ出張所、試育所、桑園ニ之ヲ準用ス
大正十四年三月一四蠶達第三號出張所處務規程ハ之ヲ廢止ス

蠶業試驗場支場處務規程 蠶業試驗場桑ノ接穗及苗木配付規程

- 第一條 蠶業試驗場ニ於テ生産スル桑ノ接穗及苗木ハ道府縣ノ蠶業試驗場又ハ之ニ相當スル機關ニ對シ無償ニ之ヲ配付ス
- 第二條 前條ニ依リ配付スヘキ桑ノ接穗及苗木ノ品種左ノ如シ
- 國桑第拾參號
- 國桑第拾號
- 第三條 桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケムトスルモノハ毎年十一月末日マテニ蠶業試驗場ニ請求書ヲ提出スヘシ
- 第四條 蠶業試驗場長ハ一月末日迄ニ配付スヘキ品種名及數量ヲ決定シ之ヲ前條ノ請求者ニ通知スヘシ
- 第五條 桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケタルモノハ之ヲ親木トシテ接穗又ハ苗木ヲ生産配付シ様式第一號ニ依リ配付ノ成績ヲ蠶業試驗場ニ報告スヘシ
- 第六條 新品種ノ桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケタルモノハ各品種毎ニ第二號様式ニ依リ其ノ成績ヲ蠶業試驗場ニ報告スヘシ

- 桑ノ接穗(苗木)配付成績
- 一 品種別配付者數
- 一 品種別數量
- 様式第二號

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

改正 昭和八年三月告示第六一號
改正 同 九年十二月告示第四六〇號
改正 同 十年三月告示第九七號

一 春 蠶

國蠶日八號、國蠶支十四號、國蠶支十五號、國蠶支十六號、國蠶支十七號、國蠶支一〇五號、國蠶支一〇六號、國蠶支一〇七號、國蠶支一〇八號、國蠶支一〇九號

組合七

國蠶支十四號 (國蠶支一〇五號)
國蠶支十五號 (國蠶支一〇六號)
國蠶支十六號 (國蠶支一〇七號)
國蠶支十七號 (國蠶支一〇八號)
國蠶支十八號 (國蠶支一〇九號)
國蠶支十九號 (國蠶支一一〇號)
國蠶支二十號 (國蠶支一一一號)

二 夏秋蠶

國蠶日七號、國蠶日一一〇號、國蠶日一一一號、國蠶支一〇五號、國蠶支一〇六號、國蠶支一〇七號

組合七

國蠶日一一〇號 (國蠶日七號)
國蠶支一〇五號 (國蠶支一〇六號)
國蠶支一〇七號 (國蠶支一〇八號)

三 價 格

一 蛾二付 參拾錢

蠶業試驗場煮繭分業沈繰法講習規程(蠶業試驗場內規)

大正三年十一月十一日農商務大臣決裁
改正 大正四年三月
改正 大正五年三月
改正 大正十二年十二月

第一條 本場ニ於テ煮繭分業沈繰法ノ煮繭手及教婦タラントスル者ニ對シ短期講習ヲ行フ

第二條 講習生ノ定員ハ男生(煮繭手) 貳拾五名以内女生(教婦)七拾名以内トス

第三條 講習期間ハ五箇月トス但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

第四條 講習科目ハ左ノ如シ

○第一 實 習

一、煮 繭

一、繭 繰

○第二 講 義

一、煮 繭 法

一、繭 繰 法

一、製 絲 法

一、製 絲 法

一、煮 繭 法

第五條 講習生ハ本場宿舍ニ寄宿セシメ寢具ハ之ヲ貸與ス

宿舍ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 志願者ハ地方長官、製絲工場主又ハ製絲業團體代表者ノ推薦ニ係ル者ニシテ左ノ資格ヲ有スル者タルヘシ

一、男 生

(イ) 年齢二十歳以上ノ者

(ロ) 品行方正ニシテ身體強壯ナル者

(ハ) 高等小學卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

(ニ) 二箇年以上製絲業ニ從事シ現ニ煮繭手ノ職ニア

ル者若ハ將來煮繭手タラントスル者

一、女 生

(イ) 年齢滿十八歳以上ノ者

(ロ) 品行方正ニシテ身體強壯ナル者

(ハ) 尋常小學卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

(ニ) 三箇年以上器械製絲ニ從事シ現ニ教婦ノ職ニア

ル者若ハ將來教婦タラントスル者

第七條 左記ノ者ハ入場ヲ許サス

蠶業試驗場煮繭分業沈繰法講習規程

蠶業試驗場煮繭分業沈繰法講習規程

一、傳染性疾患アル者

二、身體發育不完全ニシテ作業ニ堪ヘサル者

三、精神ニ異狀アル者若ハ言語ノ障碍甚タシキ者

四、視力又ハ聽力ニ障碍アル者

第八條 志願者ハ第壹號及第貳號書式ニヨル自筆ノ願書並ニ履歷書ニ第參號書式ノ推薦書、戶籍抄本及第四號書式ノ身體検査證ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ之ヲ本場ニ差出スヘシ

第九條 志願者ニ對シ銓衡ノ上假入場ヲ許可シ更ニ本場ニ於テ學力及技術ノ試験並ニ身體検査ヲ行ヒタル上入場ヲ許可ス

第十條 假入場許可ノ通知ヲ受ケタル者ハ直チニ本場宛請書ヲ差出スヘシ

第十一條 講習生ハ入場後十日以内ニ第五號書式ニヨリ保證書ヲ認メ之ヲ本場ニ差出スヘシ保證人ノ一名ハ入場者ヲ推薦シタル工場主若ハ團體代表者又ハ入場者ノ父兄タルヘク一名ハ東京市若ハ其隣接町村ニ住シ本場ニ於テ適當ト認メタル者タルヘシ

第十二條 講習ヲ終リタルトキハ試験ヲ行ヒ合格者ニハ修得證書ヲ授與ス

第十三條 講習生ニシテ品行不良若ハ修得ノ見込ナシト認

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

メタル者ハ之ヲ退場セシム
(第壹號書式)

志願書

私儀今般御場煮繭分業沈繰法講習生志願ニ付入場御許可
相成度別紙履歷書、推薦書、戶籍抄本及身體檢查證相添
ハ此段相願候也

年月日

本籍地

住所族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄)

氏名印

年月日生

蠶業試驗場長殿

(第貳號書式)

履歷書

本籍地
住所族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄)

氏名

年月日生

學業

- 一 何年何月何學校又ハ何某ニ就キ何々修業或ハ卒業
- 一 何年何月何學校何講習所若ハ何講習會ニ於テ製絲ニ

關スル學理又ハ技術ノ講習ヲ受ケ或ハ卒業證書ヲ受ク
實業

- 一 何年何月ヨリ何製絲場ニ於テ煮繭又ハ繰絲ニ從事ス
- 一 何年何月何所ニ於テ何々ノ職ニ從事ス

賞罰

- 一 何年何月何所ニ於テ何々賞罰ヲ受ク
- 右之通相違無之候也

年月日

右

氏名印

(第參號書式)

推薦書

今般右之者貴場煮繭分業沈繰法講習生志願ノ處適當ノ者
ト認メ候ニ付推薦候也

年月日

住所(何製絲場主又ハ組合長)

氏名印

蠶業試驗場長殿

(第四號書式)

身體檢查證

現住所

氏名

年月日生

一、體格

一、身長

一、體重

一、胸圍

- 一、既往及現在ノ疾患並ニ畸形(妊娠ノ有無)
- 右之通相違無之仍テ證明候也

年月日

住所

醫師氏

名印

(第五號書式)

保證書

本籍地

住所族籍

氏名

右ノ者今般御場煮繭分業沈繰法講習生トシテ入場御許可
相成候ニ就テハ御規則堅ク遵守セシムヘキハ勿論專心勉
勵可爲致候尙又本人在場中ニ係ル一切ノ事件ハ私共ニ於

蠶業試驗場分析手數料ノ件

蠶業試驗場長殿

蠶業試驗場分析手數料ノ件

大正九年二月二十日勅令第三〇號
改正 大正十一年四月勅令第二一五號

第一條 蠶業試驗場ニ分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從
ヒ手數料ヲ納ムヘシ

一 水分又ハ灰分全量ノ定量分析 每一件五十錢

二 前號以外ノ定量分析每一件一成分三圓一成分ヲ増ス
毎ニ二圓ヲ加フ

第二條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年勅令第二一五號)
本令ハ大正十一年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

蠶業試驗場ニ於テ分析ノ依頼ニ
應スル件

大正九年二月二十四日農商務省告示第三四號

大正九年二月二十日ヨリ左記ニ於テ桑葉、繭、生絲、製絲用水其ノ他蠶絲業ニ關係アル物料ノ分析依頼ニ應ス
蠶業試驗場 東京府豊多摩郡杉並町

蠶業試驗場分析依頼者心得

大正九年二月二十四日農商務省告示第三五號

- 一 分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ第一號書式ニ準シ依頼書ヲ作り供試品ヲ添ヘ蠶業試驗場ニ申出ツヘシ
- 二 蠶業試驗場長ニ於テ分析ヲ爲スノ必要ナシト認メ又ハ分析ヲ爲スコト能ハサルトキハ依頼ニ應セサルコトアルヘシ
- 三 蠶業試驗場長ヨリ分析ノ依頼ニ應スル旨ヲ通知シタルトキハ第二號書式ニ準シ手数料納付書ヲ作り大正九年勅令第三十號ニ依ル相當收入印紙ヲ貼付シテ差出スヘシ
- 四 分析ノ爲差出スヘキ供試品ノ數量左ノ如シ但シ蠶業試驗場長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ増加セシムルコト

- アルヘシ
- 桑(葉、枝條、根ノ類) 乾燥セルモノ 一五〇匁
- 蠶(卵、蠶兒、蛹、蛾ノ類) 乾燥セルモノ 一〇〇匁
- 絹絲(繭層、生絲、屑絲、眞綿ノ類) 六〇匁
- 水(製絲用水、煮繭湯、繰絲湯ノ類) 五升
- 五 供試品ハ成分ヲ知ラントスルモノノ全部ヲ代表スルニ足ル様之ヲ採取スヘシ
- 六 供試品ハ輸送ノ途中乾燥、吸濕、腐敗又ハ酸酵ニ依リ成分ニ變化ヲ來ササル様其ノ調製、荷造、輸送等ニ注意スヘシ
- 七 水ハ清潔ニ洗滌シタル硝子製ノ容器ニ入レ「コルク」又ハ護謨栓ヲ施シ破損セサル様送付スヘシ
- 八 供試品ハ之ヲ返戻セス但シ分析ノ依頼ニ應セサルモノニ付テハ其ノ旨通知ノ日ヨリ二週間以内ニ請求アルモノニ限り之ヲ返戻ス
- 九 分析ノ成績ハ之ヲ依頼者ニ交付ス

(第一號書式)

分析依頼書

- 一 供試品名
- 二 生産地若ハ製造地名
- 三 生産人若ハ製造人名

- 四 分析ヲ要スル成分
 - 五 分析依頼ノ理由
- 右分析相成度此段及依頼候也

年月日

住所 職業

氏名印

蠶業試驗場長宛

(第二號書式)

此處ニ收入印紙ヲ貼付シ消印スヘシ

分析手数料納付書

何年何月何日附及依頼候何々分析ノ儀許可相成候ニ付右手数料納付候也

年月日

住所

氏名印

蠶業試驗場長宛

蠶業試驗場依頼分析事務取扱心得

大正九年二月二十九日蠶達第八號

蠶業試驗場ニ於テ分析ノ依頼ニ應スル件 蠶業試驗場分析依頼者心得

- 第一條 化學部ニ於テ分析依頼書ヲ接受シタルトキハ豫メ供試品ヲ點檢シ分析スヘキ成分ノ適否ヲ調査シ依頼ニ應スヘキモノハ依頼者ニ其旨ヲ通知スルト共ニ手数料ノ金額ヲ示シ納付書ノ差出方ヲ通知スヘシ
- 第二條 供試品點檢ノ結果分析ノ必要ヲ認メサル成分アルトキハ其依頼ニ應セサル旨ヲ通知スヘシ
- 第三條 供試品ノ性質上尙分析ノ必要ヲ認ムル成分アルトキハ其旨依頼者ニ注意スヘシ
- 第四條 依頼分析ハ總テ其手数料ヲ納付シタル後之ニ着手スヘシ
- 第五條 分析手数料納付書ニ貼付セル收入印紙ノ消印洩レヲ發見シ又ハ消印セルモノ不完全ナルモノト認メタルトキハ化學部ニ於テ左ノ消印ヲ施スヘシ

消印 蠶業試驗場

- 第六條 化學部ニ於テ分析ヲ終了シタルトキハ別紙第一號書式ニ依リ分析成績調書ヲ製シ經伺ノ上別紙第二號書式ノ分析成績書ヲ作り依頼者ニ交付ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第七條 分析成績書ニ表示スヘキ數字ハ原品ノ百分率又ハ十萬分率ヲ以テシ單位以下二位迄ヲ記載スヘシ

第八條 依頼者ヨリ紛失等ノ理由ヲ以テ分析成績書ノ再度交付ヲ請求シタルトキハ化學部ニ於テ之カ謄本ヲ作成シ交付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ謄本ニハ末尾ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ證明シ場長及分析主任者ノ捺印ヲ省略スヘシ

第九條 分析ノ結果依頼者ニ於テ生産又ハ製造上ノ注意其他此ノ種ノ意見ヲ承合シタキ旨申出ツルトキハ口頭(依頼者出頭請求ノ場合)又ハ成案經何ノ上其需ニ應スルコトヲ得

第十條 依頼分析品ハ供試殘餘ノ幾分ヲ硝子瓶ニ容レ成ルヘク防腐法ヲ施シ滿一ケ年以上保存スヘシ

第十一條 分析主任者ハ分析日誌ヲ備ヘ毎ニ分析上ノ功程ヲ記載スヘシ

第十二條 化學部ニ於テハ別紙第三號書式ノ分析臺帳ヲ設備シ毎ニ其要件ヲ記載スヘシ尙別紙第四號ノ書式ノ功程表ヲ作製シ場長ニ報告スヘシ

第十三條 庶務課ニ於テ分析依頼書又ハ分析手數料納付書ヲ接受シタルトキハ其受發ノ顛末ヲ件名簿ニ明記スルハ勿論收入印紙ヲ貼付セル納付書ヲ接受シタルトキハ其金額ヲ明記スヘシ

第十四條 庶務課ニ於テハ別紙第五號書式ノ供試品接受及交付簿ヲ設ケ供試品ノ接受ノ顛末ヲ明記スヘシ

(第二號書式分析成績書)

第 號	供 試 品	記
一	定量分析成績	依頼者 氏 名
右ハ依頼者ヨリ本場ニ提出シタル供試品ニ就 キ施行シタル分析ノ結果ナルコトヲ證ス		
年 月 日	蠶業試驗場長 氏 名	(謄本交付ノ例)
年 月 日	分析主任試驗場技師(技手) 何 某	右謄本ハ原本ニ相違ナキヲ證ス
年 月 日	蠶業試驗場技師(技手) 何 某	蠶業試驗場
年 月 日	技師(技手) 何 某	蠶業試驗場依頼分析事務取扱心得

(第三號書式分析臺帳)

表面		第 號	
供 試 品 數	量	依頼者住所氏名	
供 試 品 ノ 性 狀	生 産 地 (製造地) 及 人 (製造人)		
依頼ノ理由			
分析ヲ要スル成分			
依 頼 日	大正年月日	成 分 數	分析者
許 可 日	大正年月日	手 數 料	圓 錢
手 數 料 納 付 期 日	大正年月日	成 績 書 送 附 期 日	大正年月日
備考			

蠶業試驗場 (第一號書式分析調書)

分析番號	品 名	依 頼 者	備 考	大正年月日主任
許可大正年月日				大正年月日主任
實驗大正年月日				
分析成分	回数		平均	大正年月日施行

- 一 名稱及位置
- 二 業務ノ項目
- 三 用地ノ種類及面積
- 四 建物ノ種類及面積
- 五 用地及建物ノ平面圖
- 六 職員ノ職名及員數
- 七 收支豫算書

第五條ノ二 道府縣蠶業試驗場ニ於テ繅絲ニ依ル繭ノ檢定業務ヲ行フ場合ニ於テハ地方長官ハ業務開始前檢定ニ關スル規程ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

- 一 檢定設備ノ種類及員數
 - 二 檢定業務ニ從事スル職員ノ職名、員數及事務分擔
- 農林大臣必要アリト認ムルトキハ檢定ニ關スル規程並ニ檢定設備ノ種類及員數ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第六條 第五條第一號、第二號又ハ前條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ地方長官ハ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ
- 第七條 地方長官ハ道府縣蠶業試驗場ノ前年度ノ業務功程

ヲ毎年五月末日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ但シ繅絲業改良獎勵費交付規則ニ依リ報告シタル事項ハ之ヲ要セス

道府縣蠶業試驗場ノ業務ニ關スル書類ヲ印行シタルトキハ地方長官ハ其ノ都度之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第八條 道府縣蠶業試驗場又ハ其ノ支場ヲ廢止シタルトキハ地方長官ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道府縣原蠶種製造所規程ハ之ヲ廢止ス

道府縣原蠶種製造所規程ニ依リ設立シタル府縣ノ原蠶種製造所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

本規程施行ノ際現ニ前項原蠶種製造所ノ所長、技師、技手又ハ主事補ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各蠶業試驗場長、技師、技手又ハ主事補ニ命セラレタルモノトス

附 則 (昭和六年省令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第二項第四號ノ業務ニ相當スル業務ヲ行フ道府縣蠶業試驗場ハ之ヲ本規程ニ依リ繅絲ニ依ル繭ノ檢定業務ヲ行フモノト看做ス

前項ノ道府縣蠶業試驗場ニ付テハ地方長官ハ本令施行後一月以内ニ農林大臣ニ第五條ノ二第二項各號ニ掲グル事項ヲ届出デ且檢定ニ關スル規程ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ届出及申請ヲ爲シタル道府縣蠶業試驗場ニ於テハ檢定ニ關スル規程ノ認可申請ニ付其ノ處分ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依リ第三條第二項第四號ノ業務ヲ行フコトヲ得

道府縣蠶業試驗場規程公布ノ件

大正十一年十一月二十一日附農第一二二〇一號通牒

今回道府縣蠶業試驗場規程ヲ公布シ原蠶種製造所規程ヲ廢止セラレ候處右ハ蠶絲業ノ現況ニ鑑ミ從來ノ設備ヲ地方蠶絲業技術ノ中樞機關トシテ利用スルノ得策ナルヲ認メタル次第ニ有之候條從前ノ如ク原蠶種ノ製造配付ヲ行フト共ニ試驗、調査、講習又ハ指導等ノ業務ヲモ行ハシメラレ候様致度此段及通牒候也

追テ本規程公布ノ結果蠶絲業法施行規則及蠶絲業獎勵費交付規則中ニ於テ原蠶種製造所トアルハ蠶業試驗場ト解釋シ處理相成度此段申添ヘ候

道府縣繭檢定所規程

昭和六年六月三十日農林省令第十一號

道府縣蠶業試驗場規程公布ノ件 道府縣繭檢定所規程

第一條 本規程ニ於テ道府縣繭檢定所ト稱スルハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ設立スルモノヲ謂フ

第二條 道府縣繭檢定所ノ地方産業職員左ノ如シ

所 長
技 師
技 手
主 事 補
所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ技手ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 道府縣繭檢定所ハ繅絲ニ依ル繭ノ檢定ヲ行フモノトス

道府縣繭檢定所ハ前項ノ業務ノ外左ノ業務ヲ行フコトヲ得

- 一 繭ノ鑑定
- 二 繭ノ檢定及繭ノ鑑定ニ關スル研究及調査
- 三 講習、講話、傳習及質問應答

第四條 道府縣繭檢定所ヲ設立シタルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ支所ヲ設ケタルトキ亦同ジ

- 一 名稱及位置
- 二 業務ノ項目
- 三 用地及建物ノ面積

- 四 用地及建物ノ平面圖
- 五 檢定設備ノ種類及員數
- 六 職員ノ職名、員數及事務分擔
- 七 收支豫算書

前項第一號、第二號、第五號又ハ第六號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ地方長官ハ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第五條 地方長官ハ道府縣繭檢定所ノ檢定業務開始前檢定ニ關スル規程ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ檢定ニ關スル規程並ニ檢定設備ノ種類及員數ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 地方長官ハ道府縣繭檢定所ノ前年度ノ業務功程ヲ毎年五月三十一日迄ニ農林大臣ニ報告スベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ道府縣繭檢定所ノ業務ニ關シ報告ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 道府縣繭檢定所又ハ其ノ支所ヲ廢止シタルトキハ地方長官ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第一項ノ業務ニ相當スル業務ヲ行フ繭檢定所ニシテ府縣費ヲ以テ設立シタルモノアルトキハ

道府縣蠶業試驗場規程ニ依ルモノヲ除クノ外地方長官ハ本令施行後一月以内ニ農林大臣ニ第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ届出デ且檢定ニ關スル規程ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ規程ニ依リ届出及申請ヲ爲シタル繭檢定所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ繭檢定所ニ於テハ檢定ニ關スル規程ノ認可申請ニ付其ノ處分ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依リ第三條第一項ノ業務ヲ行フコトヲ得

繭檢定規程標準

昭和十一年三月三十一日一一蠶局第四八七號通牒產繭處理ノ改善ヲ圖ル爲本年度ヨリ四ヶ年ノ計畫ヲ以テ全國ノ繭檢定施設ノ普及ヲ圖リ且繭檢定事業ノ統一ヲ期シ以テ繭處理ノ公正圓滑ト繭質改善トニ資スルコトト相成候ニ付テハ道府縣繭檢定所規程第五條ニ依ル繭檢定ニ關スル規程ハ別冊繭檢定規程標準ニ依ラシムルコトト相成候條御了知相成度此段及通牒候也

追而本規程標準第四條第二號ノ春蠶繭ニ對スル粒付數ハ五粒又ハ六粒ノ何レカ一方ニ之ヲ定メ同條第五號ノ白繭ニ對スル目的織度ハ從來特別ノ事由アルモノニ付テハ二十一中ヲ認容シ來リタルモ今後ハ既ニ二十一中ヲ以テ實

施中ノモノニ限り當分ノ内其ノ儘認ムルコトト相成候條御了知相成度申添候

繭檢定規程標準

第一條 繭ノ檢定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申

一 生 繭 檢 定

- (一) 一荷口ノ數量 五〇〇疋 (一三三貫) 迄 三〇〇疋 (八〇〇匁)
- (二) 一荷口ノ數量 二、〇〇〇疋 (五三三貫) 迄 四〇二疋 (一一二〇匁)
- (三) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋 (一、〇六六貫) 迄 五〇四疋 (一、四四〇匁)
- (四) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋 (一、〇六六貫) 迄 六〇六疋 (一、七六〇匁)

二 乾 繭 檢 定

- (一) 一荷口ノ數量 一八〇疋 (四八貫) 迄 一〇〇疋 (二六七匁)
- (二) 一荷口ノ數量 七〇〇疋 (一八七貫) 迄 一〇四疋 (三三七匁)
- (三) 一荷口ノ數量 一、四〇〇疋 (三七四貫) 迄 一八八疋 (四八〇匁)
- (四) 一荷口ノ數量 一、四〇〇疋 (三七四貫) 迄 二二二疋 (五八七匁)

檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指定シタル者又ハ賣買兩者立會ノ上申請者之ヲ採取シ袋詰トシ封印ヲ施スベシ

第一項第一號ノ檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指示又ハ承認ヲ受ケタルモノニ限り本乾燥ヲ施シテ之ヲ提出スルコトヲ得

第三條 繭ノ檢定ハ左ノ項目ノ全部ニ付之ヲ行フ

一 選 除 繭

繭檢定規程標準 道府縣繭檢定所規程

- 二 繭 絲 長
- 三 繭 絲 纖 度
- 四 落 緒 回 數
- 五 生 絲 量
- 六 繰 絲 量
- 七 小 繭 額

第四條 繭ノ檢定ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

別表第一 緒數及一緒ノ卷取速度 (生絲百の繭度14中ノ場合)

Table with multiple columns for different silk grades (e.g., 2.20, 2.25, 2.30, etc.) and rows for various metrics like '解許絲長' and '一緒ノ卷取速度'.

注意 備考欄ニハ第四條第五號ノ線絲ニ付記載スベシ

繭檢定書 (Silk Inspection Certificate) form with fields for applicant, date, quantity, length, etc.

(本證ノ文字ハ改竄セザルモノトス)

緒數及一緒ノ卷取速度 (生絲目の織度21中ノ場合)

Table with multiple columns showing reeling speeds (解許絲長) for various thread counts (緒數) and reeling rates (一緒ノ卷取速度). The table is organized into several sections based on thread count ranges.

繭檢定講習規程

- 第一條 蠶業試驗場ハ道府縣繭檢定所(道府縣蠶業試驗場ヲ含ム以下同シ)ニ於テ繭檢定ニ從事スル者又ハ從事セムトスル者ニ對シ沈線及浮線ニヨル繭檢定ニ關シ必要ナル技術ノ講習ヲ行フ
第二條 講習生ノ定員ハ四十名以内トス
第三條 講習期間ハ沈線ニ依ルモノ浮線ニ依ルモノ各五箇月トス但シ時宜ニヨリ之ヲ變更スルコトアルヘシ
第四條 講習科目ハ繭檢定ニ關スル講義及實習トス
第五條 講習生ハ道府縣繭檢定所長ノ推薦ニ係ル者ニシテ蠶業試驗場長ニ於テ適當ト認メタル者トス
第六條 講習生ヲ推薦セムトスル道府縣繭檢定所長ハ推薦書ニ第一號書式ノ履歷書及第二號書式ノ健康證明書ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ蠶業試驗場長ニ提出スヘシ
第七條 蠶業試驗場長ハ講習生入場ノ際健康診断及繰絲技術ノ實地考查ヲ行ヒ不適當ト認メタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
第八條 講習生ハ入場後指定ノ期日迄ニ第三號書式ノ保證書ヲ蠶業試驗場長ニ差出スヘシ
第九條 講習生ニシテ成業ノ見込ナキ者ト認ムルトキハ退

繭檢定講習規程

場セシムルコトアルヘシ

第十條 講習ヲ修了シタルトキハ修得證書ヲ授與ス(第一號書式)

- 履歷書 住所(族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄)氏名)
本籍 氏名
學業 年 月 日生
職業 年 月 日生
一、何年何月何學校又ハ何某ニ就キ何々修業或ハ卒業
一、何年何月何學校何講習所若ハ何講習會ニ於テ製絲ニ關スル學理又ハ技術ノ講習ヲ受ケ或ハ卒業證書ヲ受ケ
一、何年何月ヨリ何年何月迄何製絲場ニ於テ者繭又ハ繰絲ニ從事ス
賞罰 一、何年何月何所ニ於テ何々賞又ハ罰ヲ受ケ
右之通相違無之候也
年 月 日 右 氏 名

臨時海外生絲市場調查事務所設置ニ關スル件

昭和七年十一月廿六日勅令第三百六十二號

第一條 農林大臣ハ海外主要生絲市場所在地ニ海外生絲市場調査事務所ヲ設ケ海外生絲市場ニ關スル調査事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二條 臨時農林省ニ左ノ職員ヲ置キ海外生絲市場調査事務所ニ屬セシム

事務官 專任一人
技師 專任一人
所長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

事務官 八千五百圓以内

技師 七千七百五十圓以内

奏任官ニシテ農林大臣ノ認許ヲ受ケ妻ヲ任地ニ居住セシムル者ニハ現ニ受クル在勤手當ノ額ノ十分ノ四以内ニ相

臨時海外生絲市場調查事務所設置ニ關スル件
海外生絲市場調查事務所長委任事務規程

當スル額ノ加給手當ヲ給ス

第四條 前條ノ在勤手當及加給手當ノ支給ニ關シテハ農林大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外生絲市場調查事務所長委任事務規程

昭和八年一月十七日八蠶第二百十六號

- 第一條 海外生絲市場調查事務所長ハ左ニ掲グル事項ヲ專決處理スルコトヲ得但シ特ニ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 所員ノ事務分擔ニ關スル件
- 二 雇員ノ命免ニ關スル件
- 三 守衛、給仕、小使其ノ他傭人ノ傭罷及給與ニ關スル件
- 四 所長及所員ノ亞米利加合衆國及加奈陀領内ニ於ケル出張ニ關スル件
- 五 所員ノ除服出仕、轉地療養、旅行願及受験願ニ關スル件
- 六 所員ノ大正十一年閣令第六號ノ規定ニ依ル休暇ニ關スル件

- スル件
- 七 所員ノ缺勤届、出張發着届、宅調及外勤ニ關スル件
- 八 官廳其ノ他ニ對スル照會及回答ニ關スル件
- 九 物件ノ調製、買入、賃借及運搬、職工人夫ノ雇傭並ニ勞力供給ノ請負ニ關スル件
- 十 物品ノ修繕ニ關スル件
- 十一 不要物品ノ賣拂ニ關スル件
- 十二 物品納入延期ニ關スル件
- 十三 廣告料、翻譯料、保管料、手数料、謝金等ノ處理ニ關スル件
- 十四 海外ニ於ケル接待費ノ處理ニ關スル件
- 十五 官吏出張先ニ於テ公務ニ要スル通信運搬費等千圓以內ノ處理ニ關スル件
- 十六 物品ノ亡失又ハ毀損ニ關スル件但シ故意又ハ怠慢ニ因ルモノヲ除ク
- 十七 本省及本省所管各廳トノ間ニ於ケル物品ノ保管轉換ニ關スル件
- 十八 參考品ノ貸與及出陳ニ關スル件
- 十九 圖書、印刷物、標本、見本等ノ領收及配布ニ關スル件

第二條 所長前條第二號、第三號又ハ第十六號ノ規定ニ依

ル事項ヲ處理シタルトキハ其ノ都度之ヲ蠶絲局長ニ報告スベシ

海外生絲市場調查事務所ノ名稱

及位置

昭和七年十一月二十六日農林省告示第三百五十二號
改正 昭和八年二月十八日農林省告示第四十八號

左ノ通海外生絲市場調查事務所ヲ置ク

名	稱	位	置
紐育	海外生絲市場調查事務所	亞米利加合衆國紐育市	

第二編 蠶絲業獎勵規則

第二章 蠶絲業獎勵規則

一 蠶絲業改良獎勵關係規則

蠶病豫防費國庫補助規則

明治四十年四月一日農商務省令第六號
改正 大正元年十二月同第二十七號
改正 大正七年六月同第二十號
改正 大正八年十二月同第三十六號

第一條 蠶絲業法第二十六條ノ規定ニ依ル蠶病豫防費ニ對スル補助金ハ本則ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル府縣ノ豫算ニ對シテ之ヲ交付ス

一 普通蠶種再検査手数料ノ徵收ヲ廢止シ又ハ之ヲ低減シタル場合ニ於テ其ノ廢止又ハ低減シタル額

二 蠶病豫防費ノ豫算額ヨリ蠶種検査手数料徵收豫算額ヲ控除シタル殘額(大正八年十二月省令第三十六號改正)

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル府縣ハ其ノ申請書ニ左ノ各號ニ掲ケタル書類ヲ添附シ前年度一月三十一日迄

ニ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 蠶病豫防費ノ豫算書

二 蠶種検査手数料徵收率及徵收額豫算書
前項各號ノ豫算書ニハ前年度豫算ニ對スル比較増減ヲ示シ且其ノ細目ニ付説明ヲ附スヘシ

蠶病豫防費國庫補助規則 蠶業取締所設備費ニ對スル國庫補助ノ件

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル府縣ハ翌年度八月末日迄ニ前條第一項各號ノ豫算ニ對スル決算書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル府縣ノ蠶病豫防費決算金額カ補助金交付ノ指令ヲ受ケタル當時ニ於ケル豫算金額ニ達セサルトキハ農商務大臣ハ其ノ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 本則中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ差出シタル蠶病豫防費國庫補助申請書ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リ差出シタルモノト看做ス

蠶業取締所設備費ニ對スル國庫補助ノ件

補助ノ件

大正八年七月八日附農第一〇八九號農務局長通牒
優良蠶種ノ生産ハ蠶絲業改良發達上最肝要ノコトタルニ依リ蠶絲業法中ニ之カ検査ノ方法ヲ規定シ多年實施セラレル次第ニ有之候處蠶業取締所ニ於ケル鏡検査及検査用具ノ設備尙未タ完タカラサルモノ多ク爲ニ鏡檢、洗滌等ノ作業

蠶絲業改良獎勵關係規則

ニ尠ナカラス不便ヲ感スルノミナラス往々事務ノ滯滞ヲ來シ處理上錯誤ヲ招クノ事實ヲ生シ延テ立法ノ趣旨ヲ貫徹シ難キ憂有之候ニ付テハ之カ完備ヲ期スル爲大正九年度ヨリ地方蠶病豫防ニ關スル經費トシテ蠶業取締所ノ設備費ヲ計上セラレタル場合ニハ之ニ對シテモ相當補助セラルル筈ニ有之候條明年度事業計畫ノ御參考迄ニ特ニ御承知置キ相成度依命此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費交付規則

明治四十四年五月一日農商務省令第二十一號
全部改正 大正七年五月農商務省令第十七號
改正 昭和四年七月農林省令第十六號

- 第一條 桑園ノ改良又ハ原蠶種ノ製造配付ニ關シ本則ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ府縣ニ獎勵費ヲ交付ス
- 第二條 桑園ノ改良ニ關スル獎勵費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス
 - 一 桑園改良獎勵事務ニ從事スル專任技術員ヲ設置スルコト
 - 二 桑ノ接穗又ハ苗ヲ生産シ之ヲ配付スルコト
 - 三 桑園ノ改設ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコト

- 四 指導桑園ヲ設置スルコト
- 五 農林大臣ノ定ムル條件ニ依リ桑ニ關スル試驗又ハ調査ヲ爲スコト
- 六 品評會、講習會、共同除害、基本調査其ノ他桑園ノ改良ニ關スル施設ヲ爲スコト
- 七 市町村、農會其ノ他ノ團體ニ對シ前號ニ掲ケタル事項ヲ行フコトヲ條件トシテ補助金ヲ交付スルコト
- 第三條 原蠶種ノ製造配付ニ關スル獎勵費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス
 - 一 蠶業試驗場ヲ設ケ原蠶種ヲ製造シ之ヲ配付スルコト
 - 二 原蠶種ヲ買收シ之ヲ配付スルコト
 - 三 市、郡市以上ヲ地域トスル同業組合其ノ他ノ團體ニ對シ前各號ニ掲ケタル事項ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ條件トシテ補助金ヲ交付スルコト
- 第四條 獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル府縣ハ申請書ヲ桑園ノ改良ニ關スルモノト原蠶種ノ製造配付ニ關スルモノトニ區別シ之ニ左ノ各號ニ掲ケタル書類ヲ添附シ毎年四月末日迄ニ農林大臣ニ差出スヘシ
 - 一 別記様式ニ依ル費用豫算書及有償配付ヲ行フトキハ其ノ收入豫算書
 - 二 桑ノ接穗、苗又ハ原蠶種ヲ配付スルトキハ其ノ規程

- 三 事業ノ計畫及其ノ施行ノ方法書
- 四 獎勵金又ハ補助金ノ交付規程
- 五 監督ニ關スル規程又ハ方法書

- 六 第二條第七號又ハ第三條第三號ノ場合ニ於テハ前各號ニ掲ケタル書類ノ外市町村、同業組合、農會其ノ他ノ團體ノ行フ事項ノ要領ニ付前各號ニ掲ケタル書類ノ團體ノ行フ事項ヲ受ケタル府縣ハ別記様式ニ依リ、
- 第五條 獎勵費ノ交付ヲ受ケタル府縣ハ別記様式ニ依リ、様式ノ定メナキ事項ニ付テハ適宜ノ様式ニ依リ前年度ノ成績ヲ五月末日迄ニ、前年度費用ノ決算書及有償配付ナルトキハ其ノ收入金額ヲ八月末日迄ニ桑園ノ改良ニ關スルモノト原蠶種ノ製造配付ニ關スルモノトニ區別シ農林大臣ニ報告スヘシ
- 第六條 獎勵費ノ交付ヲ受ケタル府縣ノ費用決算金額カ獎勵費交付ノ指令ヲ受ケタル當時ニ於ケル獎勵費交付豫算金額ニ達セサルトキハ農林大臣ハ其ノ交付シタル獎勵費ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 本則中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ規定ニ依リ差出シタル桑園ノ改良又ハ繭質改良整理

蠶絲業改良獎勵費交付規則

ニ關スル獎勵費交付ノ申請書ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リ差出シタルモノト看做ス

附 則 (昭和四年七月 農林省令第十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中四月末日迄トアルハ桑園ノ改良ニ關スルモノニ付テハ昭和四年度ニ限り九月三十日迄トス

(別記)

第一表 桑園ノ改良ニ關スル成績

第一號 桑ノ接穗及苗配付

穂木園	苗圃	配付數量	
		苗	數量
箇所數	段別	箇所數	段別
畝歩		畝歩	
		穂木	
		本苗	實生
		苗	本
		本	本
		本	本
		本	計
		本	本

第二號 桑園改設

府	縣	獎勵團體別	同上團體數	改設者數	改設段別
					畝

合	體團ノ他ノ其		
	計	(府縣農會)	(郡市農會)
計			

第三號 指導桑園

新設	既設	計	指導回数	指導ヲ受ケタル人員
計				

第四號 (イ) 桑園品評會

府	縣	開催團體別	同上團體數	出品人員	出品點數	出品段別	受賞人員

(ハ) 共同除害

何々(凍害、害蟲、害菌等)共同除害

府	縣	獎勵團體別	同上團體數	實行團體數	實行段別	除害方法ノ概略
計						

(ニ) 基本調査

府	縣	實行團體別	同上團體數	調査段別	荒廢桑園段別
計					

蠶絲業改良獎勵費交付規則

合	體團ノ他ノ其		
	計	(府縣農會)	(郡市農會)
計			

(ロ) 栽桑講習會

府	縣	開催團體別	同上團體數	開催回数	講習生數
計					

合	體團ノ他ノ其		
	計	(府縣農會)	(郡市農會)
計			

第二表 原蠶種ノ製造配付ニ關スル成績

第一號 原蠶種製造

計	蠶ノ品種ノ名稱	系統	種繭ノ數量	原蠶種製造額		
					生産額	買収額

第二號 原蠶種配付

蠶ノ品名	配付シタル原蠶種ノ數量		計	原蠶種ノ需給	
	製造シタルノ	買收シタルノ		蠶種製造者原蠶種請求額	請求額ニ對スル配割
化性					
計					
計					

備考

- 一 郡市、郡市以上ノ地域トスル同業組合其ノ他ノ團體ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ本表ニ準シ其ノ成績ヲ調査シ上部ニ團體名ノ欄ヲ設ケ記載スルコト
- 二 本表ハ春蠶及夏秋蠶別ニ調製スルコト
- 三 交雜蠶種製造用ノ目的ヲ以テ配付シタルモノアルトキハ其ノ組合セ品種名ト配付數量トヲ別表ニ記載シ添付スルコト

第三表 桑園改良獎勵費豫算書（決算書）

科目	豫算額	前年度豫算額	比較		備考
			増	減	
技術員專任					
俸給					
旅費					
改設獎勵費					
改設者補助					
下級團體補助					
指導桑園費					
穂木園及苗圃費					
指定試驗費					
品評會、講習會、共同除害、基本調査其ノ他桑園改良施設ニ關スル經費					
市町村農會其ノ他ノ團體ニ對スル補助					

備考

- 改設獎勵費中改設者補助トハ道府縣ヨリ改設者又ハ改設實行團體ニ直接補助シタルモノヲ謂ヒ下級團體補助トハ農會其ノ他ノ團體ニ對シ改設獎勵ヲ行フコトヲ條件トシテ補助シタルモノヲ謂フ

繭質改良獎勵費國庫補助ノ件

大正五年八月三日附農第八〇七九號農務局長通牒

明治四十四年農商務省令第二十一號蠶絲業改良獎勵費交付規則中繭質改良整理ニ關スル國庫補助ニ就テハ自今左記事項御承知置キ相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 原蠶種製造所長トシテ專ラ其ノ任ニ當ル者ノ適否ハ此ノ事業ノ成敗ニ多大ナル關係ヲ有スルニ依リ豫メ當省ト打合セテ經タル者ナルトキハ其ノ俸給年額ノ半額ヲ補助スルコト
- 二 所長他ニ本務ヲ有シ原蠶種製造所長ヲ兼ヌルモノナルトキハ他ノ專任擔當者ニ前號ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ルコト

繭質改良獎勵費國庫補助ノ件 蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

- 三 第一號ノ規定ニ依リ打合セテ爲サムトスルトキハ其ノ氏名、俸給年額ヲ記載シタル申請書ニ履歷書ヲ添付シ差出スコト
- 四 蠶絲業改良獎勵費交付規則第五條ニ依リ差出スヘキ申請書中ニハ第一號ノ規定ニ依リ打合セテ經タル者ノ氏名及現ニ受クル所ノ俸給額ヲ記載スルコト
- 五 地方ニ於ケル原蠶種ノ製造配付ハ當省蠶業試驗場ノ事務ニ關係ヲ及ホスコトアルニ依リ之カ計畫ニ付テハ其ノ設定變更共ニ各管轄地ノ蠶業試驗場支場ト打合セテ爲スコト
- 六 原蠶種製造所費ニ對スル國庫補助ハ原蠶種ノ製造配付ニ關スル費用ノミニ交付スヘキモノナルニ依リ試驗、調査、講習等ヲ併セ行フトキハ蠶絲業改良獎勵費交付規則第五條ニ依リ添付スヘキ豫算書ヲ原蠶種製造配付ニ要スル費用ト其ノ他ノ費用トニ區別シ記載スルコト

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

大正十二年八月二十日附農第八六六一號農務局長依命通牒
蠶絲業改良獎勵費交付規則中繭質改良整理ニ關スル國庫補助ニ關スル件

蠶絲業改良獎勵關係規則

助ノ件ニ就テハ大正五年八月三日附農第八〇七九號ヲ以テ通牒置候處大正十三年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ヲ支給豫定額ノ三分ノ一ニ變更シ尙原蠶種ノ製造配付ニ關係アル試驗ノ經費ニ對シテハ特ニ補助可相成候ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

昭和六年十月三日附六蠶局第四二四號蠶絲局長通牒

蠶絲業改良獎勵費交付規則中蕪質改良整理ニ關スル國庫補助ノ件ニ付大正十二年八月二十日附農第八六一號ヲ以テ農務局長ヨリ通牒置候處昭和六年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ハ支給豫定額ノ四分ノ一ニ變更可相成ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

昭和七年六月二十七日附七蠶局第三五八號蠶絲局長通牒

蠶絲業改良獎勵費交付規則中蕪質改良整理ニ關スル國庫補助ノ件ニ付客年十月三日附六蠶局第四二四號ヲ以テ通牒置

候處豫算減額ノ結果昭和七年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ハ支給豫定額ノ五分ノ一ニ變更可相成ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費交付規則ニ關スル件

昭和四年七月一日附四蠶第一七四七號
蠶絲局長依命通牒
改正 昭和七年三月九日附七蠶局第九五五號蠶絲局長依命通牒
改正 昭和八年十一月十三日附八蠶局第七七八七號蠶絲局長依命通牒

今般蠶絲業改良獎勵費交付規則中改正公布相成候處右左記ノ方針ニ依リ處理致スコト相成候ニ付テハ御了知ノ上政府獎勵ノ趣旨ニ副フ様格別ノ御配慮相成度依命此段及通牒候也

記

- 第一 獎勵費ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
- (イ) 規則第二條第一號ニ掲クル經費ニ對シテハ技術員ノ俸給及旅費ノ三分ノ一以內
- (ロ) 規則第二條第二號乃至第四號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ三分ノ一以內
- (ハ) 規則第二條第五號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ二分ノ一以內

- (ニ) 規則第二條第六號及第七號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ五分ノ一以內

第二 規則第二條第一號ノ技術員ハ大正九年勅令第二百四十八號第三條第一號、第二號又ハ第五條第一號(第三條第四號ニ該當スル者ヲ除ク)、第二號ニ依リ産業ニ關スル技術職員タルコトヲ得ル者タルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ハ同勅令ニ依リ産業ニ關スル技術職員タルコトヲ得ル其ノ他ノ者ヲ以テ充ツルコトヲ得

前項ノ地方農林技師及但書ノ場合ニ於ケル農林技手ノ任用ニ付テハ豫メ蠶絲局長ノ承認ヲ受クベシ

尙本補助ハ栽桑專任技術員設置ニ對シ交付セラルベキモノナルモ之ガ新設ノ爲他ノ蠶絲業關係技術員ノ經費ヲ振替ヘタルガ如キ場合ニハ交付セザルコトアルベシ

第三 規則第二條第二號ノ事業ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- (イ) 桑ノ接穗又ハ苗ハ道府縣蠶業試驗場又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ生産スルコト
- (ロ) 桑ノ品種ハ道府縣ニ於テ定メタル獎勵品種タルコト
- (ハ) 穂木園又ハ苗圃ハ五段歩以上タルコト

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

蠶絲業改良獎勵費交付規則ニ關スル件

第四 規則第二條第三號ノ事業ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

- (イ) 一定ノ改良計畫ノ下ニ桑園ノ改設ヲ行フ養蠶實行組合ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコト
- (ハ)(ロ) 獎勵金ハ一段歩ニ對シ十圓以上タルコト
- (ハ)(ロ) 改良計畫ハ十年以內ノ期間ニ於テ完了スル様定メシムルコト
- (ニ) 桑ノ品種ハ道府縣ニ於テ定メタル獎勵品種タルコト
- 第五 規則第二條第四號ノ事業ハ左ノ條件ニ依リ施行スルコトヲ要ス
- (イ) 指導桑園ハ道府縣直接之ヲ經營スルコト但シ道府縣ハ養蠶實行組合又ハ篤志養蠶者ニ其ノ管理ヲ委託スルコトヲ得
- (ハ)(ロ) 指導桑園ハ一ヶ所二段歩以上タルコト
- (ハ)(ロ) 指導桑園ハ五年以上實地指導ノ用ニ供スルコト
- 第六 第三乃至第五ノ事業ノ施行ニ關シ特別ノ事情ノ爲本通牒ニ依リ難キ場合アルトキハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

雜蠶共同桑園設置獎勵規則

昭和四年七月三日農林省令第十七號
改正 昭和七年三月七日農林省令第三號
改正 昭和七年七月十三日農林省令第十二號

第一條 農林大臣ハ春蠶又ハ夏秋蠶雜蠶共同桑園ノ設置ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

春蠶雜蠶共同桑園ノ設置ニ關スル獎勵金ハ桑樹凍害豫防ノ目的ヲ以テスル場合ニ限り之ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ道府縣ノ左ニ掲グル經費ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

一 雜蠶共同桑園ヲ設置スル養蠶實行組合ニ對シ交付スル獎勵金

二 養蠶業組合ノ交付スル前號ノ獎勵金ニ對シ交付スル補助金

三 養蠶業組合ノ交付スル第一號ノ獎勵金ニ對シ道府縣養蠶業組合聯合會ノ交付スル獎勵金ニ對シ交付スル補助金

四 農會ノ交付スル第一號ノ獎勵金ニ對シ交付スル補助金

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣ハ其ノ申請書

ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年四月三十日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 經費豫算書

二 獎勵及監督ニ關スル規程

三 春蠶雜蠶共同桑園ニ在リテハ其ノ凍害豫防方法及其ノ督勵方法、夏秋蠶雜蠶共同桑園ニ在リテハ桑ノ品種並ニ其ノ栽植及仕立方法

四 養蠶業組合、道府縣養蠶業組合聯合會又ハ農會ニ對シ補助金ヲ交付スル場合ニ於テハ前各號ノ書類ノ外養蠶業組合、道府縣養蠶業組合聯合會又ハ農會ノ行フ事項ノ要領ニ付前各號ノ書類

前項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第四條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ其ノ請求書ニ經費精算書ヲ添ヘ翌年四月十日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ別記様式ニ依ル事業成績ヲ翌年七月三十一日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ

附 則 (昭和七年三月七日農林省令第三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年度以前ノ獎勵金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和七年七月十三日農林省令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中四月三十日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月三十一日迄トス

別記様式

雜蠶共同桑園設置ニ關スル成績

第一 箇所數及段別

第二條第一號ノ獎勵金	計	第二條第一號ノ獎勵金ヲ交付スル團體ノ員數		設置組合		箇所數	段別
		春蠶雜蠶共同桑園	夏秋蠶雜蠶共同桑園	組合數	組合員數		
春蠶雜蠶共同桑園	實數						
夏秋蠶雜蠶共同桑園	實數						
第二條第二號ノ補助金	計	春蠶雜蠶共同桑園	夏秋蠶雜蠶共同桑園				
		實數	實數				

雜蠶共同桑園設置獎勵規則

蠶絲業改良獎勵關係規則

合 計	第二條第三號ノ補助金		第二條第四號ノ補助金	
	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計	實數	計	實數

備考

第二條第三號ノ補助金ニ付テハ第二條第一號ノ獎勵金ヲ交付スル團體ノ員數ノ欄ニ第二條第三號ノ獎勵金ヲ交付スル道府縣養蠶業組合聯合會ノ員數ヲ併記スルコト

第二經 費

合 計	第二條第一號ノ獎勵金		第二條第二號ノ補助金		第二條第三號ノ補助金		第二條第四號ノ補助金	
	計	實數	計	實數	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計	實數	計	實數	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計	實數	計	實數	計	實數	計	實數

備考

第一ノ備考ヲ準用ス

稚蠶共同桑園設置獎勵規則

